

# 千葉のまむかし



No. **7**  
**1994.3**

# 目次

## 千葉市域の旗本

赤井氏	四
朝倉氏	六
石尾氏	八
石丸氏	一一
一色氏	一三
御家人…岩下氏	一五
上杉氏	一六
岡野氏	一八
小栗氏 (下総守)	二〇
小栗氏 (又兵衛)	二二
小幡氏	二四
金田氏	二六
神谷氏 (新之丞)	二八
神谷氏 (美太郎)	二九
川口氏	三一
清野氏	三四
久保氏 (久五郎)	三六
久保氏 (主税)	三八
小出氏	三九
河野氏	四一
小林氏	四四
佐々氏	四六
鈴木氏	四八

建部氏	五〇
辻氏	五三
土屋氏 (馬之丞)	五五
土屋氏 (丹後守)	五七
遠山氏 (淡路守)	六〇
遠山氏 (四郎兵衛)	六二
戸田氏	六四
戸塚氏	六七
中山氏	七〇
服部氏	七三
林氏	七五
春田氏	七七
曲淵氏	七九
松下氏	八二
松波氏	八四
三嶋氏	八五
水野氏	八九
矢部氏	九一
山崎氏	九三
山高氏	九五
山名氏	九七
山本氏	九九
吉田氏	一〇一

表紙写真…建部伝内 (賢文) 木像。滋賀県蒲生郡安土町東光寺蔵。五一ページ参照。

# 千葉市域の旗本

江戸時代、千葉市域に知行地を有した旗本は幕末の最終時点で四五氏、同じく御家人は一氏を数える。本書では御家人の岩下氏を含め四六氏を五〇音順で紹介した。構成は初めに系図を載せたが、寛政期までは『寛政重修諸家譜』に準拠した。それ以降は『江戸幕臣人名事典』、『江戸幕府旗本人名事典』、『柳宮補任』などに拠って作成した。また、必要に応じて『徳川実紀』（正、統）で補った。

本文は同じく『寛政重修諸家譜』、『徳川実紀』（正、統）に拠って作成した。旗本によっては『大綱白里町史』、『山武町史』、『藤井寺市史』、『旗本三嶋政養日記』、『史友』、『千葉市史 史料編五』、『御用所本』より、市域の旗本で元和、寛永期の朱印状などが同書に写されている者についてはそれを載せた。原本は字配りなども忠実に写しているが、ここではスペースの関係で改行を以て示すに止めた。

知行地一覧は『旧高旧領取調帳』関東編、同近畿編、同中部編を基本に作成した。ほかに『千葉県地名大辞典』と同辞典のその他関係諸県版、『日本歴史地名体系』の滋賀県、群馬県、神奈川県版、『旧旗下相知行調』、および『上野国御改革組合村高帳』（上・下）、『大泉町誌』、『藤岡市史』、『桐生市史』、『太田市史』などで補った。

江戸時代、徳川家譜代家臣のうち知行高が一〇〇〇〇石未満で、將軍

## 市史編纂担当

に御目見ができる者を旗本、できない者を御家人、両者を総称して直参と呼んだ。享保七（一七二二）年の時点で旗本が五二〇五人（二三％）、御家人が一七三九人（七七％）の合計二二六〇四人（勝海舟著『吹塵録』）とある。また、同年に旗本及び御家人で地方知行が二六七〇人（二二％）、切米取及扶持米が一九八三九人（八八％）の合計二二五〇九人（『日本財政経済史料』二巻、四八六頁）とある。同じ年の数値でありながら合計人数が一〇〇〇人程食い違いますが、概数についてはこれにかめる。

徳川氏の所領は享保期で約六八〇万石といわれ、そのうち二六〇万石が旗本の知行地であったという。その多くは関東地方に集中し、ほかに中部、近畿地方に分布していた。一人の旗本の知行地は数か国（郡）、数か村に分散する傾向が強く、また、知行地とされた村は市内でも中野村の九給（一つの村を旗本など九人の領主が支配すること）をはじめ、多くが相給村となっている。なお、戸川残花は旗本知行地を「其過半は元より坂東なりと雖も、関西にもありて、多くは富有なりき、其理由は、関西の旗本は種々の事情に由りて断絶せし諸侯の支族、或は織豊の時代より其地を世襲し、所謂縄を入れて精密に大量を施さざるものなれば、表高よりも多かりしなり。従って民政の組織も小諸侯に似たりと雖も、関東は領知も切詰めにして、地方官の如きものなく、庄屋（里正）に一

表 1  
寛永一〇年二月に二〇〇石を  
加増された旗本。( )内は役職

寛永一〇年七月に 蔵米を知行地に改められた旗本 ( )内は改められた蔵米	石丸(書院番)、岡野(小姓組)、小栗信友(小姓組)、小幡(大番)、金田(大番)、 神谷政成(大番)、神谷次重(小姓組)、佐々(書院番)、鈴木(大番)、辻(大番)、 土屋政重(書院番)、遠山景綱(大番)、山本(大番)
天和二年四月に役料を加増された 旗本。( )内は加増高と役職	石尾(五〇〇石・使番)、金田(五〇〇石・先手鉄砲頭)、小出(五〇〇石・徒頭)、 河野(五〇〇石・鎗奉行)、中山(五〇〇石・先手鉄砲頭)、松波(二〇〇俵・大番組頭)、 三嶋(五〇〇石・小十人頭)、水野(五〇〇石・小姓組頭)、山崎(四〇〇石・船手)
元禄一〇年七月から同一一年までに 知行地の一部あるいは全てを移された旗本 ( )は移された年	岡野(六〇〇俵)、金田(三〇〇俵)、久保政周(二〇〇俵)、小出(六〇〇俵) 土屋朝直(二〇〇俵)、曲淵(二二〇俵)、松下(三〇〇俵)、 松波(六〇〇俵)、三嶋(三〇〇俵)、山崎(五〇〇俵) 赤井(一年三月)、一色(一〇年七月)、神谷直義、川口(一年六月)、 清野(一年)、鈴木(一年)、辻(一年)、土屋正克(一年四月)、 遠山景矩(一年四月)、中山(一年)、水野(一年)、山高、山本(一年六月)

任せり」(「旗本風俗其二」『旧幕府』一卷六号)とし関西に知行地を  
有した旗本の有利を指摘した。市域では戸田、久保、建部、石丸氏が関  
西に知行地を有するが、はたして該当するであろうか。

江戸時代初期、知行地を有していた旗本は自分の知行地に陣屋をもつ  
て住んでおり、逝去すると知行地に葬られることが多かったが(赤井氏、  
遠山氏、服部氏などの墓石が市内に残っている)、幕府の機構が整備さ  
れてくると次第に知行地から離れて江戸に居住するようになった。これ  
を最終的に仕上げたのが「元禄の地方直し」といわれている。したがっ  
て旗本家政の中心は江戸の旗本屋敷(三〇〇坪〜二〇〇〇坪位)となり、  
家老、用人などの家臣が屋敷に詰めて執務を行った。但し小身の旗本は  
拝領した屋敷地を他に貸して自らは他家に同居、または借地居住してい  
る例が多い(例えば小普請組では全体の約四六%)が、本文では原則と  
して拝領屋敷地の所在のみを載せた。なお、切絵図の屋敷地該当部分を  
載せた旗本もいるが、それは『嘉永慶應江戸切絵図全』人文社に拠った。  
地方直しであるが狭義には蔵米取りの旗本の俸禄を知行地に改めて与

えることで、寛永一〇(一六三三)年二月の「寛永の地方直し」と、前  
記の元禄一〇(一六九七)年七月のものが著名である。寛永期は同一〇  
年二月七日に、大番、書院番、小姓組番に属する一〇〇〇石以下の旗本  
に二〇〇石を、また蔵米取りにも二〇〇石を加増しすべて地方知行にす  
ることで合計五二六名が対象になった。元禄期はまず同一〇年七月二六  
日に五〇〇俵以上の蔵米取りの幕臣を地方知行に切り替えるとの令を発  
し、続いて同年八月二日には範囲を広げ、原額五〇〇石以上の全幕臣  
を対象にする旨の決定がなされた。元禄期には五四二名が対象になり、  
大半は同一一年に終了し、同一三年に完了した。なお蔵米取りを地方知  
行に改めた収税は同一一年より行われている。元禄期には検地も併行し  
て行われ、元禄の地方直しと同検地により、知行地定着によって進行し  
つつあった旗本の個別地域的封建領主化は阻止され、旗本は封建官僚予  
備軍としての性格を強くした。

また、元禄一〇年に先立つ天和二(一六八二)年四月には、番組の頭  
および諸役人の役料を世禄に加えている。市域の旗本で二つの地方直し

と、天和二年の加増に該当する旗本は表一のとおりである。

旗本は通常老中、若年寄などの支配のもと番方（將軍の護衛をする大番、書院番、小姓組番、新番、小十人組や江戸城、二条城、大坂城の警備など）と役方（町奉行、勘定奉行などの行政、司法、財務職）の諸役職についた。天保年間（一八三〇～四四）には旗本が就任できる役職が一八二設置されていた。三〇〇〇石未満の旗本が出世する場合、普通兩番（書院番と小姓組番）や大番、新番などに番入りし、昇進して目付などの布衣（無位の武家の礼服）の格式の役になり、遠国奉行などを経て勘定奉行、町奉行、大目付、小姓組番頭、書院番頭などの、従五位下に叙されて「守」などに任じられる諸大夫の格式の役についた（最終的には留守居や側衆がある）。典型的な出世の例として、市域では土屋正方などが該当する。但し旗本全体の四〇％前後が非役であったとみられ、非役の者のうち三〇〇〇石以上の者は寄合、それ以下の者は小普請に編入されて毎年禄高に応じた小普請金を徴収された。また、特別の家柄に主に朝廷関係の儀礼を司る高家と、大名なみの待遇をうけた交代寄合が

あったが、市域では前者が上杉氏、後者は山名氏が該当している。旗本家の嗣子は通例少年期に將軍への拝謁を済ませ、のちに何らかの役職に就く。父から知行地を含めた家督を継ぐ（襲封という）以前に役職につき場合もあるが、父の急死による急養子などの場合、これら（初拝謁、襲封、就職）がたて続けに行われる。また、老年や病氣などで生前に家督を譲って隠居することを致仕という。

表二は紹介した四六氏を総知行高の順にしてみたものである。旗本の階層をみる一つの指標として、享保九（一七二四）年六月三日に諸大名および、万石以下に対する儉約令の条があるが、万石以下のおわりに「此旨五千石。三千石。千石。五百石。各其分際を考はかりて軽重有べし。なを小身の輩は。別に省略あるべしとなり。」（『徳川実紀第八篇』）とあり、これにならってみてみると、総知行高は込高を含んでいる者が多いが五〇〇〇石以上一家、三〇〇〇石以上三家、一〇〇〇石以上三家、五〇〇石以上一七家、五〇〇石未満一一家となる。

石尾氏、水野氏は各一村ずつ石以下の不明な知行地があり、+ a 分がある。

表 2

支	配	知行高(石)
戸田	下総守	7000.00000
松下	加兵衛	3960.60651
土屋	丹後守	3890.79660
中山	筑後守	3206.75164
曲淵	乙八郎	2622.03220
石尾	銑次郎	2505.76723
河野	左門	2411.24240
川口	与八郎	2340.50760
上杉	源四郎	2334.03860
小出	静五郎	1789.49670
一色	摂津守	1748.65180
三嶋	詮之丞	1652.67145
金田	鍛之助	1648.79960
戸塚	泰之助	1336.78413
土屋	馬之丞	1149.02310
久保	久五郎	1121.33810
水野	鎧太郎	1044.67850
山名	彝丸	992.48700
山崎	金橋	946.14250
建部	伝内	922.49233
辻彦	三郎	905.29860
松波	弥寿之丞	793.27750
岡野	作兵衛	788.26099
吉田	収庵	772.30500
遠山	四郎兵衛	706.52280
小栗	下総守	663.88764
鈴木	猪三郎	658.27120
春田	与八郎	621.28100
小栗	又兵衛	613.48398
石丸	源五郎	600.00000
山高	左大夫	594.45050
服部	三右衛門	550.00000
赤井	藤太郎	545.05310
神谷	新之丞	528.85053
矢部	安之助	440.00000
山本	千代造	430.50180
小林	虎之助	411.60000
神谷	美太郎	400.00000
遠山	淡路守	360.63370
朝倉	主殿	300.00000
林宗	五郎	284.44466
佐々	主計	242.75138
久保	主税	199.94610
小幡	栄三郎	180.55630
清野	滝三郎	168.34200
岩下	大之丞	70.00000

石尾氏、水野氏は各一村ずつ石以下の不明な知行地があり、+ a 分がある。

# 赤井氏



井筒桐

家紋は原書房刊「江戸幕府旗本  
人名事典」所収のものを、縮小  
して使用した。以下同じ。

家満(五郎 大炊助 判官代)  
葦田或いは井上を称す。

(四代略) — 爲家(九郎)

丹波国氷上郡の新郷に居住。

家茂(太郎)

基家(又次郎)

足利尊氏に従い軍功あり。

(七代略)

時家(五郎 越前守)

丹波国氷上郡の新郷

に居住し、仇敵内藤

某と戦う。天正九年

五月没八八才。

家清(五郎 兵衛大夫)

時直(弥平兵衛 時家の六男)

初め蘆田を称する。天正一二年長久手の戦で家康に味

方する。のち浜松で拜謁。慶長五年関ヶ原の戦に供奉。

のち大坂の両陣に供奉。寛永一一年八月没七六才。

時長(太郎左衛門 赤井幸家の六男)

時重(三作丸 弥平兵衛 時長の二男)

寛永一三年二月一五才で家光に初拜謁。同

一七年三月小姓組。のち番を辞し小普請。

延宝三年八月書院番。同四年九月没五五才。

直矩(弥十郎)

明暦三年七月一〇才で家綱に初拜謁。寛文三年一二月書院番。延

宝四年一二月襲封。元禄六年六月桐間番。同年七月小納戸。同七

年八月綱吉に論語を講じ褒美を賜る。同年九月桐間番に戻る。同

年一月大番。宝永四年一二月番を辞す。享保七年七月致仕。同

一三年一二月没八一才。

直昌(藤太郎 弥平兵衛)

延宝七年八月七才で家綱に初拜謁。元禄六年一二月小姓組。

同一年四月より再び進物番。宝永五年二月進物番を免され、正徳元

年一〇月より再び進物番。享保七年七月襲封。同一年七月六月

進物番を免される。元文二年閏一二月西丸に勤仕。同五年四

月没六八才。

直房(藤太郎 弥平兵衛)

元文五年七月襲封。同月吉宗に初拜謁。同年一二月小姓組。延享

二年閏一二月番を辞す。同三年八月致仕。宝暦五年四月没五八才。

直恒(藤之助 主計)

延享三年八月襲封。同年九月家重に初拜謁。寛延元年一二月

小普請組支配組頭。同二年五月配下の者の落度により出仕を

止められ、のち許される。明和三年九月没四六才。

直盈(弥十郎 主計)

明和三年一二月一七才で襲封。明和九年三月西丸小姓組。安永八年四月本丸に勤仕。天明

元年五月西丸に戻る。同六年閏一〇月本丸に勤仕。寛政八年一二月若君(家慶)に附属し、

西丸小姓組。同一年一二月西丸小姓組組頭。文化一一年一二月勤を辞し小普請。

(弥平兵衛)

書院番を勤める。文化

一一年一二月小普請と

なり拜謁を止められる。

(藤太郎)

天保四年四月三〇才で襲封し小普請。同七年一〇月書院番。慶応元年六月時点でも同番。

赤井氏の先祖は井上あるいは葦田と称し、丹波半国の押領使などをつとめる豪族であった。六代目爲家るとき丹波国氷上郡の新郷に移り、初めて赤井と称する。一〇代後の時家は内藤某のため、代々の居所丹波国氷上郡の新郷を逐われ播磨国三木に赴く。のち兵をあげ丹波国烏帽子山に陣を張り内藤法雲を討つて再び丹波国を領した。時直は天正二二（一五八四）年、長久手の戦のとき家康に味方し功をたて、同年四月一〇日に家康より感状を賜る（史料一）。のちに浜松で家康に拝謁し、そののち御家人に列して下総国千葉郡において五〇〇石の知行地を賜る。その後関ヶ原の戦や大坂の両陣に供奉し、軍功をあげ、慶長六（一六〇一）年には大和国宇智郡内に一〇〇〇石を増加されている。時直の跡は養子の時長が継いだ。はじめ時長は父の知行地下総国千葉郡において五〇〇石を分知され、寛永二（一六二五）年一二月に朱印状を賜る（史料二）。のち家を継いだ際に大和国の一〇〇〇石を知行し、それまでの千葉郡の知行地五〇〇石は、父時直に養老料として与えられた。

六三〇年改正の「飯田町駿河台小川町絵図」でも藤太郎の屋敷が確認できる。また、時直、時長、時重は千葉郡小倉村（若葉区小倉町）の真浄寺が、直矩以降は本所の妙寿寺が葬地である。

寛永一三（一六三六）年この養老料五〇〇石は、時直の養子である時重が賜り別家をたてる。直矩は延宝四（一六七六）年一二月に襲封し、元禄一一（一六九八）年三月に千葉郡内の知行地の小倉、段谷（旦谷）村を上総国山辺郡内に移されている。

赤井弥平兵衛時直拝領同主計直盈書上 東照宮御判物  
就其国之様子使者被差越候委細令得其意候抑今度以才覚一揆令蜂越起両城被持候由無比類義候弥何分二も於有馳走者信雄江申上其方可任御存分候間此度可被抽忠戦候兼又此表模様昨九日及合戦池田勝入父子三人を初森武蔵守堀久太郎長谷川藤五郎三好孫七郎其外大将分之者十人余以下之者一万余討取候羽柴義も通路留不洩一人茂追籠置候間不移昨日可切根事眼前之条上洛不可有程候尚使者可為演説候恐々謹言

御諱御書判  
赤井弥平兵衛尉殿

史料二  
下総国千葉郡小倉村三百三拾五石壹斗段谷村九拾七石五斗余宮之木村六拾七石余合五百石事令扶助之訖全可知行者也  
寛永二  
十二月十一日  
御朱印

赤井太郎左衛門との

屋敷は延宝期（一六七三—一六八二）以前から一貫して駿河台袋町にあった。四九ページに載せた嘉永二（一八四九）年新刻、文久三（一八

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市稲毛区	下総国千葉郡	宮野木	七七・〇〇四〇〇石	三七八・〇〇一五〇石	二
大網白里町	上総国山辺郡	四天木	四六八・〇四九一〇石	九二六・九〇七〇〇石	四
知行高合計			五四五・〇五三二〇石		

# 朝倉氏



一木瓜

有間皇子 — 日下部公表米 — (一七代略) — 広景 (孫右衛門) — (五代略) — 孝景 (初め教景 一名敏景 小太郎 孫右衛門 彈正左衛門尉)

氏景 (孫次郎 孫右衛門尉) — 貞景 (下野守) — 孝景 — 義景 (初め延景 左衛門督) — 在重 (弥六郎 河内守) — 在重 (弥六郎 六兵衛)

宣正 (藤十郎 筑後守) — 在重 (仁左衛門 石見守 在重の二男) — 重宣 (三十郎 仁左衛門) — 寛永二年一才で秀忠に初拜謁。同七年小姓となり膳番を兼務。同九年二月小姓組。慶安二年七月日比谷門普請奉行。同三年二月襲封。承応二年二月細川六丸幼少のため肥後国熊本の国目付。明暦元年九月徒頭。同年二月布衣を許される。延宝二年一月留守居番。同三年一月勤を辞し小普請。同四年一〇月没六二才。

慶長二〇年大坂夏の陣で戦功があり、凱旋ののち秀忠に仕え、書院番。のち膳番。寛永二年七月目付。のち布衣を許される。同七年四月使番。同九年六月細川忠利入封につき肥後国熊本城の城引渡し役。同一年四月松平定綱入封につき美濃国大垣城に赴き使者となる。同一年三月豊後国萩原の目付。同二年七月戸田氏缺入封につき美濃国大垣城の城引渡し役。同三年七月池田光仲幼少のため因幡国鳥取の国目付。同一年二月京坂目付。同一年三月本多政勝入封につき、大和国郡山城の城引渡し役。同年七月町奉行。同一年一月從五位下石見守に叙任。慶安三年一二月没六八才。

景宜 (主膳 小左衛門) — 景豊 (龜之丞) — 天和三年八月九才で綱吉に初拜謁。元禄元年一二月襲封。同二年一月一五才で没。幼少にて没したため知行地収公。

慶安元年七月九才で家光に初拜謁。万治二年七月書院番。延宝四年一二月襲封。貞享二年二月駿府在番中の落度により閉門。同年九月許される。貞享五年九月没四九才。

景増 (万三郎 主膳 小左衛門 仁左衛門) — 光景 (初め景重 万三郎 主殿 仁左衛門) — 延享元年一二月吉宗に初拜謁。宝暦一二年九月書院番。同一年八月襲封。安永五年六月、さきに家治の日光社参に徒歩で供奉し、また鷹狩りにしばしば従い褒美を賜る。寛政元年七月没六二才。

享保九年七月襲封。同年一〇月書院番。吉宗の日光社参に徒歩にて供奉し。同一年四月褒美を賜る。元文二年一二月西丸徒頭。同月布衣を許される。宝暦四年五月先手弓頭。同五年八月火附盜賊改加役。同六年一月駿府町奉行。同一年五月同地に没六一才。



恒景（左膳 小左衛門）

（主殿）

寛政元年一〇月一七才で襲封。同年一二月小姓組。

天保七年一二月書院番。

同八年一二月若君（家慶）に附屬し西丸に勤仕。

同十二年一二月襲封。

孝徳天皇の第二皇子である有間皇子の流れをくむといい、その子日下部公表米が但馬国朝来郡朝倉郷に居住し、子孫宗高の時に朝倉と称したと伝えるが、実際は但馬国造の一族で同国の有力豪族であったとみられている。但馬国を本拠にしていた朝倉氏であるが、南北朝内乱の過程で広景が斯波高経に従い越前国に入国し黒丸城に居住する。莊園を蚕食し次第に有力国人として成長し、応仁の乱（一四六七〜七七）までに斯波氏が一族の対立、守護代との抗争で衰退したこともあって、朝倉氏が台頭していく。孝景（一乗谷初代 英林）は応仁の乱の時、初めは西軍に属したが、文明三（一四七二）年に細川勝元の誘いで東軍に寝返り、このとき越前国の守護職に補任されたといわれる。また、一乗谷に居城を移したのも孝景の代とされる。次の氏景の代に越前国が平定され、一乗谷を拠点に朝倉氏は戦国大名として覇をとるが、義景の代に織田信長に滅ぼされる。

一方、孝景（一乗谷四代）の兄（或いは弟とも）の景高の系統はその後も続き、江戸時代旗本となる。在重（河内守）が駿河国安倍郡柿嶋に移住したのち、その子在重（六兵衛）は家康に仕え、天正一二（一五八四）年の長久手の戦いで戦功があった。同一年八月家康関東入国には訳

があつて従わず、中村一氏に属した。のち再び家康に勤仕し元和元年一月七一才で没した。在重（仁左衛門）は大坂夏の陣で牧野忠成に属して戦功をたて、凱旋ののち秀忠に仕え書院番となる。寛永二（一六二五）年七月には目付に就任し、同月知行地の朱印状を賜る（史料三・一二ページ参照）。在重は上総国望陀、下総国葛飾の二郡において五〇〇石を知行したが、同七年四月使番となり下総国葛飾郡で五〇〇石を、同一年一二月にも甲斐国八代郡で一〇〇〇石を加増され知行高は二〇〇〇石となる。重宣は寛永一〇年知行地二〇〇石を賜り、慶安三（一六五〇）年一二月襲封するが、先の二〇〇石は弟重興に分知し、自身は二〇〇〇石を知行している。景宣は延宝四（一六七六）年一二月襲封するが、弟景忠に三〇〇石を分知し一七〇〇石を知行する。景豊は元禄元（一六八八）年一二月襲封するが、同二年一月に一五歳で没したため知行地を収公されてしまう。弟の景儀は同三年四月に先祖の勤功で旧知行地の上総国望陀、下総国千葉の二郡において三〇〇石を賜り家を再興している。屋敷は寛政、文政、天保期とも南本所にあつた。なお、一二ページに載せた文久二（一八六二）年改正の「本所深川絵図」でも主殿の屋敷が確認できる。また、在重（仁左衛門）以降の葬地は四谷の全勝寺である。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市稲毛区	下総国千葉郡	稲毛	六五・〇〇〇〇〇石	五二七・一六一九〇石	二
木更津市	上総国望陀郡	伊豆島	二三五・〇〇〇〇〇石	五七三・〇九六六〇石	六
知行高合計			三〇〇・〇〇〇〇〇石		

# 石尾氏



丸の内葛

(荒木)某(大藏)

某(美作)

元清(志摩)

石尾治一(与兵衛 下野守 越後守)

摂津国花隈城に居住し、

元清の三男)

一八〇〇石を領する。

秀吉に仕え、慶長二〇年秀忠に仕える。

義村(藤次郎 信濃)

村重(十次郎 弥助)

荒木元満(十左衛門 元清の四男)

信濃 摂津守)

治昌(鶴右衛門 七兵衛 志摩守)

氏一(初め治重 長三郎 勘右衛門 七兵衛)

慶長二〇年秀忠に仕え、のち書院番。寛永三年の上洛に供奉。同九月八月水野忠清入封につき三河国吉田城の城引渡し役。同一年一月浅草知楽院の作事奉行。同一年七月松平康映入封につき播磨国山崎の城引渡し役。同一年八月水野忠清入封につき播磨国山崎の城引渡し役。同一年七月諸国巡見使。同一年八月水野忠清入封につき信濃国松本城の城引渡し役。同二年七月朝鮮国使者来聘の際、仮目付。正保二年八月外郭等への辻番所設置を司る。慶安元年閏一月増上寺の修造を奉行し褒美を賜る。同四年一月東叡山東照宮造営を奉行し褒美を賜る。承応元年一月日光山大猷院廟の造営を奉行し褒美を賜る。同二年三月家光三回忌に伴う廟普請を担当し再び日光山に赴く。同山で酒井忠勝を通じ勤勞を賞せられ、同四月従五位下志摩守に叙任。明暦三年四月豊後国府内に赴き目付代。のち番を辞し寄合。寛文四年一二月致仕。同一年八月没七五才。

寛永九年八月一二才で家光に初拜謁。同一年七月三月書院番。のち小姓組。寛文四年一二月襲封。同八年九月代官町の土手普請を勤め褒美を賜る。同一年六月使番。同年一二月布衣を許される。寛文一三年七月禁裏造営を承って京に行き、法皇より藤浪の硯箱を賜る。延宝七年八月播磨国明石城を本多政利が、同国穴栗を本多忠英が受取る際、それぞれ引渡し役。同八年閏八月日光山目付代。同九年九月松平直矩が蟄居の際、領地播磨国姫路に赴き目付を勤め、同城を本多忠国が受取る際、城引渡し役。貞享元(または二年)年二月先手鉄炮頭。元禄三年三月勤を辞し寄合。同六年一二月致仕。同一年一月没八〇才。

氏信(犬松 織部 阿波守)

氏茂(五郎次郎 勘助 新八郎 主馬 織部 七兵衛 阿波守)

延宝六年五月一〇才で家綱に初拜謁。元禄六年一二月襲封し小普請。同一〇年三月書院番。同一二年一〇月使番。同年一二月布衣を許される。同五年二月目付。同年一〇月火の元役。同一年六月稲垣重富に属して京、大坂、長崎を巡視。同年七月長崎奉行。同年一〇月従五位下阿波守に叙任。宝永二年一二月勘定奉行。同五年一二月没四〇才。

宝永五年一二月襲封し寄合。同六年四月家宣に初拜謁。享保三年三月書院番。同五年七月山内豊常幼少のため土佐国高知に赴き目付。同八月一月屋敷改。同九年一〇月書院番組頭。同年一二月布衣を許される。同一年一月靈元法皇の仙洞附。同年五月従五位下阿波守に叙任。同年一二月法皇死去につき寄合。同一年八月先手弓頭。元文二年七月勤を辞し、同年一二月致仕。延享元年七月没六八才。

氏記(万吉 主馬 七兵衛 阿波守 桑山元武の二男)

享保一〇年二月吉宗に初拜謁。同二〇年九月西丸書院番。元文二年二月襲封。寛延四年一〇月植村恒朝改易の際、上総国勝浦に赴き目付役。宝曆三年一二月組頭。同月布衣を許される。明和五年四月先手鉄炮頭。安永三年五月新番頭。同五年四月家治の日光社参に供奉。同六年六月西丸留守居。同年一二月從五位下阿波守に叙任。同七年九月没七〇才。

氏封(万太郎 主馬 七兵衛)

宝曆元年一二月家重に初拜謁。安永五年一二月書院番。同七年一二月襲封。天明四年一二月使番。同年一二月布衣を許される。寛政元年一月山陰、山陽道の巡見使となり、同年七月備前国邑久郡牛窓村で没五九才。

氏紹(千次郎 吉之丞 七兵衛 主馬 一柳末榮の三男)

天明七年四月家齊に初拜謁。寛政元年一〇月三才で襲封。同四年一二月書院番。のち鷹狩りに従い、鳥を射て褒美を賜る。文化三年一月使番。同九年七月勤を辞し寄合。文政六年七月致仕。

(七兵衛) 氏則(七兵衛 織部 式部)

文政六年七月襲封。のち小姓組。小姓組。嘉永三年一月使番。安政四年五月没。

(寅太郎)

安政四年七月襲封し小普請。文久三年一二月致仕。

(銃【鉄】次郎 氏則の子 寅太郎の弟)

文久三年一二月襲封し小普請。元治元年八月小姓組。

元は荒木姓で、丹波国天田郡荒木村に居住したことから荒木と称した。

元清は同族の荒木村重に属して摂津国花隈城に住し、一八〇〇石を領する。治一は荒木を改め石尾と称するが、天正八(一五八〇)年三月花隈城落城後父と共に豊臣秀吉に仕え、慶長五(一六〇〇)年関ヶ原の戦

のち黒田長政に召し預けられる。のち許されて京に居住し、同一九年(一八五二)年新鑄、安政四(一八五七)年改の「市ヶ谷牛込絵図」でも式部の屋敷が確認できる。また、治一以降の葬地は麻布(のち渋谷に移る)の祥雲寺である。なお、江戸時代最後の当主銃(鉄)次郎の墓石が花見川区横戸町明星寺にある。

屋敷は寛政、文化、文政、安政期とも牛込山伏町にあった。嘉永四

大坂冬の陣の際に召されて有馬豊氏に属して戦い、翌年の大坂夏の陣では本多忠純に属した。治昌は父と共に大坂の陣に供奉し、のち寛永二

(一六二五)年一二月下総国葛飾、岡田の二郡において二〇〇〇石の朱

印状を賜る(史料四)。但し史料ではのちの氏紹によって、治昌の父治

一が受領したと書上げられている。氏一は天和二(一六八二)年七月

史料四

石尾七兵衛尉治一拝領同七兵衛氏紹書上

(『柳営補任』では四月)に上野国新田、山田、邑楽の三郡において五

〇〇石を増増され、知行高は二五〇〇石となる。氏信は元禄六(一六九

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給數
千葉市花見川区	下総国千葉郡	横戸	九〇・九〇〇石	一一七・〇九一〇〇石	二
千葉市若葉区	下総国千葉郡	殿台	二二七・七七八〇〇石	二二七・七七八〇〇石	一
八千代市	下総国千葉郡	真木野	七八・一三二〇〇石	七八・一三二〇〇石	一
八千代市	下総国千葉郡	勝田	八三・八〇〇〇石	八三・八〇〇〇石	二
白井町	下総国印旛郡	清戸	二四〇・〇六八五〇石	二六三・五七三五〇石	二
佐原市	下総国香取郡	堀之内	三六九・三七四九〇石	八八三・八二八四一石	六
小見川町	下総国香取郡	五郷内	一六九・一七六三三石	五一一・九八九〇〇石	四
東庄町	下総国香取郡	須賀山	四六・九七八五〇石	一二五六・九五三六〇石	四
茨城県八千代町	下総国岡田郡	西露田	六二・三〇〇〇石	四〇二・四六八〇〇石	二
茨城県八千代町	下総国岡田郡	磯	三〇八・〇〇〇〇石	三〇八・〇〇〇〇石	一
茨城県八千代町	下総国岡田郡	村貫	四三六・六〇〇〇石	四三六・六〇〇〇石	一
茨城県八千代町	下総国結城郡	松本	一九三・〇〇〇〇石	一九三・〇〇〇〇石	一
群馬県桐生市	上野国山田郡	下広沢	三一・三〇〇〇石	六七四・二三四〇〇石	三
群馬県太田市	上野国新田郡	強戸	八四・三五〇〇石	一三八五・六三三〇〇石	六
群馬県太田市	上野国邑楽郡	古戸	八四石余	五三四・五八三〇〇石	五

知行高合計 一五〇五・七六七三石十 $\alpha$



石尾

拾貳石三斗余磯村三百八石葛飾郡坂戸村四百石小竹村四百石横戸村  
 百石勝田村八拾三石三斗合貳千石事令扶助之訖全可知行者也  
 寛永二  
 十二月十一日  
 御朱印  
 石尾七兵衛尉とのへ

# 石丸氏



丸の内上羽蝶

一 万田治部大輔貞能

有忠(藤次郎 善藤)

有次(左京進)

弘治二年没二五才。

有定(孫次郎)

寛永八年一月没八五才。

正次(与五左衛門)

持筒頭、慶長二〇年六月没。

正直(勝三郎)

元和元年書院番。同年襲封。のち西丸に勤仕。寛永三年の上洛に従う。

のち番を辞し寄合。寛文九年一月没。

政證(伝左衛門 伊右衛門)

慶安五年八月家綱に初拜謁。万治二年七月書院番。寛文九年二月襲封。貞享四年三月桐間番。同年五月書院番。元禄一〇年五月没。

有俊(初め忠辰 頼母 与五左衛門)

政證弟正廣の長男)

元禄一〇年七月襲封し小普請。同年八月綱吉に初拜謁。正徳五年二月致仕。享保三年一月没三八才。

有親(左兵衛 正廣の二男)

正徳五年二月襲封。享保元年八月吉宗に初拜謁。同二年二月自宅での刃傷につき逼塞。同三年三月許される。同九年七月書院番。同二〇年七月番を辞す。延享二年二月致仕。明和二年五月没八〇才。

有孝(孫次郎)

享保一〇年一月吉宗に初拜謁。延享二年二月襲封し、同年閏二月西丸小姓組。宝暦一年八月本丸に勤仕し、翌年二月西丸に戻る。明和四年九月没六三才。

有由(孫之丞)

明和四年一月二七才で襲封。同年二月家治に初拜謁。安永四年二月小姓組。

(虎之助)

(享和元年頃)

(孫之丞)

(文化三年頃)

(鉄太郎)

(文化一三年頃)

(源五郎)

(天保七年頃、最幕末)

大友左近将監能直の後胤という一万田治部大輔貞能が、摂津国豊島郡

萱野郷石丸村に居住し村名を姓としたという。貞能の子孫である有忠は

伊勢国甲の西城に居住し伊勢国司に属した。有次も伊勢国司に属したが

弘治二(一五五六)年二五歳の時、逆臣討伐戦で討死する。有定は伊勢

国司に属したのち、織田信雄に属し信雄配流の際つき従って秋田へ行く

が、その後家康に召されて文禄元(一五九二)年御家人に列し五〇〇石

を拝領した。正次は慶長元(一五九六)年家康に仕え、のちに上総国埴

生、近江国野洲の二郡において一〇五〇石を拝領し、父の五〇〇石は弟

定政が継いだ。正直は寛永二(一六二五)年七月に朱印状(史料五)を

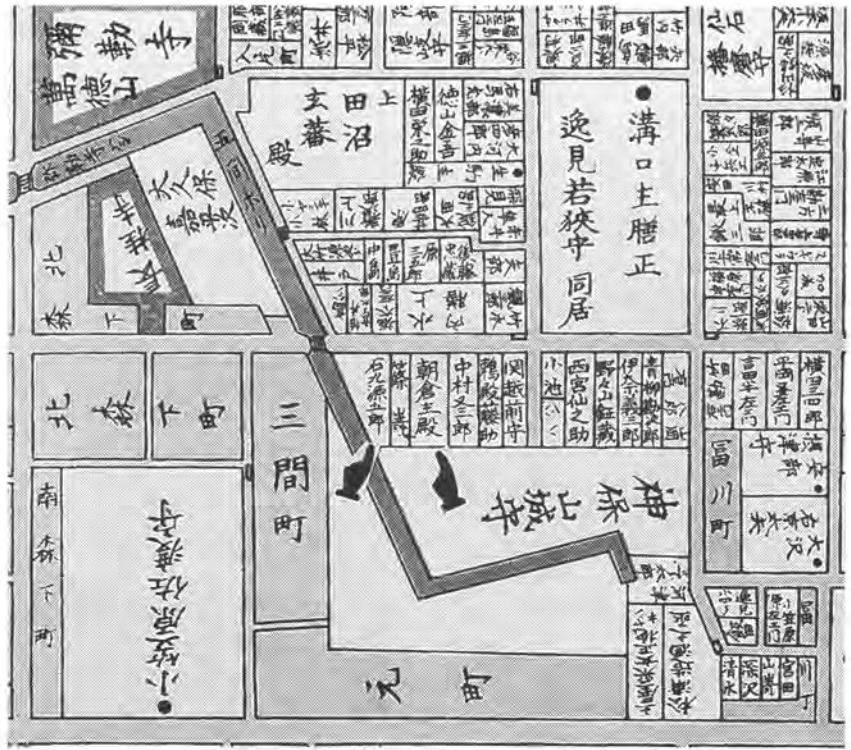
賜る。のち同一〇年二月に上総国山辺郡において二〇〇石を加増され一

二五〇石を知行するが、この加増分に小食土村が含まれていたとみられ

る。政證は寛文九(一六六九)年二月の襲封の際、弟正廣に二五〇石

を分知し自身は一〇〇〇石を知行する。次の有俊も元禄一〇(一六九

七)年七月の襲封時に六〇〇石を知行し、四〇〇石を弟有證に分知して



● 朝倉、石丸

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市緑区	上総国山辺郡	小食土	四四・七七八〇〇石	四五一・五九六〇〇石	三
大網白里町	上総国山辺郡	大網	五五・二二二〇〇石	二六二・三三四〇〇石	一三
茂原市	上総国埴生郡	三ヶ谷	一〇〇・〇〇〇〇〇石	三五七・〇〇〇〇〇石	一一
滋賀県中主町	近江国野洲郡	吉地	四〇〇・〇〇〇〇〇石	五二〇・七五四六〇石	三
知行高合計			六〇〇・〇〇〇〇〇石		

いる。

屋敷は寛政ノ文政期には南本所にあった。文久二(一八六二)年改正の「本所深川絵図」でも源五郎の屋敷が確認できる。なお、正次以降の葬地は小石川の無量院である。

史料五

石丸勝三郎正直拝領御朱印石丸孫之丞有由一書上

上総国埴生郡三谷村参百五拾貳石長南余八幡原村之内百九拾八石近

江国野洲郡吉地村五百石都合千五拾石事令扶助之畢全可知行者也

寛永二

七月廿五日

御朱印

石丸勝三郎とのへ

史料三

朝倉石見守在重拝領同小左衛門恒景書上 大猷院殿御判物

上総国望陀郡伊豆嶋村四百三拾九石壹斗余葛飾郡佐山村六拾石八斗

余都合五百石之事令扶助之訖全可知行者也

寛永二

七月廿七日

御判

朝倉仁佐衛門とのへ

# 一色氏



引両筋

直明(初め直兼 宮内大輔)

直清(八郎 宮内大輔)

直頼(八郎 宮内大輔)

直朝(宮内大輔)

寛正五年二月没。

慶長二年十一月没。

義直(宮内)

父と共に幸手庄に居住。天正一八年

八月家康入国の際初拜謁。慶長の初め致仕。大坂冬の陣の際、伏見城を守る。寛永二〇年一〇月没。

照直(初め照末 次郎)

直氏(吉十郎 内記 宮内 杉浦直爲の長男)

寛永一六年一月家光に初拜謁。のち襲封。幼年のため父直爲が諸事を沙汰し知行地に居住。慶安三年四月甲府城の守衛。同五年七月没。

直房(八十郎 右京)

慶安元年六月家光に初拜謁。承応元年一二月襲封。のち江戸に行き小普請。寛文三年五月常陸国下館城を守衛。貞享元年五月没。

直與(初め直高 八五郎 左京 数馬)

直政(源次郎 直房の三男)

貞享元年七月襲封し小普請。同月綱吉に初拜謁。元禄九年七月小姓組。同一年六月没三六才。

直範(鍋蔵 源次郎)

元禄一四年七月三才で襲封。享保九年一〇月書院番。延享三年四月没四八才。

直次(源五郎 源次郎)

享保一十九年九月、一六才で吉宗に初拜謁。延享三年七月襲封。同年一月書院番。のち騎射及び流鏑馬の射手を勤め褒美を賜る。宝暦一〇年八月畿内の国々を巡見。明和七年一月使番。同年一二月布衣を許される。安永五年四月家治の日光社參に供奉。同一〇年三月先手弓頭。寛政四年閏二月勤を辞し寄合となり褒美を賜る。同年八月致仕。同五年七月没七五才。

直美(作十郎 源次郎)

安永三年三月家治に

初拜謁。寛政二年一月書院番。同四年八月三六才で襲封。

直方(幾之助 源次郎)

西丸書院番。

直頂(熊蔵 源次郎)

西丸書院番。文政八年一月使番。同九年六月勤を辞す。同年一二月致仕。

直温(邦之輔 山城守 摂津守)

文政九年一二月襲封し小普請。天保一四年一月小納戸。同年一二月布衣を許される。同月小姓。弘化二年五月使番。嘉永五年五月目付。安政五年二月堺奉行。同年三月從五位下山城守に叙任。同年九月大坂町奉行。万延二年一月勘定奉行。同(文久元)年一〇月外国奉行。同二年一二月再び勘定奉行、道中奉行兼帯。同三

年一月家茂の上洛に供奉。同三年一二月一橋家家老。元治元年六月大目付。同年七月書院番頭。同年八月長州征伐に供奉。同二年一月病に付き勤を辞し寄合。慶応二年一二月製鉄所奉行。同四年閏四月役を免ぜられ勤仕並寄合。

当家は室町幕府の重臣一色氏の一族というが、直明以前の系譜は確定できない。直朝は天文年中（一五三二―五五）足利晴氏、義氏に従い、のち武蔵国葛飾郡幸手庄に居住した。義直は父と共に幸手庄に居住し、天正一八（一五九〇）年、家康の関東入国するとき初拝謁し、幸手庄に五一六〇石余を賜る。のち下総国相馬郡に知行地を移され木野崎村に隠退し、慶長の初めに致仕した。のち慶長五（一六〇〇）年の上杉征伐に供奉を願い出たが、老齢のため許されなかった。関ヶ原の戦後、江戸にて家康に拝謁し、老齢にも係わらず上杉征伐の供奉を願い出た事を認められ、隠居料として下総国和歌領において一〇〇〇石を賜った。同一九年の大坂冬の陣では伏見城を守っている。照直は慶長の初めに襲封し、同七年一〇月近江国蒲生郡において二〇〇〇石を加増されるが、その際の黒印状は史料六のとおりである。照直はこれにより七一六〇石余を知行したが、同一一年二月若くして没したため再び義直が旧領を賜って家政を司り、隠居料である和歌領の一〇〇〇石と照直の加増分二〇〇〇石は収公された。直氏は寛永一六（一六三九）年家光に初拝謁ののち襲封するが、幼少のため実父杉浦直爲（義直の女婿）が家政を司り直氏は知行地に居住した。直房は承応元（一六五二）年一二月に襲封するが、自身

は四五〇〇石を知行し弟直武に六六〇石余を分知している。

直政は貞享元（一六八四）年七月兄直興が襲封の際、下総国相馬郡において一〇〇〇石を分知され別家をたてる。のち元禄一〇（一六九七）年七月には知行地を同国葛飾郡に移されるが、この時原村は直政の知行地になったとみられる。直次は寛政四（一七九二）年八月致仕するが、その際隠居料三〇〇俵を賜っている。

屋敷は寛政、文政、天保期は本所菊川町に、安政期は小川町雉子橋通にあった。一〇二ページに載せた嘉永二（一八四九）年新刻、文久三（一八六三）年改正「飯田町駿河台小川町絵図」でも山城守（直温）の屋敷が確認できる。また、直政以降の葬地は谷中の長明寺である。

史料六

二代目 改直  
一色宮内大輔照直 同人書上

江州蒲生郡弓削村千百四石六斗六升外原村式百八拾式石宮井村之内百四拾式石八斗西明寺村之内四百七拾石五斗四升合式千石之事宛行 訖全可領知者也仍如件

慶長七年十月二日 御黒印

一色次郎とのへ

現行市町村名	国 郡 名	村 名	知行高	村 高	相給数
千葉市若葉区	下総国千葉郡	原	六一・一〇五〇〇石	一五七・八二一〇〇石	一
野田市	下総国葛飾郡	西三ヶ尾	三四七・〇六七四〇石	五二五・四〇二四〇石	三
野田市	下総国葛飾郡	二ツ塚	一〇三・八四六五〇石	一五二・五四七五〇石	一
流山市	下総国葛飾郡	中	一一〇・〇〇〇〇〇石	一一四・四〇〇〇〇石	三
流山市	下総国葛飾郡	後平井	一一一・〇六八〇〇石	一一一・一八〇六〇石	二
松戸市	下総国葛飾郡	二ツ木	三五二・七〇三〇〇石	三五二・七〇三〇〇石	一
船橋市	下総国葛飾郡	南金杉	八七・七〇九四〇石	二二二・〇五六二〇石	四
埼玉県杉戸町	下総国葛飾郡	椿	六六三・一五二五〇石	九九三・八二二五〇石	五
知行高合計			一七四八・六五一八〇石		



御家人 岩下氏 家紋丸に雪篠

守重(又右衛門) ———— 守胤(角弥) ———— 守久(甚右衛門)  
 信州蘆田氏に仕える。 寛永元年三月没七〇才。 寛永元年三月襲封。のち処士。同一六年閏一月再出仕し天守番。正保三  
 年七月没。

幸勝(角兵衛 甚右衛門) …………… (庄五郎) …………… (角弥) …………… (庄右衛門 庄五郎の子) …………… (角弥) ……………  
 正保三年一月襲封。のち天守番。 (寛文二年頃) (元禄四年頃) 享保二年頃奥方広鋪番。 (元文三年頃)

幸輝(角弥) …………… (角弥) ———— (大之丞 角弥養子) ————  
 (寛政頃) 小普請。 文政二年七月襲封し小普請。同七年三月書院番頭与力。同一〇年九月大番与力。天保二年二月  
 書院番頭与力。同一二年七月大番与力。慶応三年五月大番廃止につき小普請。

(金平)  
 慶応三年五月まで大番扱抱与力。

海野一族の滋野氏の子孫という岩下氏は、守重が蘆田下野守信守及び  
 蘆田右衛門佐信蕃に仕える。守胤も蘆田信蕃に属し、天正一〇(一五八  
 二)年家康が甲斐国新府に到着した際、北条氏の軍が新府を取り囲み道  
 を遮断したが、信濃国三澤の山小屋に籠っていた守胤は重田守國とともに  
 に狩人になりすまし、蓼科山、八ヶ岳を越えて本多重次、大久保忠世に  
 書翰を届け援軍を呼ぶという功があった。同一三年七月松平康國に従い  
 真田昌幸の籠る上田城を攻め、のち松平康貞に属し、康貞所領没収のの  
 ち召し出され同心一四人を預けられる。慶長五(一六〇〇)年の関ヶ原  
 の戦では本多正信に属し上田城を攻める。そのうち上野国藤岡において

知行地を賜り、大坂の陣に従った。守久は秀忠に仕え元和九(一六三三)  
 年徳川忠長に附属する。忠長の改易後処士となるが、寛永一六(一六三  
 九)年閏一月家光に召し出され、上総国山辺郡(高津戸村と考えられ  
 る)に知行地七〇石と蔵米五〇俵を賜る。幸勝の代より拝謁以下の御家  
 人となる。大之丞は文政七(一八二四)年三月書院番頭池田甲斐守与力  
 を皮切りに慶応三年(一八六七)まで四四年間与力を勤め、その間二条  
 在番が五度、大坂在番が四度あったが、同年五月大番廃止により小普請  
 となった。  
 屋敷は天保期に牛込輕子坂にあった。また、守胤は知行地の藤岡が、  
 守久は市ヶ谷の万昌院が葬地である。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市緑区	上総国山辺郡	高津戸	七〇・〇〇〇〇〇石	一三八・九九九〇〇石	二
知行高合計			七〇・〇〇〇〇〇石		

# 上杉氏



竹丸両飛雀

長員(源四郎 畠山義春の二男)

慶長六年一月家康に初拜謁。同

九年秀忠に附属。元和九年八月没  
四二才。

長政(万吉) 某年襲封するも早世。

長貞(宮内 宮内大輔 長員の二男)

寛永五年六才で兄の遺跡を襲封。慶安元年一月奥高家。同年二月從四位下宮内大輔に叙任。同二年一〇月前関白近衛信尋が没し使者として京に赴く。同三年九月西丸に勤仕。のち本丸に勤仕。承応二年二月侍從。万治四年一月禁裏炎上につき使者として京に赴く。寛文二年一〇月新院御所落成ののち、移徙祝賀の使者として京に赴く。同年二月没四〇才。

長之(内膳 内記 伊勢守)

明暦二年二月三才で家綱に初拜謁。寛文三年一〇月襲封。同五年九月奥高家。同年十一月從五位下侍從に叙任し伊勢守に改名。法皇御所炎上につき延宝五年一月使者として京に赴く。同七年二月靈元天皇が抱瘡に罹り使者として京に赴く。同八年閏八月後水尾院崩御に伴う法会のため京に赴く。天和三年四月勤を辞し貞享元年二月没四一才。

長宗(主水)

延宝三年二月一五才で家綱に初拜謁。同六年五月菊間詰。貞享元年七月襲封。同年一〇月表高家。同二年三月没二五才。

義陳(采女 長之の二男)

貞享二年七月襲封し寄合。同年一月綱吉に初拜謁。宝永二年二月没四二才。

知義(朝負 畠山義寧の三男)

宝永二年三月七才で襲封し寄合。同七年一〇月表高家。寛保元年七月致仕。宝暦二年一月没五四才。

義枝(熊之助 中務 数馬 伊達村豊の三男)

享保一七年三月一三才で吉宗に初拜謁。寛保元年七月襲封し表高家。同二年九月没二三才。

義壽(喜三郎 中務 主水正)

寛保二年二月一才で襲封。宝暦八年一〇月家重に初拜謁。のち表高家。明和四年二月奥高家となり、從五位下侍從に叙任し主水正に改名。同五年八月東宮元服につき京に赴く。同六年一二月勤を辞す。天明四年一月没四三才。

義長(喜次郎 兵部 中務大輔)

天明四年二月一才で襲封。寛政三年一〇月家齊に初拜謁。のち表高家。文化六年四月奥高家となり從五位下侍從に叙任し、中務大輔に改名。同一年三月勤を辞す。文政七年一月致仕。

義達(喜次郎 左近)

文政三年二月家齊に初拜謁。同七年一月襲封。のち表高家。天保一三年八月致仕。

義正(豊三郎)

天保一三年八月襲封。嘉永七年七月致仕。

義礼(應丸 徳丸)

嘉永七年七月襲封し表高家。万延二年二月没。

義爲(巳三郎 兵部 義礼の急養子)

文久元年五月襲封し表高家。同二年三月家茂に初拜謁。

義順(喜十郎 稻垣二郎の長男) ……………

(源四郎)

慶応元年七月襲封。

最幕末。

室町幕府の管領家のひとつ畠山家は応仁の乱ののち衰え、子孫は秀吉、家康に仕えて江戸時代は高家となった。当家はその分家にあたる。

初代長員の父畠山義春は天文二二(一五五三)年人質として越後国に赴き、弘治二(一五五六)年には上杉謙信の養子となり上杉と称した。

謙信の没後上杉景勝、ついで秀吉に仕え、慶長五(一六〇〇)年関ヶ原の戦の際、家康の麾下に属す。のち姓を畠山に戻した際、謙信に恩をうけたことを思い二男長員に上杉を称させたという。長員は慶長六年一

月家康に初拝謁し、のちに下総国千葉郡柏井村のほか、印旛、常陸国河内、信太の四郡において一四九〇石余の知行地を賜る。

高家は幕府と朝廷間の典儀を司るほか、将軍が江戸城中で儀式に臨む際や寺社参詣のとき将軍の太刀役を勤め、一月一日と二日に年賀のため登城した大名に、将軍が盃のお流れを与える時の給仕役などを職掌とした。江戸時代家格としての高家は当家を含め二六家あったが、当主が

(役職としての)高家に任ぜられない場合はその家を表高家と呼び、高家に任ぜられた場合は奥高家と呼ばれた。当家では長貞、長之、義壽、

義長が奥高家に就いている。なお、職掌柄『徳川実紀』では系図に記した以外にも多くの事跡が記載されているが本稿では省略した。

屋敷は享保年中以降一貫して木挽町築地中通にあった。三五ページに載せた万延元(一八六〇)年改正新鐫、文久元(一八六一)年改正再刻の「京橋南築地鉄炮洲絵図」でも恵丸(恵丸の誤り)の屋敷が確認できる。また、長員以降の葬地は小石川の蓮華寺である。

明治元(一八六八)年ほかの多くの旗本が知行地を召し上げられるなかで上杉氏は本領を安堵される。本領を安堵された旗本としては市内では唯一の家であり、(南)柏井村は明治四年一二月まで上杉氏の知行地であり続けたのである。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市花見川区	下総国千葉郡	柏井	六〇・一四七〇〇石	一一八・五一〇〇〇石	二
印西町	下総国印旛郡	浦辺	六八〇・五九一〇〇石	六八〇・五九一〇〇石	一
白井町	下総国印旛郡	野口	三五・五一五〇〇石	三五・五一五〇〇石	一
茨城県茎崎町	常陸国河内郡	上岩崎	二六八・五六九〇〇石	四九五・六二四〇〇石	三
茨城県桜川村	常陸国河内郡	飯出	一三六・五四九〇〇石	三五二・一九八〇〇石	二
茨城県竜ヶ崎市	常陸国河内郡	薄倉	五一・七五五九〇石	三八四・〇九五九〇石	四
茨城県新利根村	常陸国河内郡	角崎	二〇二・九九〇〇〇石	二〇二・九九〇〇〇石	一
茨城県阿見町	常陸国信太郡	上条	四二五・三二八〇〇石	四二五・三二八〇〇石	一
茨城県阿見町	常陸国信太郡	小池	四七二・五九三七〇石	五一三・三二八二〇石	二
茨城県阿見町	常陸国信太郡				
知行高合計			二三三四・〇三八六〇石		

# 岡野氏



酸漿

某(善兵衛)

明応二年伊豆国蛭嶋で討死。

泰行(孫作 越中守)

天正六年二月小田原で没九九才。

融成(越中守 入道号江雪齋)

慶長一四年六月伏見で没七四才。

房恒(平兵衛)

寛永元年鉄炮同心三〇人を預かる。同年布衣を許される。同九年六月馬上同心五騎を預かり、先手鉄炮頭。のち寄合。明暦元年致仕。同四年六月没八九才。

成明(内蔵允)

成恒(長十郎 美作守 肥前守 房恒の二男) 寛永四年一月家光に初拜謁。同五年二月書院番。のち小姓組。同一年二月中奥番。同一年九月奥に勤仕。同一年二月進物番。万治元年九月徒頭。同年閏二月布衣を許される。寛文七年二月駿府町奉行。同一年六月徳川綱重附家老。同年二月從五位下美作守に叙任。のち致仕。年号不詳(元禄か)五年一月没八二才。

成旭(初め房明 平九郎 平左衛門 成明の二男)

明暦三年六月家綱に初拜謁。寛文三年一月小姓組。同一年六月養父の本領を継ぐ。延宝九年阿部正邦が宮津城を、土井利益が鳥羽城を賜る際、命を伝えるため同年四月同地に赴く。天和三年八月徒頭。同年二月布衣を許される。元禄七年四月目付。同九年三月船手。同一年八月小普請。宝永六年一〇月致仕。享保五年六月没。

将致(平十郎 長十郎 平左衛門)

天和二年七月八才で綱吉に初拜謁。宝永六年一〇月襲封。享保四年一〇月小姓組。のち西丸に勤仕。延享元年五月番を辞す。寛延元年八月致仕。宝暦六年八月没八二才。

公頼(左太郎 将致弟房安の長男)

寛延元年八月襲封。同年九月小姓組。宝暦九年三月没五〇才。

将共(権五郎 将致の二男)

宝暦九年六月襲封。同一年二月没三九才。

房保(平三郎 作兵衛)

宝暦一二年三月襲封。同一年二月家治に初拜謁。同一年七月西丸書院番。天明七年一二月番を辞す。同八年八月没五七才。

時英(初め房経 長十郎)

天明八年一月二〇才で襲封。同年二月家齊に初拜謁。寛政六年九月書院番。同八年一二月家慶に附属し、西丸に勤仕。

(平三郎)

西丸書院番。文化六年時点では小普請。

房充(寅之助 作兵衛)

嘉永元年一月襲封。文久元年四月奥詰。同月書院番。同三年一二月兩番格奥詰、講武所奉行支配。

岡野氏はもと北条を称し、相模次郎時行の末流という。同氏は伊豆国田方郡狩野庄田中郷を数代にわたって領し、泰行の代に北条を改め田中

を称する。泰行は北条氏康に属したびたび戦功があった。融成は北条家に仕えるが、民政の近臣板部岡能登守某の遺領と家臣を与えられ板部岡

と称し、岩槻城を預かり氏政、氏直出陣の折りには常に小田原城を守つた。天正一〇（一五八二）年家康と氏直が対陣した後、和議が成立し融成が使節として駿府、浜松に赴いた。ついで同一六年豊臣秀吉と北条氏の和議交渉の時、まず北条氏規が大坂に赴き、ついで融成が大坂に赴き秀吉に申し開きをした。交渉は成立せず同一八年小田原の陣がひらかれ北条氏は滅亡するが、戦後家康より融成の申し開きにつき詰問があり、融成は直接秀吉に答えると回答し秀吉の怒りをかうが、秀吉面前での開陳がいさぎよく死罪を許され秀吉の麾下に属することになる。この時秀吉の命で岡野と称することとなった。慶長五（一六〇〇）年の関ヶ原の戦に際しては小早川秀秋と密かに志を通じ、秀秋の寝返りを確実なものとしており、凱旋ののち家康に近仕した。房恒は岩槻城主北条氏房に仕え、小田原の陣の際は同城で秀吉勢と見事な攻防戦を展開し、和談ののち城を去った。のち同一九年聚楽第で家康に拝謁し、武蔵国都筑郡において五〇〇石を賜り、文祿の役、上杉景勝征伐、関ヶ原の戦、大坂の陣に従ったのち、寛永元（一六二四）年甲斐国八代郡において五〇〇石を、同一〇年一二月には甲斐国八代、下総国香取の二郡において五〇〇石を加増され一五〇〇石を知行した。なお、家光は松平勝隆を使わして

岩槻城の戦いにつき詳細に聞き取っている。

成恒は寛永五年一二月に書院番となり、蔵米一五〇俵を賜り別家をたてる。同一〇年二月に二〇〇石を加増され、蔵米を改めて知行地を賜り三五〇石を知行する。万治元（一六五八）年九月には徒頭に就任し、同年閏一二月に三〇〇俵を、寛文七（一六六七）年二月の駿府町奉行就任の際にも三〇〇俵を加増された。さらに寛文一〇年六月徳川綱重附の家老となり、甲斐国中、信濃国佐久の二郡において三〇〇〇石を知行した。この時先の三五〇石と蔵米六〇〇俵は養子の成旭が賜ることとなった。成旭は寛文三年一月小姓となり、のち成恒の養子となる。同一〇年六月に養父の本領である下総国千葉、武蔵国比企、伊豆国加茂三郡の三五〇石と蔵米六〇〇俵を賜る。元禄九（一六九六）年三月に船手に就任し、同一〇年七月には蔵米を改めて下総国葛飾、武蔵国葛飾、伊豆国加茂の三郡において六〇〇石を賜り知行高は九五〇石となる。中野村はこの時成旭の知行地となったとみられる。将致は宝永六（一七〇九）年一〇月襲封の際、自身は六五〇石を知行し弟房安に三〇〇石を分知した。

屋敷は寛政、文政、天保期とも渋谷筈橋にあった。嘉永六（一八五三）年新刻、安政四（一八五七）年改の「東都青山絵図」でも虎（寅）之助の屋敷が確認できる。

なお房恒、成恒は武蔵国都筑郡長津田村の大林寺が、成旭以降は高田の亮朝院が葬地である。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市若葉区	下総国千葉郡	中野	一九・〇三三四〇石	七三・三六〇〇四石	九
埼玉県庄和町	下総国葛飾郡	金崎	二七・〇四三〇〇石	八一・〇五六〇〇石	三
埼玉県鷲宮町	下総国葛飾郡	西大輪	一二・五二二三二〇〇石	六一・七六一〇〇石	六
埼玉県川里村	武蔵国埼玉郡	北根	三三・〇六六六九石	六一・九八三四七石	七
埼玉県川里村	武蔵国埼玉郡	関新田	一四五・八三八〇〇石	五〇〇・二八五四〇石	五
埼玉県鳩山村	武蔵国比企郡	大橋	四一・二一八〇〇石	一九八・一八四〇〇石	一一
静岡県中伊豆町	伊豆国加茂郡	上白岩	六一・七四六七〇石	五三六・九九四七〇石	七
静岡県中伊豆町	伊豆国加茂郡	城	九二・〇八四二〇石	四七六・八二三〇〇石	五
知行高合計			七八八・二六〇九九石		

# 小栗氏 (最幕末の当主下総守)



丸に立波

正久 (主計)

久次 (正忠とも 忠蔵 忠左衛門)

永禄九年より家康に仕え、鷹匠同心を預かり、鳥見を支配。三方原、長久手、関ヶ原の戦に供奉。寛永四年没七九才。

政次 (長右衛門)

久俊 (忠左衛門 久次の二男)

元和七年秀忠に仕え、寛永五年父の遺跡を分知され鷹匠頭。寛文一二年一月勤を辞し小普請。延宝元年一〇月致仕。同五年一月没。

正盛 (新右衛門 忠左衛門)

延宝元年一〇月襲封。同四年四月大番。貞享元年六月没。

正定 (力之助 忠左衛門)

貞享元年七月八才で襲封。元禄一六年四月大番。宝永二年一〇月番を辞す。享保六年七月没四五才。

正好 (式部)

享保六年九月襲封。同七年六月吉宗に初拝謁。同九年三月大番。同一〇年一二月番を辞す。同一五年一二月没三三才。

徳政 (数馬 主計)

享保一六年三月一三才で襲封。同月吉宗に初拝謁。元文五年二月大番。寛延元年九月新番。宝暦三年一〇月番を辞す。明和六年一二月没五一才。

政甫 (吉太郎 主計)

明和七年三月襲封。同年四月家治に初拝謁。同年一二月大番。天明二年七月番を辞し、同六年四月四才で致仕。

政行 (初め直之 猪三郎 政胤 一色直次の三男)

天明六年四月二〇才で襲封。寛政二年二月大番。同一一年五月大番組頭。文政一一年先手弓頭。同一二年一二月勤を辞すが、実は同年九月没六三才。

政長 (富之助 右膳)

某年書院番。天保二年一二月襲封。同一三年一二月書院番組頭。同一四年四月家慶の日光社参に供奉。嘉永二年七月先手鉄炮頭。安政二年六月没。

政寧 (尚之助 右膳 長門守 下総守 相馬縫殿の子)

小姓組番進物番出役より、文久元年三月徒頭。同年九月目付。同二年四月神奈川に派遣され帰府後、褒美を賜る。同二年五月禁裏附。のち従五位下長門守に叙任。同三年三月家茂の参内の際案内役。同四年二月京都町奉行。慶応元年一〇月京にて勘定奉行勝手方となり、御進発御供中道中奉行を兼帯。同二年六月江戸へ戻る。同年七月関東郡代兼帯。同年一二月新開地検分のため関東諸国を巡回。同三年二月関東郡代兼帯をとかれる。同四年一月役を免ぜられ、勤仕並寄合。同年二月官位を召し上げられ登城を禁じられる。同年九月徳川宗家に従い静岡へ移住。

久次は幼くして孤児となり、外祖父堀平右衛門に養育され、三河国青野に居住した。ある年家康が同地で鷹狩をした際、将来召し出すべき旨を申し渡される。永禄九（一五六六）年家康に仕え、鷹匠同心を預かり、鳥見の輩を支配する。元亀三（一五七二）年二月三方原の戦いで敗戦し、退却の時家康に従う者は一〇人程であったが、その時大久保忠隣が馬を忠隣に渡すことを命じ、久次自身は股の傷をおして徒歩にて浜松に戻り、のち褒美を賜っている。天正一二（一五八四）年長久手の戦いに供奉し、関ヶ原の陣には使番を勤めた。なお、前に下総国葛飾、千葉、近江国伊香の三郡において一一七〇石余の知行地を賜り、寛永二（一六



小栗右膳

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市花見川区	下総国千葉郡	天戸	一一三・三七四〇〇石	二五六・七五〇〇石	一一
千葉市花見川区	下総国千葉郡	北柏井	七六・六三九六六石	一九二・六〇四六六石	一一
船橋市	下総国葛飾郡	高根	二九五・七三三九八石	三四一・九五六九八石	一一
茨城県竜ヶ崎市	常陸国河内郡	(下)大塚	一六八・一四〇〇〇石	六〇二・三七三五〇石	一一
知行高合計			六六三・八八七六四石		

十二月十一日 御朱印

二五）年二月に朱印状（史料七）を賜る。但し史料では正忠が拝領とある。史料からは天戸、（北）柏井村が寛永二年以前より久次の知行地であったことがわかる。久次はのち相模国大住、下総国葛飾の二郡において七〇〇石を加増され一八七〇石余を知行する。久後は寛永五年に兄政次が襲封する際、下総国千葉郡において五八〇石余を分知され別家をたてる。政行は天明六（一七八六）年二月下総国千葉郡内の知行地一三〇石余を常陸国河内郡に移されている。屋敷は寛政文政、安政期は本所石原にあった。安政二（一八五五）年改正、文久三（一八六三）年改の「本所絵図」でも右膳の屋敷が確認できる。また、久後は四谷の西迎寺、正盛以降は下谷の宗延寺が葬地である。

史料七

小栗忠左衛門正忠拝領同長右衛門正秩書上  
 下総国葛飾郡高根村式百貳拾石天戸村百七拾九石三斗柏井村百五拾石七斗近江国伊香郡松尾村貳百三拾四石五斗余重則村百九拾三石六斗余安土村百四拾壹石九斗以上千四百四拾石余此外三拾三石六斗高根柏井天戸開発地都合千七百七拾三石六斗余之事令扶助之事全可知行者也  
 寛永二

# 小栗氏

(最幕末の当主又兵衛)



丸に立波

某(市郎)

吉忠(又市 仁右衛門)

松平広忠に仕え小姓。のち家康に仕える。天正一八年九月没六四才。

忠政(庄二郎 又一)

永祿一〇年一三才で家康に仕え小姓。元龜三年使番。のち大番頭、さらに鉄炮頭となる。天正六年軍令違反を咎められ大須賀康高の許に寓居。同九年許され使番。元和二年九月没六二才。

政信(庄二郎 又市)  
信友(又兵衛 忠政の三男)

秀忠に仕え小姓組。のち大坂の兩陣に供奉。元和八年四月日光社參に従う。同九年七月家光の上洛の際、街道筋の宿割を勤める。同一〇年一月上総国東金御殿、土氣御茶屋造營の奉行。寛永三年の上洛に供奉。同一八年三月關東の諸国巡見使。同一〇年一二月大番組頭。慶安三年七月大坂城在番中、毛利秀元に預けられた津輕美作某が没したため、檢使として長門国に赴く。万治二年五月先手弓頭。同年一二月布衣を許される。寛文三年四月家綱の日光社參に供奉。同五年五月勤を辞し、同六年四月致仕。延宝九年六月没八七才。

信親(市右衛門)

寛永一六年六月一四才で家光に初拜謁。同一〇年六月小姓組。慶安三年九月西丸に勤仕。のち本丸に勤仕。寛文六年四月襲封。延宝七年一〇月没五三才。

信眞(百助 又兵衛)

寛文元年閏八月八才で家綱に初拜謁。延宝六年三月小姓組。同七年一二月襲封。宝永四年六月番を辞し小普請。正徳二年六月致仕。享保一〇年二月没七二才。

信周(善八郎 又兵衛)

正徳二年六月襲封。同年七月家宣に初拜謁。同六年三月書院番。享保一三年四月吉宗の日光社參に従う。元文三年一二月没五八才。

信壽(善八郎 市右衛門 又兵衛)

享保一十九年一〇月一五才で吉宗に初拜謁。元文三年一二月襲封。寛保二年四月書院番。のちしばしば騎射、大的の射手、百手的、流鏑馬、弓場初めなどを勤め褒美を賜る。宝暦二年一二月進物番。明和九年九月納戸頭。同(安永元)年一二月布衣を許される。天明元年五月西丸に勤仕。同六年閏一〇月本丸に勤仕。寛政二年八月西丸裏門番頭。同六年八月没七五才。

信陽(平馬 又藏)

龜井清永の三男  
安永四年四月家治に初拜謁。寛政五年一二月書院番。同六年一二月三九才で襲封。

(又兵衛)

書院番

(左近)

書院番

(鉄之丞 又兵衛)

嘉永七年一二月襲封し小普請。文久元年三月小納戸。同年一二月布衣を許される。同三年一二月病氣に付き勤を辞し寄合。



当家はもと松平を称していたが、吉忠の代に母方の氏小栗に改めたという。吉忠は家康に仕え、諸所の戦で功をあげ、永禄二(一五六九)年同心給として八二四貫文の地を賜り、四一名に分け与えて、岡崎城の二丸を守っている。天正一〇(一五八二)年四月には、武田家を滅ぼして帰国中の信長からもてなしを賞され禄を賜る。のち同一二年の小牧の陣でも戦功をあげ家康より具足、羽織を賜る。小田原の陣には病で参戦が叶わなかったが、家康より直接に采配を賜る。忠政は元亀元(一五七〇)年一六才で姉川の戦に臨み、大功をあげて鎗を賜るが、その後も随一の高名があり、家康より又一の名を賜っている。天正三年長篠の戦では武田家の士、兩宮家次を討ち取るが、のちその子へ遺品の刀を手渡ししている。同六年田中城攻めの際、力戦するが軍令違反に問われ、勘気を蒙り大須賀康高の許に寓居した。のち高天神城の戦で功をたて、同九年高天神城落城後康高のとりなしで勘気を許される。同一二年長久手の戦でも功をたて鎧を賜る。同一八年家康の関東入国後、使者として蒲生氏郷、福島正則の領地に赴き、役ののち脇差を賜る。慶長五(一六〇〇)年、関ヶ原の戦では島津家の騎馬武者を討ち取り、同一九年の大坂冬の陣では使番、斥候の役を承って糧米三〇〇〇俵を賜り、与力二〇騎、弓鉄炮同心一〇〇人を預かる。この中で同年一月船場の橋焼失の実否の

確認に、勘気の身の河野通重を伴って赴き賞賛された。翌年の同夏の陣では使番、軍監などを承り、同年五月家康が諸大名の陣営を巡見する際、先に進み城中よりの発砲で左股を打たれている。これより前、下総国矢作領と上野国邑楽、多胡、武蔵国足立の三郡において二五五〇石を賜る。政信は元和二(一六一五)年襲封するが、自身は二〇〇〇石を知行し弟信田に五五〇石を分知した。

政信の弟信友は秀忠に仕え、大坂両陣に供奉の後、相模国大住、下総国葛飾、相馬の三郡において知行地三三〇石を賜り、寛永二(一六二五)年七月朱印状を賜る。寛永一〇(一六三三)年二月に二〇〇石を加増され、のち知行地を移され下総国葛飾、千葉の二郡において五三〇石を知行した。慶安四(一六五二)年一月には蔵米二〇〇俵を加増されている。信親は寛文六(一六六六)年四月の襲封時に五三〇石を知行し、蔵米二〇〇俵は弟信盛に分知した。

屋敷は寛政の文化、安政期には大久保御用屋敷跡にあった。また、忠政、信友は足立郡大成村の普門院、信親以降は麴町の福寿院が葬地である。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市花見川区	下総国千葉郡	債橋	一九〇・九三七〇〇石	七四一・七六三〇〇石	四
八千代市	下総国千葉郡	神久保	二一・一六八二六石	五二・七七八〇六石	二
八千代市	下総国千葉郡	吉橋	一六・九四四〇〇石	三七六・九一五〇〇石	三
船橋市	下総国千葉郡	上飯山満	七・一〇三七二石	六〇三・〇三四七〇石	九
船橋市	下総国千葉郡	田喜野井	一七三・三八一〇〇石	二五〇・二〇三八〇石	三
松戸市	下総国葛飾郡	中金杉	一〇三・九五〇〇〇石	二三六・〇六三六〇石	三
知行高合計			六一三・四八三九八石		

# 小幡氏



軍配团扇内七五三笹

太郎光重……………正俊(虎松 太郎左衛門)

北条家、ついで天正一八年より家康に仕え、大番を勤める。寛永一  
九年一月没九一才。

正次(源太郎)

文祿三年秀忠に召されて小姓。のちに大番。寛永元年大坂の蔵奉行。  
同四年五月大坂にて没四六才。

爲貞(初め正忠 源太郎)

寛永四年一才で襲封し小普請。同  
一〇年大番。明暦二年九月没  
四一才。

正重(百助 太郎左衛門)

正勝(文蔵 源右衛門 源太郎 爲貞の二男)

明暦二年二月五才で父の遺跡を分知され小普請。延宝二年四月大番。元禄九年  
一二月精勤を賞され褒美を賜る。同一四  
年一二月二条城在番中に没五〇才。

正信(万之助 新八郎 正重の五男)

元禄八年二月一四才で綱吉に初拜謁。同一五年三月襲封し、同一六  
年四月大番。寛保二年一月没六  
一才

正道(万之助)

享保四年五月一四才で吉宗に初拜謁。寛保二年二月襲封し、宝暦  
五年九月没五〇才。

正廣(助次郎 新九郎 正信の二男)

宝暦五年二月襲封。安永三年一  
二月致仕、同四年三月没六〇才。

正督(胤五郎 平八郎 正重孫正豊の三男)

安永三年二月襲封。同四年六月  
大番。寛政六年五月没五三才。

正保(助次郎 監物 保々貞長の二男)

寛政六年八月二三才で襲封。同八年一  
一月家齊に初拜謁し、同九年二月大番。  
弘化元年一〇月番を辞し小普請。

(勝太郎)

正純

(栄三郎)

(嘉永四年頃)

(安政四年頃)

大番。慶応元年五月小普請入。

小幡太郎光重の後胤という小幡氏は、光重が上野国小幡に居住し、その地名を姓とした。六郎左衛門久重の時に小畑に改め、その子伊賀守泰久が小幡に戻している。泰久ははじめ今川家に、のち北条家に仕え、その子太郎左衛門泰清も北条家に仕えた。つぎが正俊で北条氏政に仕えるが、天正一八(一五九〇)年七月の北条氏滅亡後は、家康に同年八月の関東入国のときより仕えた。正俊は武蔵国橘樹、豊島、上総国山辺郡に

おいて知行地二八〇石を賜るが、そのなかに大木戸村が含まれていたと考えられる。のち致仕し豊島郡の知行地の神庭村(東京都北区神谷町)に居住した。没後橘樹郡豆戸村(横浜市)の本乗寺に葬られたが、この地は北条家家臣時代の小幡氏の知行地で、本乗寺の開基も小幡氏であるという。正次は文祿三(一五九四)年一三歳で秀忠に召されて小姓となり、のち家督を継ぐ。大坂夏の陣に供奉したのち寛永二(一六二五)年



小畑 (幡)、戸塚

一二月に朱印状を賜る (史料八)。その中に「上総国土気領之内百拾石」とあるのが、大木戸村に該当するとみられる。爲貞は寛永一〇年二月に二〇〇石を増増され知行高は四八〇石となる。

正勝は明暦二 (一六五六) 年二月、兄正重が襲封の際、父の遺跡より武蔵国橘樹郡、上総国山辺郡で一八〇石を分知され別家をたてる。のち延宝二 (一六七四) 年四月大番に列し、翌月二〇俵を増増された。江戸時代最後の当主である栄三郎は明治元 (一八六八) 年静岡藩掛川勤番のち大木戸村に居住し子孫も大木戸村へ永住している。

屋敷は寛政期に小石川鷹匠町に、文政、文久期には小石川御門内にあった。嘉永二 (一八四九) 年新刻、文久三 (一八六三) 年改正の「飯田町駿河台小川町絵図」でも小畑 (幡) 勝太郎の屋敷が確認できる。なお、正信以降の葬地は麻布の真性寺である。

#### 史料八

小幡源太郎正次拝領同次郎八当寄書上 台徳院殿御判物

上総国土気領之内百拾石武蔵国橘樹郡小田村之内百拾石加丹羽村五十石八斗余以上式百七拾石八斗余此外九石八斗余合式百八十七斗之事開發之地令扶助之訖全可知行者也

寛永二

十二月十一日

御朱印

小幡源太郎とのへ

現行市町村名	千葉市緑区	川崎市川崎区	国郡名	上総国山辺郡	武蔵国橘樹郡	村名	大木戸	小田	知行高	七四・一九五三〇石	一〇六・三六一〇〇石	一八〇・五五六三〇石	村高	一九八・五九〇三〇石	七五五・八九九〇〇石	相給数	二	五
知行高合計	一八〇・五五六三〇石																	

# 金田氏



三輪違

頼次(小大夫 千葉上総介常隆の子) —— (二代略)

胤泰(小大夫 孫八郎) —— 常泰(孫八郎) —— (六代略) —— 常信(刑部) —— (三代略) —— 正興(弥三郎) —— 正頼(孫三郎) —— 与三左衛門

正房(初め頼房 小太郎 与三左衛門) —— 正祐(惣八郎) —— 祐勝(惣次郎 惣八郎 正房の三男) —— 松平広忠、家康に仕える。天文一六年 三河国上野の戦いで戦死二二才。 慶長七年一月没六三才。

正勝(惣八郎) —— 正末(初め正行 惣三郎 寛永一一年絶家) —— 正辰(初め正吉 左平次 惣八郎 正勝の三男) —— 家康に仕え、大番。のち組頭。大坂の陣の際、伏見城の番。元和元年二月没五〇才。 慶長一六年一五才で秀忠に初拝謁。同一九年大坂冬の陣に供奉を望み、それが叶い召されて大番。同一〇年の夏の陣で戦功をたてる。慶安五年一月先手鉄炮頭。同年(承応元)二月布衣を許される。寛文元年閏八月綱吉に附属し、館林の城代。同三年八月没六七才。

正親(初め正長 左平次郎 惣八郎) —— 正在(初め吉任 牛之助 左平次 惣八郎) —— 寛永七年一才で家光に初拝謁。同一三年二月大番。寛文元年閏八月父の本領を継ぐ。延宝二年二月組頭。同四年一月先手鉄炮頭。同年一二月布衣を許される。貞享四年三月勤を辞し寄合。元禄九年二月致仕。同一〇年閏二月没七八才。 元禄五年一月綱吉に初拝謁。同九年二月襲封し寄合。同一二年一月小姓組。宝永二年二月屋敷改役。同七年一月屋敷改役廃止により再び小姓組。同年閏八月徒頭。同年一二月布衣を許される。享保三年三月、徒の指揮ぶりが先の追鳥狩的確であったと賞され、同六年九月の鷹狩でも遠巻の作法が良いと褒美を賜る。同八年一月先手鉄炮頭。同一〇年六月西丸に勤仕。延享三年二月勤を辞し寄合。同年一二月致仕し、養老料として蔵米三〇〇俵を賜る。同四年五月没七五才。

正次(惣五郎 左平次) —— 正紀(善吉 惣八郎 榊原政清の二男) —— 正澄(金蔵) —— 享保九年七月吉宗に初拝謁。同一二年五月小姓組。延享三年一二月襲封。宝暦九年四月襲封し、小普請。同年 宝暦一〇年一〇月三才で襲封。安永四年宝暦九年一月没六〇才。 丸小姓組。同年四月没三三才。 三月没一八才。

正應(初め正審 鏡三郎 祐八郎) —— 正巧(斧次郎) —— (惣八郎) —— 鏡之助) —— 正辰曾孫正澄三男正休の子) —— 小普請。 書院番。安政四年 安永四年六月一七才で襲封。 七月致仕。 安政四年七月襲封し小普請。 元治元年八月書院番。

頼次は、源頼朝に仕えてのちに誅殺された著名な上総権介広常の弟にあたるが、上総国長柄郡金田郷に居住し金田を家号とした。同氏はのち下総国鐮木郷、上総国蕪木郷と移り、家号も胤泰が鐮木、常泰が蕪木と改めるが、上総国長柄郡岩井城に居住した常信が金田に戻す。正興は大永年間（一五二一〜二八）に上総国勝見城を去り、相模国愛甲郡金田郷に、のち三河国幡豆郡一色村に居を移して松平家の御家人となり、信忠、清康に仕えた。正房は広忠に仕え竹千代（のちの家康）に近侍するが、天文一六（一五四七）年織田信秀が三河国岡崎城を攻めようとした際、広忠は人質を条件に今川義元に頼り、正房は人質となる竹千代に供奉するも、織田方に内通していた戸田康之に竹千代を奪われ、正房も信秀に殺されてしまう。

正辰は慶長二〇（一六一五）年五月の大坂夏の陣で奮戦し、一人軍列をはなれ敵一人を鎗で突き伏せるも六〜七人の敵に襲われ傷を負うが、からくも援軍が到着し敵は退却した。このことを家康は軍功と認め二〇

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市花見川区	下総国千葉郡	検見川	一八七・五〇六〇〇石	六一六・一四七〇〇石	五
千葉市花見川区	下総国千葉郡	畑	一五五・九三九〇〇石	四〇六・一五〇三〇石	三
千葉市中央区	下総国千葉郡	曾我野	六・四五二〇〇石	五九四・〇八八二〇石	六
習志野市	下総国千葉郡	久々田	一五〇・〇〇〇〇〇石	一八五・二六七〇九石	二
市原市	上総国市原郡	山田橋	一九五・〇〇〇〇〇石	一九五・〇〇〇〇〇石	一
袖ヶ浦市	上総国望陀郡	山田橋	五・三九〇〇〇石	二二九・二九〇〇〇石	三
埼玉県加須市	武蔵国埼玉郡	船越	九九・一四四三〇石	三八八・五六七七〇石	三
埼玉県羽生市	武蔵国埼玉郡	下新郷	七一・八〇〇三〇石	九〇四・五八〇五〇石	四
群馬県太田市	上野国山田郡	市場	二八一・〇四九〇〇石	五八二・八〇六〇〇石	三
群馬県桐生市	上野国山田郡	中広沢	二二三・二〇〇〇〇石	四一四・二六五〇〇石	二
群馬県明和村	上野国邑楽郡	斗合田	七三・一四一〇〇石	五五〇・九〇一〇〇石	三
群馬県邑楽町	上野国邑楽郡	秋妻	二〇〇・一七八〇〇石	一四一・二二三〇〇石	七
知行高合計			一六四八・七九九六〇石		

両を下賜している。さらに正辰は同年（元和元）一二月に戦功として下総国千葉郡において五〇〇石を賜るが、この時曾我野村、畑村、検見川村は正辰の知行地となっている。のち寛永一〇（一六三三）年二月に上総国市原、望陀の二郡において二〇〇石を加増され、明暦一（一六五六）年一二月にも三〇〇石を加増されている。寛文元（一六六一）年閏八月に綱吉に附属し館林城の城代になった際、美濃国各務、上野国新田の二郡に新たに知行地三〇〇〇石を賜り、先の七〇〇石と蔵米三〇〇石は長男正親が拝領して家を継いだ。正親は延宝四（一六七六）年一月先手鉄砲頭の役であったが、天和二（一六八二）年四月上野国山田郡において五〇〇石を加増され、知行高は二二〇〇石と蔵米三〇〇石となる。正在は元禄一〇（一六九七）年七月、蔵米を改めて武蔵国埼玉郡において三〇〇石を賜り一五〇〇石を知行するが、以後知行高に変化は無い。

屋敷は寛政、文化、文政、安政期には表六番町にあった。嘉永三（一八五〇）年新刻、安政五（一八五八）年再刻、元治元（一八六四）年改

正の「番町大絵図」にも鏡之助の屋敷が確認できる。なお、正辰以降の葬地は駒込の吉祥寺である。

# 神谷氏

(最幕末の当主新之丞)



亀甲の内上羽蝶

政利(九郎左衛門) — 政直(伝十郎)  
家康に仕える。慶長六年二月没三九才。

直重(長五郎)

正保三年六月家光に初拜謁。同四年一二月大番。寛文元年一二月襲封。同九年五月小普請奉行。芝増上寺の鐘の改鑄を担当し、無事完了させ延宝元年一二月褒美を賜る。西丸の修理を竣工し貞享元年九月褒美を賜る。同三年六月勤を辞し小普請。元禄六年一二月没。

政成(伝十郎 八郎左衛門)

慶長一八年家康に仕える。同一九年大坂の陣に供奉。のち大番。寛永一一年三月飯倉八幡宮造立の奉行を勤める。同一六年八月本丸火災の後始末に携わる。寛文元年八月没。

直義(内蔵助 長兵衛)

天和二年六月綱吉に初拜謁。元禄七年七月襲封。同一四年大番。正徳三年一二月二条城在番中に没。

直蕉(長三郎)

正徳四年三月四才で襲封。享保一四年七月没一九才。

直信(権蔵 太田英資の三男)

享保一四年一〇月九日襲封。同月一五日没二〇才。

英直(新之丞 伊織 彦左衛門 太田英資の五男)

享保一四年一二月襲封。同一六年八月田安宗武に附属し近習番。同年九月小姓。同一七年五月不手際があり小普請。寛保三年九月納戸番。宝暦四年三月組頭。明和四年九月膳奉行。同九年二月没六一才。

直富(逐電し一旦家に戻るが再び逐電する)

直好(兵次郎 九十郎 伊織 稻垣昭泰の四男)  
明和九年五月二五才で襲封。同年六月家治に初拜謁。安永三年一二月大番。天明五年八月兄直富が再び逐電し、出仕を止められる。同年一〇月許される。文政七年九月番を辞し小普請。

直徳(銀次郎 糟谷義泰の二男)

寛政七年七月二三才で家齊に初拜謁。

(新之丞) …… (好太郎)

(文政末—天保初頃)

(伊織)

天保一四年当時大番。

直經(八十五郎 伊織)

小普請。

尚賢(新之丞 書院番荒川欽次郎の子)

文久元年五月二四才で襲封し小普請。同二年閏八月講武所奉行支配。

政直は家康に仕え、天正一八(一五九〇)年関東入国の際、武蔵国多摩郡において三〇〇石を賜った。政成は慶長一九年大坂冬の陣ののち大番に列し、寛永二(一六二五)年に知行地のうちで新田二〇石余を、同

一〇年二月には下総国香取郡において二〇〇石を加増され、五二〇石余を知行する。そののち直義の代の元禄期に——恐らく同一〇(一六九七)年の地方直して——多摩郡の知行地を下総国香取、匝瑳、千葉三郡に移

される。なお平川村が同氏の知行地になるのは寛永一〇年か、あるいは元禄一〇年のどちらの地方直しであるのか確定できない。屋敷は延宝期以降一貫して虎御門内外桜田にあった。嘉永三(一八五〇)年新刻、元治元(一八六四)年改正の「魏町永田町外桜田絵図」でも伊織の屋敷が確認できる。なお、直重以降の葬地は浅草本願寺の徳本寺である。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市緑区	上総国千葉郡	平川	四〇・〇〇〇〇石	二四二・九五六六石	四
佐原市	下総国香取郡	本矢作	一九九・九二三五石	五二八・六六七四石	六
大栄町	下総国香取郡	久井崎	九七・一八三一石	二二四・六一一一石	四
大栄町	下総国香取郡	奈土	二・八一六八九石	一〇一六・二二六八九石	三
八日市場市	下総国匝瑳郡	富谷	七三・〇〇〇〇石	二二三・九〇四〇石	四
東京都府中市	武蔵国多摩郡	小田分	一一五・九二七〇石	一九〇・五三四〇石	二
知行高合計			五二八・八五〇五石		

# 神谷氏

(最幕末の当主美太郎)



上藤の内上羽蝶

正利(五郎 彦左衛門) — 正昌(弥五助 千五郎) — 正次(又五郎 縫殿助)  
 広忠、家康に仕え、  
 永禄四年没七五才。

家康に仕え、天正七年没四二才。

家康、秀忠に近侍し、しばしば戦に従う。台所頭を兼務し、膳部の礼式を承る。寛永三年の上洛に従い同六年七月没六二才。

正重(又五郎) — 次重(八右衛門 正次の二男) — 保教(源五郎 源兵衛) — 保包(源八郎)  
 元和七年一五才で秀忠に初拜謁。寛永元年小姓組。同一年四月中奥番のち土圭間番、新番と変わる。延宝六年三月没七二才。

寛文一三年八月家綱に初拜謁。延宝六年三月小姓組。同年七月襲封。貞享五年七月桐間番。同年九月小姓組。元禄七年番を辞し小普請。同一〇年閏二月没五七才。

天和二年七月一才で綱吉に初拜謁。元禄六年一二月書院番。同一〇年七月襲封。宝永五年八月小石川御殿の奉行。正徳三年九月書院番。享保三年一〇月没四七才。

保祖(金次郎 正重孫正羽の四男) — 保治(縫殿助)  
 享保三年一二月襲封。同五年三月書院番。のち西丸に勤仕。同一九年一月没三四才。

享保一九年一二月一六才で襲封。寛延二年三月書院番。宝暦七年九月没三九才。

重章(大三郎)  
 宝暦七年一二月一三才で襲封。明和三年八月没二二才。

「保文（斧四郎 山角政因の四男）」

明和三年一月襲封。同七年閏六月没二四才。

教豊（斧次郎 八右衛門 服部保春の二男）」

明和七年九月襲封。同八年三月書院番。天明八年四月没三八才。

教彪（銀市郎 弥五助 八右衛門）」

天明八年七月二〇才で襲封。寛政元年四月西丸書院番。同二年四月本丸に勤仕。同四年一月出仕を止められ、同年閏二月許される。同年八月番を辞し、同一年時点で小普請。のち再び書院番。文政一二年六月書院番組頭。天保一三年七月老免し寄合。

（銀一郎 八右衛門）」

天保一二年二月小姓組。同一年七月襲封。元治元年六月四六才で病免して小普請。

（美太郎）」

松平広忠及び家康に仕えた正利は藤原秀郷の末裔で、伊賀国の守護伊賀左衛門光季の一七世である次郎左衛門光忠の二男という。三河国額田郡神谷村に居住したことから神谷と称した。正次は武蔵国荏原、豊島、都築郡に七七〇石余を知行し、寛永二（一六二五）年七月朱印状を賜る。

正次の二男次重は寛永元年小姓組番となり二〇〇俵取となるが、寛永一〇年二月蔵米を知行地に改められるとともに加増され、上総国山辺郡に

四〇〇石を知行する。この時小食土村は次重の知行地となったとみられる。なお、教彪は弓翁と号し、教豊、銀一郎は弓術でしばしば將軍から褒美を賜るなど、当家は弓術に秀でた家柄であった。屋敷は寛政、文政、天保期には北本所緑町にあった。安政二（一八五五）年改正、文久三（一八六三）年改の「本所絵図」でも銀一郎の屋敷が確認できる。また、次重以降の葬地は四谷の龍昌寺である。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高
千葉市緑区	上総国山辺郡	小食土	二〇〇・〇〇〇〇石
千葉市緑区	上総国山辺郡	大椎	二〇〇・〇〇〇〇石
知行高合計			四〇〇・〇〇〇〇石



神谷伊織



神谷銀一郎



# 川口氏



丸の内茗荷

宗清(弥平兵衛) — (八代略) — 宗信(式部少輔)  
伊賀国住人。美濃国川口邑へ移住。

宗倫(平三) — (七代略) — 宗持(宮内左衛門)  
川口を称す。

宗定(初め盛祐 帯刀)  
大橋定廣の二男)  
信長に仕える。天正元  
年八月没七四才

宗吉(文助)  
信長に仕える。天正  
一〇年三月没六三才。

宗勝(辰千代丸 久助)  
永禄六年柴田勝家の先手に加わる。同七年八月信長に、天正一八年一〇月  
には秀吉に仕える。関ヶ原の戦で西軍に属したのち、伊達政宗に預けられ  
る。慶長一〇年秀忠により御家人に列せられる。慶長一七年三月没六五才。

宗信(孫作)

宗之(権右衛門)

宗重(久太郎 茂兵衛 茂右衛門 宗勝の三男)

関ヶ原の戦後流浪するが、慶長一一年召されて秀忠に仕え書院  
番。同十七年三月父の遺跡を分知され別家。大坂の陣に供奉。  
元和二年精勤を賞され褒美を賜る。元和九年の上洛に従い、寛  
永三年にも大押の役で上洛に供奉。同九年八月使番。同年徳川  
忠長改易に伴い駿府の目付を勤める。同一年一〇月松平忠直

の配所豊後国府内に赴く。同一年家光の上洛に供奉。同一九  
年五月豊後国府内にて目付代。同二〇年六月落度があり出仕を  
止められるが、同二年一月許される。同年一月鳥取藩の国  
目付。正保四年一月先手鉄砲頭。慶安二年四月家綱の日光社参  
に供奉。承応三年六月没六八才。

宗憲(友之助 作右衛門 茂右衛門 宗之の子)

寛永一六年一二月一才で家光に初拜謁。慶安  
元年八月小姓組。承応三年一二月襲封。延宝八  
年二月大坂目付。元禄一一年一二月番を辞し小  
普請。同一年七月致仕。同年九月没七三才。

平宗(初め宗建 主膳 式部 茂右衛門)

寛文五年二月一六才で家綱に初拜謁。同七年一二月書院番。元禄一〇年閏二月  
桐間番。同年四月近習番。同年七月小納戸。同年一二月書院番。同一年七月  
襲封。宝永七年三月東海、東山両道の諸国巡見使。正徳五年四月本所奉行。享  
保二年四月二日勤を辞し、この日六八才で没。

勝保(隼人 茂兵衛 茂右衛門)

享保元年九月吉宗に初拜謁。同二年六月襲封。同四年一〇月書  
院番。元文元年一二月組頭。同年一二月布衣を許される。延享  
元年四月勤を辞し寄合。同三年一二月没五一才。

勝興(隼人 小浜隆品の二男)

元文三年三月吉宗に初拜謁。延享三年一二月襲封。同四年三  
月小姓組。同年一二月進物番。宝暦四年一二月没四〇才。

「尹緒（内記 作右衛門 茂兵衛 平宗弟尹張の二男）  
宝暦四年二月襲封。同五年三月家重に初拜謁。同年四月書院番。安永  
二年一月使番。同年二月勤を辞し寄合。寛政元年四月五三才で致仕。

尹氏（雅楽助 茂右衛門）  
安永六年三月家治に初拜謁。寛政元年四月  
二九才で襲封し小普請。のち西丸書院番。

（熊五郎）——（与八郎 熊五郎の弟）  
小普請。 嘉永元年一〇月襲封し小普請。

宗吉は織田信長に仕え、信長の伯母を妻としたことにより常に座右に勤仕し、一〇人の沙汰人の一人になった。古くは天文一一（一五四二）年八月小豆坂の戦や、永禄三（一五六〇）年の桶狭間の戦などで戦功があり、永禄一〇年精兵の赤母衣一〇人の隊を定めた際、その一人に選ばれている。宗勝は永禄五年信長に仕官を望むも、父宗吉が許可しないため翌年家を出て、一六歳にして柴田勝家の先手に加わる。永禄七年八月信長に仕え弓大将に、天正五（一五七七）年四月には尾張国履掛城主となり一三〇〇〇石を領した。本能寺の変の後、堀尾可晴、佐々成政より豊臣秀吉の臣下へと誘いがあつたが義を重んじて断り、織田信雄に従い小牧の陣に従つたのち、天正一八年一〇月より秀吉に仕えている。文禄四（一五九五）年九月尾張国中嶋郡において一五六〇石を宛がわれ、慶長三年二月尾張、伊勢两国のうちに配下の弓奉行五人、弓一六〇張の俸禄を含め一〇八一〇石余を領した。慶長五年の関ヶ原の戦には西軍に属したため、伊達政宗に預けられるが、慶長一〇（一六〇五）年秀忠により御家人に加えられる蔵米二〇〇〇俵を賜る。同一一年には蔵米を知行地に直したうえ五〇〇石を増され、下総国印旛、葛飾両郡のうちに二五〇〇石を知行した。なお、宗勝が賜つた朱印状は史料九のとおりである（但し家譜と比して年代的に疑義がある）。

宗重は関ヶ原の戦後流浪するが、慶長一〇年兄宗信と共に江戸へ行き同一一年召されて秀忠に仕えた。同一七年父の遺領より葛飾郡において五〇〇石を分知され別家をたてる。大坂夏の陣の功で元和元（一六一五）年に上総国長柄、山辺郡（家譜にはこうあるが恐らく長柄郡のみ）において五〇〇石を増され一〇〇〇石を知行する。同三年五月に朱印状を賜り（史料一〇）、寛永一二（一六三五）年一二月には甲斐国中郡において一〇〇〇石を増され知行高は二〇〇〇石となった。宗憲は延宝元（一六七三）年甲斐国の知行地を上総国武射郡に移され、元禄一一（一六九八）年六月下総国の知行地を上総国武射郡に移される。平宗は襲封時の元禄一三年七月、弟尹張に三〇〇石を分知し自身は一七〇〇石を知行した。

屋敷は延宝より貞享期は下谷御成小路に、それ以降天保期頃までは神田柳原元誓願寺前にあつた。幕末期には南本所六軒堀に移り、文久二（一八六二）年改正の「本所深川絵図」でも与八郎の屋敷が確認できるが、この拝領屋敷に川口氏は居住しておらず、大久保余丁町に居住していた。なお、平宗以降の葬地は浅草本願寺の長敬寺である。



史料九

(川口久助宗勝拝領同久助恒久書上)

台徳院殿御判物

下総国印旛郡之内瀬戸師戸吉田三箇村千五百拾式石余同葛飾郡之内飯重畔田下高野青菅四ヶ村八百四拾七石余都合式千石事令扶助之訖可全知行者也

元和三

五月廿六日

河口久介とのへ

史料一〇

川口宗重拝領同茂右衛門尹氏書上 台徳院殿御判物

下総国葛飾郡白井村五百石上総国土気之内清水村五百石都合千石事

令扶助候畢可全領知者也

元和三

五月廿六日

御朱印

川口茂兵衛尉とのへ

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市緑区	上総国山辺郡	小食土	二〇六・八一八〇〇石	四五一・五九六〇〇石	三
東金市	上総国山辺郡	堀上	二二二・九八三〇〇石	五二一・一三八五〇石	三
東金市	上総国山辺郡	田中	二一・一六六〇〇石	八七〇・七〇七〇〇石	七
茂原市	上総国長柄郡	南清水	五〇〇・〇〇〇〇〇石	六五〇・〇〇〇〇〇石	二
松尾町	上総国武射郡	木刀	二六一・八二五六〇石	二六一・八二五六〇石	一
松尾町	上総国武射郡	五反田	二〇一・六四四〇〇石	二〇一・六四四〇〇石	一
成東町	上総国武射郡	草深五木田	三二・〇〇〇〇〇石	四六四・九〇一〇〇石	一〇
成東町	上総国武射郡	五木田	二九・九〇一〇〇石	七六一・三三四二八石	一〇
成東町	上総国武射郡	芝原	四七・四八〇〇〇石	一八〇・二二二〇〇石	三
成東町	上総国武射郡	富口	八一六・六九〇〇〇石	八一六・六九〇〇〇石	一
知行高合計			二三四〇・五〇七六〇石		

# 清野氏



丸の内上の字

満成(越中守)

武田信玄、勝頼に仕え、のち天正一〇年家康に従う。蘆田信番、松平康真父子に属し、上野国藤岡に居住。慶長五年伏見にて小栗三助某を殺害した康真に従い高野山に逃れる。この年関ヶ原の戦に供奉。寛永六年一月没六五才。

満波(助右衛門 半右衛門)

秀忠に仕え、大坂の両陣に本多正信に属して供奉。元和九年徳川忠長に附属し大番。忠長改易後藤岡に居住。寛永一六年閏一月召されて家光に仕え天守番。慶安二年八月奥方広敷添番。明暦二年一二月没。

貞昌(初め満久 半右衛門)

二郎右衛門 半右衛門  
明暦三年五月襲封。のち支配勘定。寛文六年一二月豊奉行。同一二年一月没。

貞平(半三郎 半右衛門 与右衛門)

寛文一〇年七月一五才で家綱に初拜謁。同一二年七月襲封し作事奉行支配。延宝元年一二月勘定。元禄一〇年閏二月漆奉行。同年九月遠江国一宮、三河国大樹寺へ神宝仏具の検視のため赴く。同一三年一月書替奉行。同一五年三月代官。享保三年六月勤を辞し、同八年一二月没六八才。

貞宣(半三郎 与右衛門)

元禄八年一二月勘定。正徳三年七月大番。享保八年一二月襲封。延享元年七月番を辞し、同四年一〇月没七一才。

満葵(伝之助 与右衛門 貞平の五男)

享保一八年二月一六才で吉宗に初拜謁。寛保二年一二月大番。延享四年一二月襲封。宝暦三年八月西丸納戸番。同四年四月新番。安永五年四月家治の日光社参に供奉。天明七年五月没七〇才。

満富(金平 新三郎 半右衛門)

堀内貞智の三男  
安永七年七月大番。天明七年八月三七才で襲封。寛政三年五月大番組頭。文政三年六月勤を辞し小普請となり褒美を賜る。

満辰(助右衛門)

小姓組。安政三年一二月没。

満壽(半右衛門)

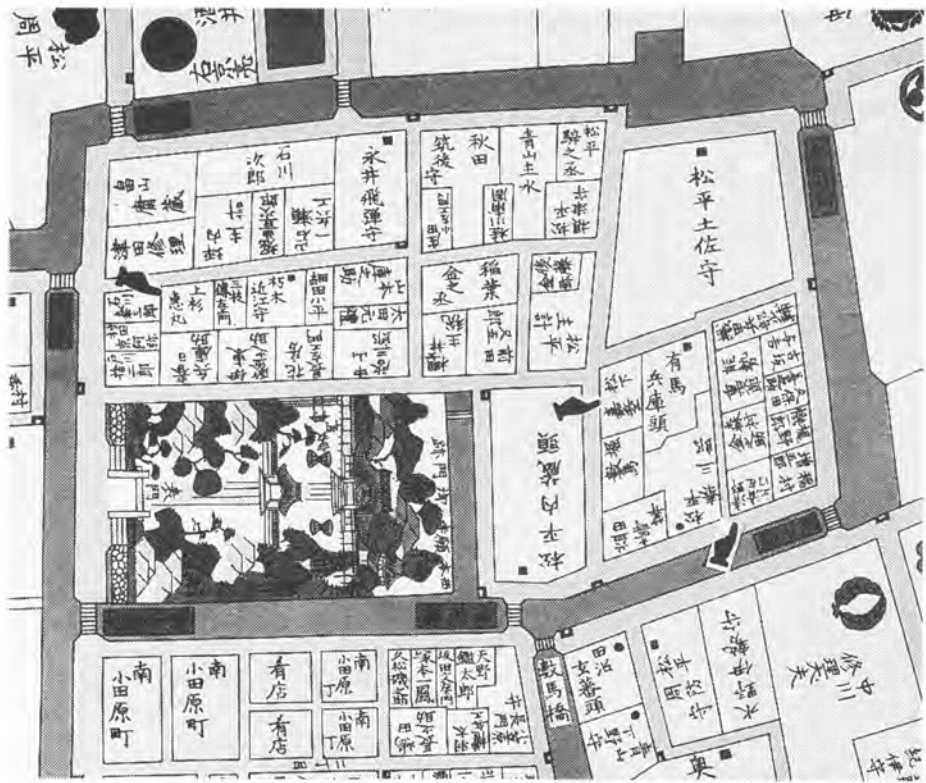
書院番。安政六年七月没。

満仍(滝三郎 満壽の弟)

文久元年三月襲封し小普請。元治元年大番。明治元年静岡藩士。明治三七年一月没。

当家は信濃の豪族村上氏の一族で代々信濃国埴科郡清野の倉骨城に居住し、延徳年中(一四八九〜一四九二)に国後は村上家の老職九家の上座となった。その子信秀(清秀)は村上義清に仕えるが、天文二二(一

五五三)年武田信玄に逐われた義清が、上杉謙信を頼って越後の渡辺に逃れた際これに従う。のち清野の地に戻り永禄八(一五六五)年一月に没した。信秀の孫(次男とも)が満成で武田信玄および勝頼に仕えるが、



上杉、清野、松下

現行市町村名	千葉市花見川区	国郡名	下総国千葉郡	村名	検見川	知行高	一〇〇・八一〇四〇石	村高	六一六・一四七〇〇石	相給数	五
八千代市	下総国千葉郡	吉橋	六七・五三二六〇石	三	三	三	三	三	三	三	三
知行高合計	一六八・三四二〇〇石										

のち天正一〇（一五八二）年家康が甲斐国新府に至った時、蘆田（依田）信蕃の家臣とともに従う。同一一年二月信蕃に従い信濃国岩尾城を攻め、のち信蕃の子松平康真に属し上野国藤岡に居を構える。慶長五（一六〇〇）年、伏見で小栗三助某を殺害し高野山に逃れた康真に従う。また、この年関ヶ原の戦いに供奉している。満波は秀忠に仕えて、大坂の陣には本多正信に属して戦い、元和九（一六二三）年徳川忠長に附属する。寛永九（一六三二）年一〇月忠長の改易のち上野国藤岡に居住していたが、同一六年閏一月召されて家光に仕え、のち下総国千葉郡星久喜村に一二〇石を賜った。貞平は貞享四（一六八七）年一二月に蔵米三〇俵を増増され、元禄一一（一六九八）年には星久喜村が佐倉藩領となるのに伴い知行地を移されているが、検見川村はこの時貞平の知行地となったとみられる。同一三年一二月には蔵米五〇俵を増増され、一二〇石と蔵米八〇俵を知行する。

屋敷は寛政、文政、天保期は鉄炮洲築地軽子橋にあり、万延元（一八六〇）年改正新鐫、文久元（一八六一）年改正再刻の「京橋南築地鉄炮洲絵図」でも清左衛門（但し清左衛門と名乗る当主はなく誤刻とみられる）の屋敷が確認できる。また、満波以降の葬地は駒込の高林寺である。

# 久保氏 (最幕末の当主久五郎)



丸の内桶

勝近(彦兵衛)  
信長に仕える。

勝正(勘次郎 平左衛門)  
信雄、秀吉、秀忠に仕える。  
元和四年三月没七一才。

勝房(平左衛門)  
秀忠に仕え大番。のち大番組頭。元和四年三月襲封。寛永五年一二月徒頭となり布衣を許される。寛永七年六月没四五才。

勝時(勘次郎 平左衛門 和泉守)

寛永七年八才で襲封し小普請。同八年家光に初拝謁。同一六年大番。正保二年九月江戸川橋の普請奉行。万治二年一〇月組頭。寛文二年九月使番。同年一二月布衣を許される。同三年常陸国下館城の城引渡し役。同四年一月大坂目付。同七年四月京極高国改易の際、丹後国宮津城の目付。同九年七月駿府目付。同一二年五月東福門院に附屬し、のち従五位下和泉守に叙任。延宝六年寄合。元禄元年五月没六六才。

政周(平三郎 勘次郎)

貞享四年九月一四才で綱吉に初拝謁。同五年七月襲封。元禄一一年三月書院番。同一三年番を辞す。宝永六年四月再び書院番。同七年七月三河国刈屋城の城引渡し役。享保八年二月番を辞し、延享二年四月没七二才。

勝里(平吉 平左衛門)

宝永七年七月家宣に初拝謁。延享二年七月襲封。同五年五月書院番。寛延二年一二月番を辞し、明和元年八月没七一才。

芳勝(平之丞 勘次郎 政周の四男)

明和元年一月襲封。同年閏一二月家治に初拝謁。同二年五月書院番。同四年一〇月より進物番。同六年二月没三三才。

勝交(金三郎 勝里弟勝峯の長男)

明和六年五月襲封。安永三年一二月西丸書院番。同七年四月没二七才。

勝徴(初め勝意 喜三郎)

勝峯の二男  
安永七年七月一九才で襲封。  
寛政七年一〇月書院番。

(平左衛門)

西丸書院番。  
のち小普請。

義勝(勘次郎)

嘉永七年一〇月小姓組より船手。文久二年七月勤を辞し勤仕並寄合。元治元年八月小十人頭。同年一〇月勤を辞し寄合。

(久五郎)

講武所頭取久保綱太郎の子  
元治元年一二月襲封し、  
講武所奉行支配。

勝近は織田信長に仕えた。勝正は織田信雄に仕え天正一二(一五八四)年三月信雄が豊臣秀吉と対立した際、尾張国黒田城の攻防戦で名を上げ、同国北方城に家康が配した日下部左近が澤井修理助と不和になった際には、勝正が和睦をとりもちその功で家康より十文字の鎗を賜る。同一八

年信雄が秋田へ配流の際、下野国烏山でいとまを賜り、この時剃髪する。のちに秀吉に仕え、文禄元(一五九二)年初めて家康に拝謁した。そののち秀忠に仕え、上総国山辺、周准郡において知行地七〇〇石を賜るが、大和田村(上・下大和田を含む)はこの時勝正の知行地になったと考え



久保勘次郎

られる。勝正は関ヶ原の戦、大坂冬の陣に供奉し、同夏の陣の際は伏見城を警護している。勝房は秀忠に仕え、大坂冬の陣に従い、同夏の陣には父と同じく伏見城を警護した。勝時は寛永七(一六三〇)年に家督を継ぐが自身は五〇〇石を知行し、弟勝次に二〇〇石を分知する。勝時は同一六年に大番、万治二(一六五九)年一〇月には大番組頭に就任するが、同年一二月に蔵米二〇〇俵を増加され、寛文二二(一六七二)年東福門院に属した際、近江国滋賀郡において七〇〇石を増加された。政周は元禄一〇(一六九七)年七月蔵米を改めて常陸国茨城郡において知行地二〇〇石を賜り、あわせて一四〇〇石を知行する。勝里は延享二(一七四五)年七月の襲封時に近江国滋賀郡で三〇〇石を弟勝峯に分知し、自身は一〇〇石を知行している。

屋敷は寛政期から安政期には牛込逢坂にあった。嘉永四(一八五二)年新鍋、安政四(一八五七)年改の「市ヶ谷牛込絵図」でも勘次郎の屋敷が確認できる。また、勝正以降の葬地は四谷の妙行寺である。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市緑区	上総国山辺郡	下和田	四八三・五九三五〇石	四八三・五九三五〇石	一
君津市	上総国周准郡	杉谷	一六・四六〇五〇石	二〇三・四六九一〇石	(五)
水戸市	常陸国茨城郡	加倉井	二二一・二八四一〇石	一〇六七・九六二三〇石	四
滋賀県志賀町	近江国滋賀郡	北浜	四〇〇・〇〇〇〇〇石	九三八・三〇一〇〇石	四(二)
知行高合計			一一一・三三八一〇石		

北浜村は元禄、天明期2給。天保期は4給。

# 久保氏 (最幕末の当主主税)



丸の内橋

勝近 — 勝正 — 勝房

勝時 (以下三六ページ参照)

勝次 (伝八郎 七左衛門 勝吉 勝清)

勝忠 (七左衛門 勝房弟勝重の五男)

寛永七年別家し、小普請。同一三年二月家光に初拜謁。正保元年大番。承応二年一〇月没。

寛永七年別家し、小普請。同一三年二月家光に初拜謁。正保元年大番。承応二年一〇月没。

承応二年一二月襲封。寛文一三年一月大番。貞享元年六月納戸番。元禄九年六月没。

正秀 (初め正長 源兵衛 伝左衛門)

土屋正勝の二男)

勝茂 (左十郎)

享保六年八月襲封。同九年一〇月大番。

成勝 (新蔵 七左衛門)

松平昌剛の二男)

元禄九年七月襲封。同一〇年八月桐間番。宝永元年九月小納戸。同三年七月小普請。正徳二年三月納戸番。

同一三年二月吉宗の子小五郎 (橋宗尹) の近習番。同一五年一〇月小姓。同一〇年一二月勤を辞す。寛保四年一月一橋の近習番。延享二年一〇月没四三才。

延享二年閏一二月襲封。寛延四年五月大番。宝暦九年閏七月番を辞す。安永九年八月致仕。天明四年一〇月没五六才。

享保六年六月没五四才。

延享二年一〇月没四三才。

没五六才。

勝達 (勝之丞 二郎八郎 伝左衛門)

安永九年八月二六才で襲封。天明五年五月大番。寛政二年七月番を辞す。

勝範 (半次郎)

小普請。

(佐十郎)

大番。

(兵庫 主税 大番組石川又四郎の子)

安政六年一二月大番。文久元年三月襲封。元治元年八月新番。慶応元年五月新番格

砲術奥詰。同二年一二月遊撃隊。

久保勝房の二男、勝次が寛永七 (一六三〇) 年に父の知行地より上総

国山辺、周准両郡において二〇〇石を分知され別家をたてる。この時大

和田村が上、下に分村され、一九三石余が勝次の知行地の上大和田村に、

そのほかが下大和田村となり兄勝時が知行した。江戸時代最後の当主で

ある主税は大番の石川又四郎の子で、二〇〇石が本高、五〇俵が足高で、

ほかに手当の一〇人扶持があった。

屋敷は寛政、文政期には本所永倉町に、天保期には小日向中橋にあつ

た。但し、寛政二 (一七九〇) 年当時に勝達は、本家の勝徴邸に同居

していた。また、勝次以降の葬地は四谷の浄運寺である。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市緑区	上総国山辺郡	上大和田	一九三・四三七五〇石	一九三・四三七五〇石	一
君津市	上総国周准郡	杉谷	六・五〇八六〇石	二〇三・四六九一〇石	(五)
知行高合計			一九九・九四六一〇石		



# 小出氏



丸の内二八の文字

虎吉(源八郎 右衛門尉)

武田家、のち家康に仕える。天正一二年五月没七三才。

昌吉(源八郎 平右衛門 土佐守)

信玄、勝頼に仕え、のち家康に仕える。寛永元年六月没七五才。

守昌(源八郎 勘解由 伊豆守 勘解由)

天正一三年巨摩郡に誕生。文禄二年九才で家康に初拜謁。のち秀忠の小姓となり膳番を勤める。慶長五年上杉景勝征伐、上田城攻めに供奉。大坂冬の陣に従い、同夏の陣では戦功をたてる。凱旋ののち元和二年に従五位下伊豆守に叙任。同八年父とともに徳川忠長に附属し、父の配下の足軽五〇人を預かる。そののち襲封。忠長改易ののち内藤信照に預けられ、陸奥国棚倉に蟄居。寛永一三年九月家光に再び召されて鉄砲頭となり与力一〇騎、同心五〇人を預かる。同一年閏一月没五五才。

守全(初め守勝 源八郎 内匠 能登守 隠岐守)

元和六年一二月一才で秀忠に初拜謁。寛永一七年九月襲封。正保三年一〇月崇源院(秀忠室浅井氏)御霊屋普請を奉行。のち日光山御殿の普請を担当し慶安二年一二月に褒美を賜る。同三年一二月書院番頭。同四年八月従五位下能登守に叙任。万治二年一月家綱元服の嘉儀の使いで尾張国名護屋に赴く。寛文三年四月日光社参に供奉。延宝四年五月勤を辞し寄合。同一年二月致仕。同八年五月没七一才。

守輝(初め守眞 源八郎 内匠 右近 能登守)

守里(初め有利 守秀 万吉 弥三郎 左京 若狭守 下野守 淡路守)  
明暦二年八月八才で家綱に初拜謁。寛文七年一二月小姓組。同一年七月中奥小姓。同月中奥番を兼務。同一年三月側小姓。同年二月従五位下若狭守に叙任。のち家綱親筆の風月の書、同鶏の画を賜る。延宝八年家綱死去により寄合。天和元年一月徒頭。同三年一月書院番組頭。元禄三年一月京都町奉行。同九年二月伏見奉行を兼務。同年五月勤を辞し寄合。同一年一二月作事奉行。同一年四月没五一才。

守明(伝四郎 弥三郎 日向正次の三男)

元禄六年九月綱吉に初拜謁。同一年七月襲封し、小普請。享保六年六月致仕。元文五年二月没六六才。

守安(万吉 隼人 鞆負)

享保六年六月襲封。同年八月吉宗に初拜謁。同九年一〇月書院番。同年一月家重に附属し、二丸に勤仕。同一〇年六月西丸に勤仕。寛保二年一二月番を辞す。延享元年一月致仕。宝暦八年一月没六五才。

守興(民部 田中元陳の二男)

延享元年一月襲封。同年一二月吉宗に初拜謁。同三年六月書院番。宝暦二年一月没三六才。

守廣(兵部 弥三郎)

宝暦三年四月襲封。明和二年一二月西丸書院番。安永八年一二月没四四才。

守身(八十之助)

安永八年一二月襲封。天明三年一〇月没二一才。

「守傳（小膳）又五郎 右京亮 守廣の二男」

天明三年二月一七才で襲封。同六年九月書院番。同七年一〇月小納戸。同年一二月布衣を許される。寛政六年七月小姓。同年八月家齊親筆の朝日に梅の画を賜る。同七年一二月従五位下右京亮に叙任。同一〇年五月小十人頭。文化二年三月勤を辞す。同三年一月致仕。

当家はもともと三枝姓であるが、守里の時小出と改称した。虎吉はじめ武田信虎に仕え、のち信玄に従って村上義清とたびたび合戦に及び戦功をたてる。勝頼の配下で北条家と戦った際も功をあらわした。天正一〇（一五八二）年武田家滅亡の際には蘆田信蕃と駿河国田中城を守っていたが、味方の諸城が皆落ちたなかで同城だけが落ちず、奇手が矢文をもって降伏を促したが受け付けず、穴山梅雪の使いで漸く城を去り寺に寓居した。同年三月子の昌吉とともに甲斐国市川の陣營で家康に拝謁し旗本となるが、暫く藤枝の東雲寺に籠居し、信長の武田家旧臣狩りの風聞により伊勢国に隠れた。本能寺の変後再び家康に従い、家康が北条氏直と若神子で対陣した際与力五二騎、足軽五〇人を預けられ、甲斐国巨摩郡大野の砦を内藤信成らと共に守った。このとき嫡男の守友が旧領で一七一〇貫八〇〇文を賜り、配下の同心五六騎を預かっている。

昌吉は天正一〇年三月家康に初拝謁し、大野砦を父と共に守ったのち、父の配下の与力五二騎と足軽五〇人を預かる。一方旧領は守友の子の守吉が幼くして継いだため昌吉が陣代となった。同年一月に信濃国前山城、同一一年には小諸城を攻め落とし、同一二年の長久手の戦で信濃国勝間ノ砦を守る。そののち三河国挙母の城番をつとめ、同一三年上田城攻め、同一八年小田原の陣に供奉する。同年五月に岩槻城を攻め、のち上野国名和において一〇〇〇〇石を賜る旨が伝えられたが固辞している。

守正（又五郎）

文化三年一月襲封。同六年時点で小普請。

（喜之助）

（文化二〇年頃）

（隼人）  
（嘉永五年以前）

（芳太郎）

（嘉永六年以降）

（静五郎）

（最幕末）

そののち武蔵国荏原郡において三七〇〇石余を賜る。慶長五年の上杉景勝征伐、上田城攻めに従ったのち、知行地を旧領の甲斐国巨摩、八代の二郡に移され六〇〇〇石を知行した。大坂の両陣には旗奉行として供奉し、凱旋ののち指揮を賞され、備前守家の刀を賜っている。元和八（一六二二）年徳川忠長に附属し、のち小諸城を守衛した。守昌は慶長九（一六〇四）年八月下総国香取郡において知行地五〇〇石を賜り、同一〇年大坂夏の陣の戦功で甲斐国に四〇〇〇石を賜る。同八年父ともに忠長に附属し、そののち襲封し計一〇〇〇〇石を領した。のち忠長より五〇〇〇石を増されたが忠長改易後、内藤信照に預けられ陸奥国棚倉に盤居した。寛永一三（一六三六）年九月再び召されて家光に仕え、同一五年二月安房国安房、平群、朝夷の三郡において一〇〇〇〇石を賜る。守全は寛永一七年九月に襲封したが自身は七〇〇〇石を知行し、弟頼増に三〇〇〇石を分知した。明暦元（一六五五）年九月には知行地を蔵米七〇〇〇俵に改められている。

守里は守全の二男で寛文七（一六六七）年一二月小姓組となり、同九年一二月蔵米三〇〇俵を賜る。そののち同一〇年七月に中奥小姓に列し、同年一二月一〇〇俵を増。同二年三月に側小姓になり同年一二月二〇〇俵を増。天和元（一六八一）年一二月徒頭になり、同二年四月五〇〇石を増。元禄三（一六九〇）年一月京都町奉行に就任し、同七年

一二月五〇〇石を増され一〇〇〇石と蔵米六〇〇俵を知行した。のち  
 同一〇年七月に蔵米を改めて、下総国千葉、葛飾、武蔵国葛飾、上野国  
 邑楽、下野国河内、伊豆国加茂の六郡において一六〇〇石を知行した。

屋敷は寛政、文政、天保期には小石川竜慶橋に、安政六年頃には本所  
 入江町にあった。なお、葬地は四谷の西念寺、発昌寺、麻布の天真寺な  
 どである。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市若葉区	下総国千葉郡	中野	二〇・七〇四二〇石	七三・三六〇〇四石	九
埼玉県庄和町	下総国葛飾郡	金崎	二七〇・〇四三〇〇石	八二・〇五六〇〇石	三
埼玉県庄和町	下総国葛飾郡	柵	九八・四五〇二〇石	六二・七五五〇〇石	五
埼玉県鷲宮町	武蔵国葛飾郡	西大輪	一三三・六八九〇〇石	六一・七六一〇〇石	六
埼玉県幸手市	武蔵国葛飾郡	吉野	五二・五一四八〇石	三六・九四〇八〇石	四
埼玉県幸手市	武蔵国葛飾郡	大島新田	六六・三〇四二〇石	四三・四三三〇〇石	三
栃木県上三川町	下野国河内郡	大山	二五一・五三八八〇石	四六〇・六九四八〇石	三
群馬県明和町	上野国邑楽郡	大輪	二四八・四六一二〇石	六七・二八八〇〇石	三
群馬県千代田町	上野国邑楽郡	上中森	二七五・三六三〇〇石	一一・一八七・〇〇六〇〇石	九
静岡県中伊豆町	伊豆国加茂郡	上白岩	六一・七四六九〇石	一〇一・三三五〇〇石	五
静岡県中伊豆町	伊豆国加茂郡	城	九六・〇四四四〇石	五三六・九九四七〇石	七
知行高合計			一七八九・四九六七〇石	四七六・八二三〇〇石	五

大輪村は天和2年～慶応3年に9給。

# 河野氏



角切の内三文字

通直 (刑部大輔)

通之 (鬼王丸 六郎 对馬守 通直の二男)

通元 (六郎 民部大輔)

通春 (犬法師 伊予守)

通安 (七郎 豊前守)

通房 (九郎 下総守)

通政 (四郎 豊前守)

盛政 (七郎 平十郎 勝左衛門)

通利 (平十郎 源右衛門)  
 通重 (勝六郎 権右衛門 盛政の二男)

武田信玄、勝頼に仕え、天正一〇年六月家康に仕える。天正一八年の関東入国に供奉。慶長五年七月上杉景勝征伐に使番として従う。同年八月関ヶ原の戦では鎗奉行を勤める。同一九年一〇月の大坂冬の陣では使番。のち秀忠に仕え使番。元和三年一月没七七才。

駿府にて家康に召されて仕え小姓。慶長年間争論の相手を討果たした秋元某をかくまった科で蟄居。同二〇年、大坂夏の陣の戦功で許され大番。寛永三年一月鉄砲頭となり、徒同心三〇人を預かる。同九年七月与力五騎を預かる。正保四年五月家光の鷹狩の際、配下の同心が不始末を起し閉門。慶安元年六月許され、同二年八月鉄砲頭。同三年九月家綱に附属。同四年五月没六八才。

通成（左門 伊右衛門 権右衛門）

寛永六年二月一〇才で家光に初拜謁。同二年二月書院番。慶安四年二月襲封。田安門、清水門の普請を奉行し万治元年閏一二月に褒美を賜る。寛文三年二月備後国福山の国目付。同年一月使番。同年一二月布衣を許される。同六年三月長崎奉行。同一年三月勤を辞し寄合。延宝八年一月鎗奉行。貞享四年八月大目付。同年一二月出仕を止められ、同五年四月小普請。元禄元年一二月出仕を許される。同三年四月拜謁も許される。同四年一二月没七二才。

通護（庄之助 権九郎）

延宝三年五月家綱に初拜謁。元禄五年七月襲封。同九年七月小姓組。同十三年二月使番。同年一二月布衣を許される。同十四年一二月綱吉が紅葉山参詣の際、落度があり出仕を止められる。同十五年三月出仕を許される。同年六月拜謁も許される。同十六年一二月小普請。享保三年九月没六三才。

通長（幸四郎 権右衛門）

享保三年一二月襲封。同月吉宗に初拜謁。元文二年一二月小姓組。宝暦九年一二月、精勤を賞され褒美を賜る。明和元年八月没六六才。

通孝（大学 左膳 権右衛門 通護の二男）

明和元年一二月襲封。同年閏一二月家治に初拜謁。同三年一二月書院番。同六年一二月番を辞す。同九年四月致仕。安永七年一二月没七四才。

通成（初め武成 善十郎 久世廣武の五男）

明和九年四月二六才で襲封。同年六月家治に初拜謁。同年（安永元）一二月書院番。同五年四月家治の日光社参に供奉。同九年一月使番。同年一二月布衣を許される。大坂城が雷火にあい、天明三年一〇月同城に赴き監察する。寛政四年四月先手弓頭。同六年六月勤を辞し寄合。享和三年七月致仕。

通開（鉄之助）

享和三年七月襲封。小普請。

通訓（権右衛門 対馬守 豊前守 近江守）

文化六年九月襲封し、小普請。文政四年二月小姓組。天保四年一月使番。同七年一二月火事場見廻兼帯。同一年一〇月西丸目付。同一年九月日光奉行。同年一二月從五位下対馬守に叙任。嘉永元年六月山田奉行。同三年九月京都町奉行。同六年一二月普請奉行。安政四年一二月作事奉行。同五年七月田安家家老。文久二年一二月勤仕並寄合。

通和（通仰【伽】 左門 権右衛門 伊予守 対馬守）

小姓組。安政四年四月西丸小十人頭。文久三年一二月襲封。同月歩兵頭。同四年一月從五位下伊予守に叙任。元治二年四月歩兵奉行。慶応三年一二月留守居小普請之面々支配。同四年二月二十九日留守居並之通。

通之は伊予国守護通直の子で、弘和三（一三三三）年、元守護の細川頼之と通之の兄亀王丸との戦いが、足利義満の命で和議に及んだ際、人

質として頼之の元に赴いたが、応永元（一三九四）年国に帰って家を継ぎ、同年一二月義満より伊予国守護職の御教書を賜っている。通房は甲

斐国に赴き武田家に任せ、子の通政は武田家、北条家、再び武田家と仕えた。盛政は信玄、勝頼に仕えたが、天正一〇（一五八二）年三月の武田家滅亡後は、同年六月に召されて家康に仕えた。盛政は同年八月の甲斐国見坂の戦いで功をたて、同国巨摩郡において本領の地を賜る。同一年一月には改めて本領の八代郡において三〇〇石を賜り、同二年四月長久手の戦いで手柄をたて、甲斐国巨摩郡和田村などにおいて加増される。また、同一八年家康の小田原陣、関東入国に供奉し、のち知行地を移された。慶長二〇（一六一五）年の大坂夏の陣では、老齢につき家康の側にとの仰せを蒙った。そののち秀忠に仕え九三〇石余を知行した。

通重は大坂夏の陣で先登の功を賞せられ、凱旋ののち蔵米三〇〇俵を賜り大番となる。寛永二（一六二五）年九月に蔵米を改められるとともに加増され、上総国望陀、市原、下総国葛飾、千葉の四郡において四〇〇石を賜るが、曾我野村はこの時通重の知行地になったとみられる。通

重は同六年五月に上総国山辺、武射の二郡において六〇〇石を、同一年一二月にも甲斐国八代、山梨の二郡において五〇〇石を加増され知行高は一五〇〇石となった。通成は慶安四（一六五二）年一二月に襲封する際、弟通賢に三〇〇石を分知し、自身は二二〇〇石を知行する。寛文六（一六六六）年三月には長崎奉行に就任し下野国芳賀郡において五〇〇石を加増され、天和二（一六八二）年四月にも上野国山田、邑楽の二郡において五〇〇石の加増があり、知行高は二二〇〇石となる。通護の代の宝永二（一七〇五）年五月には甲斐国の知行地上総国望陀、市原の二郡に移されている。なお、屋敷は正徳期以降一貫して駿河台袋町にあった。四九ページに載せた嘉永二（一八四九）年新刻、文久三（一八六三）年改正の「飯田町駿河台小川町絵図」でも豊前守（通訓）の屋敷が確認できる。また、通重以降の葬地は市ヶ谷の長龍寺である。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市中央区	下総国千葉郡	曾我野	二九・三〇〇〇石	五九四・〇八八二〇石	六
松戸市	下総国葛飾郡	南花嶋	二一・八〇〇〇〇石	二八六・五二九〇〇石	三
松戸市	下総国葛飾郡	和名ヶ谷	七六・三〇〇〇〇石	三三四・七六五〇〇石	五
木更津市	上総国望陀郡	中尾	二二五・七八一〇〇石	三九三・三一五〇〇石	四
木更津市	上総国望陀郡	伊豆島	一〇一・三四五〇〇石	五七三・〇九六六〇石	六
市原市	上総国市原郡	八幡	九五・九四一四〇石	一四〇三・四六六五〇石	九
市原市	上総国市原郡	大作	六六・七三九〇〇石	六六・七三九〇〇石	一
市原市	上総国市原郡	中野	一・〇〇〇〇〇石	一〇一・七〇〇〇一石	四
大網白里町	上総国山辺郡	駒込	三一九・〇〇〇〇〇石	八九二・三四三〇〇石	四
成東町	上総国武射郡	小松	二八一・〇〇〇〇〇石	五六七・〇一八〇〇石	五
栃木県二宮町	下野国芳賀郡	古山	五〇〇・〇〇〇〇〇石	一一〇七・八二五八〇石	七
栃木県市貝町	下野国芳賀郡	笹原田	一六三・〇三六〇〇石	三一四・五二九五〇石	三
群馬県桐生市	上野国山田郡	堤	三七五・〇〇〇〇〇石	七五〇・〇〇〇〇〇石	三
群馬県大泉町	上野国邑楽郡	古海	一五五・〇〇〇〇〇石	八四九・九四六〇〇石	八

古海村の数値は『上野国御改革組合高帳』による。堤村の数値は『桐生市史』による安政2年のもの。

# 小林氏



丸の内上羽一蝶

重定（平左衛門 紀伊）

松平親忠、長親、信忠と仕える。

文龜三年一月没。

重時（平大夫 勝之助 平左衛門）

信忠、清康に仕える。三河国井田下の戦で功をたてる。某年没七三才。

重次（勝之助 平左衛門）

信忠、清康に仕え、享祿二年五月吉田城の攻防戦で功をあげ、鎗を賜る。のち広忠に勤仕し、永祿三年七月没六八才。

重正（勝之助 平左衛門）

吉勝（伝四郎 重次の二男）

家康に仕え、元龜元年四月の朝倉氏攻め、同年六月姉川の戦、同二年五月三河国本野原合戦に供奉。のち勤仕を辞し、元和四年没九一才。

重正（兵左衛門）

家康に仕え大番。のち尾張徳川家に附属。寛永一〇年没。故あって断絶。

重堅（清左衛門 清兵衛）

持弓の与力を勤め、のち側衆中根正盛に属して国廻役。天和二年四月小十人。貞享三年九月精勤を賞され褒美を賜る。同年一〇月番を辞し小普請。同四年七月致仕。元祿三年一月没八四才。

行中（初め重許 金十郎 小林十兵衛重次の二男）

貞享四年七月襲封。元祿元年一二月納戸。同九年一二月精勤を賞され褒美を賜る。同一年四月組頭。正徳六年二月蓮浄院（家宣側室）広敷番之頭。同年三月配下伊賀者の監督が疎かであると、拜謁を止められ、同年五月許される。享保三年五月天英院（家宣正室）の広敷番之頭。同四年七月竹姫（綱吉養女）用人。同年一二月布衣を許される。同一年一〇月没六一才。

行篤（金五郎 金十郎）

正徳四年五月一三才で家継に初拜謁。享保一一年一二月襲封。同一年六月没三三才。

行孝（求馬 金十郎 行中の三男）

享保一十九年九月一四才で襲封。延享元年一二月書院番。宝暦九年一二月精勤を賞され褒美を賜る。明和八年三月浄岸院（綱吉養女竹姫）用人。同年一二月布衣を許される。安永二年閏三月先に浄岸院死去のため勤を免され寄合。同年六月船手。天明四年六月没六四才。

行前（主馬 金十郎）

宝暦一三年九月家治に初拜謁。天明四年九月三八才で襲封。同五年一二月書院番。寛政八年一二月家慶に附属し西丸に勤仕。

（求馬）

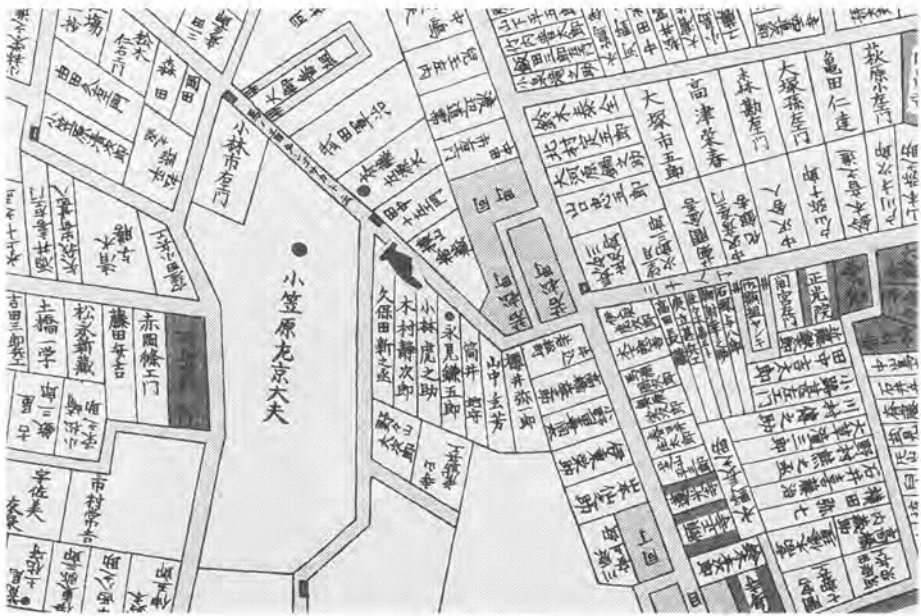
西丸小姓組。

（清左衛門）

小普請。

（虎之助 書物奉行島田帯刀の子）

嘉永四年三月小普請より書院番。



● 小林

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市花見川区	下総国千葉郡	検見川	一三一・六〇〇〇石	六一六・一四七〇〇石	五
佐原市	下総国香取郡	寺内	二八〇・〇〇〇〇石	六八一・五八四〇〇石	三
知行高合計			四一・六〇〇〇石		

遠祖季衡が上総国長柄郡小林郷に居住し郷名を家号にしたという。重定は松平親忠が三河国安祥城に居住していた時に召されて、額田郡能見村において一〇〇貫文の知行地を賜る。重時は信忠、清康に仕え、三河国井田下の戦に鎗で名をあげる。没後は能見村に葬られた。重次は享祿二（一五二九）年清康に属して吉田城を攻め落とし、戦功として鎗と安祥古井村で一〇〇貫文の知行地を賜る。

吉勝は重次の二男で家康に仕え、知行地二五〇石を賜る。元龜元（一五七〇）年織田信長の越前朝倉氏攻めの際、浅井氏の寝返りで退路を遮られ信長、家康軍は窮地に立つが、吉勝は退却戦で功をあげ、同年六月の姉川の戦でも戦功があった。同二年三河国本野原の戦で傷を負い、勤仕を辞した。旗本家としての当家は重正の代に一時断絶するが、その子重堅が再興する。重堅は天和二（一六八二）年四月に小十人となるが、二五〇石の知行地は上総国天羽郡にあった。重堅は貞享三年九月に長年にわたる勤を賞されて褒美を賜る。行中は元禄九年一二月に勤を賞され褒美を賜り、同一四（一七〇一）年一二月歳米一〇〇俵を増された。宝永七（一七二〇）年間八月には知行地を下総国千葉、香取の二郡に移されるが、この時検見川村は行中の知行地となったとみられる。

屋敷は寛政期以降牛込原町台にあった。嘉永七（一八五四）年新鑄の「牛込市谷大久保絵図」でも虎之助の屋敷を確認できる。また、重堅以降の葬地は市ヶ谷の安養寺である。

# 佐々氏



棕欄葉

長治（勝右衛門）  
天正一四年大坂にて没七九才。

長成（喜三郎 信濃守）

秀吉に仕え、のち家康に仕える。常に館に勤仕し、伏見向島に移る時は昼夜にわたって守護する。慶長五年上杉景勝の征伐に供奉。関ヶ原の戦では有馬豊氏に属して戦功をあげ茶壺を賜る。同九年秀忠の上洛に従い、同年六月参内に供奉。この時従五位下信濃守に叙任。のち大坂の兩陣に従う。元和二年家康没後寄合。寛永二年四月没六八才。

長次（権兵衛 長成の二男）

慶長一十九年二月京にて家康に拝謁。同二〇年大坂夏の陣に父とともに供奉。のち秀忠に仕え書院番となり、父が賜った茶壺を献呈。寛永三年の上洛に供奉。同一年九月松平忠直の配所、豊後国府内の国目付。同一年三月美濃国加納城の城引渡し役。同一年九月常陸国下館城の目付。同一年二月使番となり、布衣を許される。同二〇年五月陸奥国二本松城の受取り役。正保二年七月上野国安中城の城引渡し役。同四年一月丹波国龜山の国目付。慶安元年家光の日光社参に供奉。同年六月古田重恒改易につき石見国浜田城の城引渡し役。承応三年六月没六四才。

隆直（又兵衛）

寛永元年九月一五才で秀忠に初拝謁。同七年一月西丸書院番。同九年より本丸に勤仕。同一年家光の上洛に供奉。同一年家光の日光社参に供奉。承応三年一二月襲封。京極高知が播磨国龍野城より讃岐国丸亀城に移封の際、明暦四年四月両所に赴く。寛文二年九月使番。同年一二月布衣を許される。同三年四月家綱の日

光社参に供奉し、仮目付を勤める。一柳直興が改易の際、同五年八月伊予国川上の所領受取りを勤める。同七年閏二月陸奥、出羽兩國及び蝦夷国松前の巡見使。同九年二月城引渡しの役で肥前国島原へ赴く。同十二年三月仙台目付。延宝五年四月没六八才。

成澄（喜三郎 元禄一一年四月絶家）  
良政（初め良則 吉十郎 源左衛門）

隆直の三男）

寛文三年八月一才で家綱に初拝謁。延宝五年七月父の遺跡を分知され小普請。同九年二月書院番。天和二年三月没三一才。

成倫（初め倫則 成賢 幸四郎 喜右衛門 善兵衛 隆直の四男）

寛文七年閏二月六才で家綱に初拝謁。天和二年七月襲封。同三年閏五月書院番。同年一月桐間番。のち書院番。元禄一二年九月没三八才。

成應（又七郎 源左衛門 隆直弟長直の三男）

元禄一二年一二月四才で襲封。宝永四年一月小姓組。元文二年四月道奉行。同年一月目付。同年一二月布衣を許される。関東川々普請を担当し寛保三年閏四月褒美を賜る。延享元年一二月佐渡奉行。同四年一月小普請奉行。同年二月没五二才。

正重（源七郎 源左衛門）

享保一五年八月書院番。延享四年五月襲封。安永四年四月没六七才。

正知（主水 鈴木榮泰の二男）

宝曆一三年九月家治に初拝謁。明和二年一月父に先だって没三三才。



直知(右京 岩之丞)

安永四年七月祖父の遺跡を継ぐ。天明三年四月書院番。同五年四月番を辞す。同七年八月西丸書院番。寛政元年七月番を辞す。同二年四月三九才で致仕。

延正(缺太郎 又左衛門)

寛政二年四月一九才で襲封。同四年九月家斉に初拜謁。

(源左衛門) (主計) (天保頃) (最幕末)

佐々氏は源頼朝に従った佐々木三郎盛綱の孫、加地左衛門尉氏綱が上総国佐々庄に居住したことに始まると伝える。長成は豊臣秀吉に仕え、津国武庫郡において五五〇石余を知行するが、秀吉が没したのち家康に仕え、慶長五(一六〇〇)年関ヶ原の戦の戦功として茶壺を賜り、丹波国桑田郡において五〇〇石を加増された。長次は慶長一九年二月京において家康に拜謁し、同年九月に没した兄長重の知行地五〇〇石(美濃国多芸、山県郡のうち)を賜る。寛永二(一六二五)年には父の遺跡のうちより旧知の五五〇石余を賜り、自身はあわせて一〇五〇石余を知行し、父の遺跡のうち丹波国の五〇〇石は弟正成に分知している。寛永一

上総国千葉郡	赤井	八五・三七九八八石	一八二・六四七八八石	三
上総国市原郡	菊間	一五七・三七一五〇石	一四〇四・一八九五九石	七
知行高合計		二四二・七五二三八石		



佐々

〇年二月には上総国市原、下総国千葉の二郡において二〇〇石を加増され知行高は一二五〇石余となったが、赤井村はこの時佐々氏の知行地となっている。隆直は寛永七年一月西丸の書院番に列し、同九年より本丸に勤仕し蔵米二〇〇俵を賜る。同一〇年二月に二〇〇石を加増されると共に蔵米を知行地に改められ、下野国において四〇〇石を知行した。隆直は承応三(一六五四)年二月に二二五〇石余を襲封するが、その時先の四〇〇石は収公されている。なお、『徳川実紀』によれば長次、隆直はこの系図に載せた以外にも国目付、城受取りの使者などを多く勤めているが、ここでは『寛政重修諸家譜』に記載があるもののみをあげた。良政は延宝五(一六七七)年七月に父の遺跡より下総国千葉、上総国市原の二郡において二〇〇石を分知され別家をたてる。成倫は元禄三年一月桐間番に就き、のち書院番に戻るが、同六(一六九三)年一月二月に蔵米一〇〇俵を加増されている。屋敷は寛政、文政、天保期とも本所市原にあった。安政二(一八五五)年改正、文久三(一八六三)年改の「本所絵図」でも源左衛門の屋敷が確認できる。なお、長成から隆直は神田の吉祥寺。良政以降は駒込の吉祥寺(神田の吉祥寺が移転)が葬地である。

# 鈴木氏



下藤丸

某(左京進)

松平泰親、信親に仕え、三河  
国加茂郡高橋庄矢並郷に居住。

某(与六郎)

文明年中足助庄  
酒吞郷に移る。

某(帶刀)

親忠、長親  
に仕える。

某(次郎左衛門)

信忠、家康に仕える。天  
正二年一月没七一才。

重政(三郎左衛門)

家康に仕え、永祿二年一〇  
月加納郷にて戦死三二才。

重次(忠兵衛)

慶長五年召されて江戸に行き、関ヶ  
原の戦に供奉。のち家康が三河国妙  
昌寺を訪ねた際、供に列した。また  
家康より足助川の漁の許可を得る。  
のち大坂の陣に従い、鉄炮を賜る。  
元和六年致仕し郷里則定村に閑居。  
某年没七六才。

重三(九大夫 重次の長男)

父と共に大坂の陣に従い、のち駿  
府において家康に仕える。家康の没  
後江戸に行き秀忠に仕え、元和五年  
大番。同九年病にて番を辞し、遁世。  
のち致仕を命じられ、明暦元年六月  
没七七才。

重長(九大夫 三宅庄兵衛某の四男)

元和八年一三才で家光に初拜謁。遁世した  
重三の跡に養子をとって家を継がせよとの  
命で、同九年重三の養子となり襲封。寛永  
元年九月大番。同二〇年一二月幕奉行。明  
曆四年一月没四九才。

正當(伝十郎 九大夫 重明の長男)

万治元年閏一二月襲封し、小普請。延宝四年四月大番。元祿二年二月桐間番。同年三  
月大番。同九年一二月精勤を賞され褒美を賜る。正徳三年二月金奉行。同四年四月代  
官。享保七年六月職を免され、租税の滞りを償うため勘定奉行に属す。同八年二月そ  
の会計が終了し大番に戻る。同一四年一二月番を辞す。同一五年五月没八九才。

從正(万次郎 左太郎 九大夫  
鈴木重舊の二男)

宝永四年二月綱吉に初拜謁。同六年四  
月大番。享保一五年八月襲封。元文五  
年九月没五一才。

影正(左次郎 九大夫)

享保一八年六月吉宗に初拜謁。元文五年一  
二月襲封。寛保三年四月納戸番。寛延三年  
三月日光山に赴き家光の法会を司り、褒美  
を賜る。宝曆六年九月鉄炮玉葉奉行。明和  
三年一二月没五一才。

正國(巳三郎 左京 帶刀 九大夫)

宝曆一一年一二月家治に初拜謁。同一二年九月大番。明和三年一二月二六才で襲  
封。同四年一二月腰物方。同六年二月小納戸。同年一二月布衣を許される。安永  
五年四月家治の日光社参に供奉。のち鷹狩りにて鳥を射て褒美を賜る。寛政八年  
六月船手。文化元年一二月留守居番。同四年三月先手弓頭。同一四年二月持弓頭。  
文政六年一二月旗奉行。同七年一二月没八四才。

(三郎兵衛)

襲封以前に病死。

正時(巳之助 九大夫)

文政八年六月襲封。文久元年七月書院番より同組頭。同三年三月病につき勤を辞し致仕。

正徳（猪三郎）

安政六年十一月小姓組。万延元年一月講武所調方出役。文久三年三月襲封。同年四月講武所奉行支配取締役。同四年二月裏門切

当家は、源義経に従って奥州で戦死した紀州の武将鈴木三郎重家の伯父善阿弥が、三河国に来住したことに始まるという。左京進某の代には三河国で松平家に仕えている。家康に仕えた重政は永禄二（一五五九）年一〇月三才で猿投山の麓加納郷で戦死しているが、子の重次は幼い



現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市中央区	下総国千葉郡	赤井	四二・一九一三〇石	一八二・六四七八石	三
船橋市	下総国千葉郡	車方	四七・五九五〇〇石	四七・五九五〇〇石	一
船橋市	下総国千葉郡	行々林	五〇・四三二〇〇石	一〇一・一八〇一〇石	二
市原市	上総国市原郡	中高根	二六九・五二一九〇石	六八六・八一九七〇石	五
市原市	上総国市原郡	大坪	一一〇・五三二〇〇石	二九五・五三一〇〇石	二
市原市	上総国市原郡	久々津	三八・〇〇〇〇〇石	六一・〇〇〇〇〇石	二
知行高合計			六五八・二七二二〇石		

手番之頭。元治元年七月二丸留守居過人・別手組出役頭取取締並。同年九月小十人頭過人・別手組出役頭取取締。明治九年没。

ため叔父の信光に育てられた。慶長五（一六〇〇）年召されて江戸に行き、関ヶ原の戦に供奉したのち旧領加茂郡において五〇〇石を賜る。重三は長男であるが、大坂冬の陣のち慶長二〇年三月三河国に二〇〇石を賜り別家をたてる。元和五（一六一九）年大番になったが、同九年病に罹って遁世したため致仕させられ、養子の重長が家を継ぐ。重長は寛永元（一六二四）年九月大番に列し、同六年に五〇石を、同一〇年二月にも二〇〇石を加増され、三河国と、上総国市原、下総国千葉の二郡においてあわせて四五〇石を知行する。正當は元禄一一（一六九八）年三

河国の知行地二〇〇石を上総国市原、下総国千葉の二郡に移されているが、この時赤井村は正當の知行地となった。幕末の当主正徳であるが、高は一〇〇〇石で、うち五五〇俵が蔵米による足高であった。なお、明治元（一八六八）年には旧知行地の千葉郡車方村に寄留している。屋敷は寛政、文政、天保期とも駿河台鈴木町にあった。嘉永二年新刻文久三（一八六三）年改正の「飯田町駿河台小川町絵図」でも九大夫の

屋敷が確認できる。また、重長以降の葬地は浅草の法福寺である。

# 建部氏



四目結

信詮(金千丸 五郎 左衛門尉 備中守)

佐々木六角左衛門尉時信の三男)

正平一三年四月從五位下備中守に叙任。

義重(備中守)

詮秀(源八郎 治部少輔 左京亮)

六角大膳大夫満高に属す。近

江国神崎郡建部郷に城を築いて居住。

頼秀(源四郎 左馬助)

六角満綱、久頼、高頼

三代に仕え、諸所の戦に功をあらわす。

秀用(松千代 源八郎 源左衛門 采女正)

六角高頼に仕え近江国箕作城の守護代。寛正六年一二月上洛し、足利義政に拜謁して御教書を受領。永正元年八月没。

秀昌(源太 源七郎 日向守)

六角高頼に仕え、永正初年襲封。箕作城の守護代。同八年足利義尹(義植)に加勢し山城国船岡山の戦いで高名をあらわす。

秀治(源八郎 大藏大輔 采女正)

賢文(伝内 秀昌の二男)

はじめ兄秀治の養子となる。のち佐々木承禎に仕え、兄と共に箕作城の城代。天正二年四月建部郷に蟄居。天正一八年九月没六九才。

昌興(初め賢茂 伝内 伝右衛門)

慶長元年家康の右筆。慶長五年上杉景勝征伐、同二〇年大坂夏の陣に供奉。戦後古田織部旧蔵の古筆を賜る。元和二年家康没後江戸へ行き秀忠に仕える。同八年の日光社参に供奉。宇都宮より秀忠が急ぎ江戸へ戻る際も騎馬にて従う。寛永元年西丸に勤仕。同三年秀忠、家光の上洛に供奉。二条城に行幸の際、朝廷の規式、武家の故実を筆記。同一年家光の上洛、慶安二年三月の日光社参に供奉。明暦元年致仕。同年四月没七六才。

直昌(源四郎 伝内 伝右衛門)

元和元年一二月五才で秀忠に初拜謁。寛永年中より右筆。明暦元年襲封。寛文三年四月家綱の日光社参に供奉。同五年九月寺社領朱印状作成の功により褒美を賜る。同八年六月勤を辞し小普請。延宝元年一〇月致仕。貞享三年一二月没七六才。

昌孝(十兵衛 十郎左衛門)

慶安元年六月一三才で家光に初拜謁。寛文三年一二月書替奉行。元禄二年一二月小普請奉行組頭。のち小石川御殿、中野犬小屋など諸所の普請成功につき度々褒美を賜る。同三年一二月布衣を許される。同九年三月没六一才。

昌信(大才 伝右衛門)

延宝四年二月一才で家綱に初拜謁。元禄四年一二月小姓組。同九年七月襲封。宝永二年一〇月没四〇才。

昌幸(左源次 十郎左衛門 昌信弟昌純の長男)

宝永二年一二月一〇才で襲封。同三年四月綱吉に初拜謁。享保二年三月書院番。同一〇年五月番を辞す。延享四年八月致仕。安永三年一二月没七九才。

行昌(金三郎 伝右衛門 藤堂良惟の三男)

延享四年八月襲封。寛延二年一〇月小姓組。妻と長男が逐電した事で明和元年六月小普請となり出仕を止められる。同年九月許される。安永八年八月没五五才。



箕作山（城址）

昌高（源四郎 十郎左衛門 兵庫）  
安永八年一月二六才で襲封。天明二年  
六月書院番。同四年六月番を辞し小普請。

昌文（伝右衛門 兵庫）  
文化元年以前襲封。  
同一年四月没。

（源四郎）  
文化五年頃  
書院番か。

（伝右衛門）  
（文政末）  
天保初

昌滋（滋七郎 岡野備中守弟か）

天保五年以前襲封。

（伝内）  
天保一一年中奥番。

弘化四年辞す。

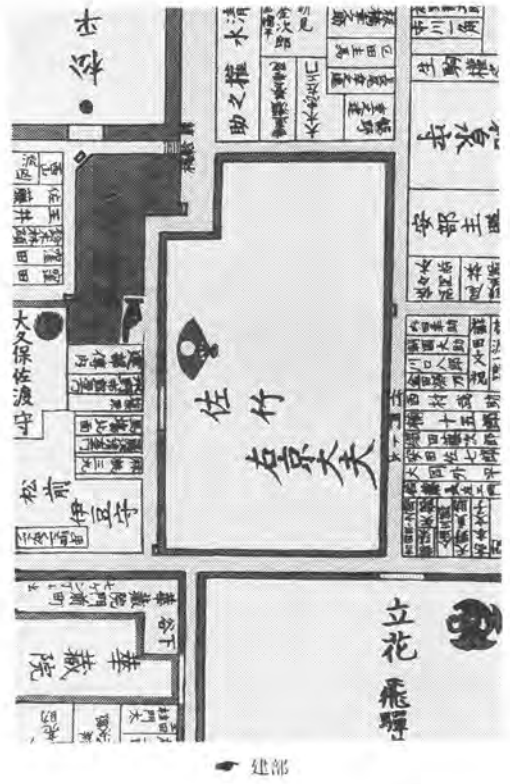
（伝内）  
万延元年襲封か。最幕末に陸軍奉行並支配。

信詮は相模国山内庄に居住して山内と称し、足利尊氏、義詮に従い諸所の戦に軍功があった。詮秀は六角大膳大夫満高に属し、近江国神崎郡建部郷に城を築いて建部と称した。元中八（一三九一）年には満高の命で山名播磨守満幸と内野にて戦い勝利をおさめている。

賢文は佐々木承禎（六角義賢）に仕え、若年より筆法に優れ、青蓮院尊徳法親王の門に入りこれを学んだ。のちには能筆家として名をはせ、

国中でその書風を慕い、学ぶ者が多かったという。一方、武勇にも秀で戦場で功をたてることがしばしばであった。兄と共に箕作城の城代をつとめたが、天正二（一五七四）年四月主君佐々木承禎が織田信長のために国を迫られた際、賢文は建部郷に蟄居した（滋賀県五箇荘町木流は箕作山にはど近いが、ここが蟄居の地

とされている。木流の法蓮寺に近接して伝内屋敷と呼ばれる場所があり、整地の際五輪塔などが多数出土した。また、同県安土町西老蘇の東光寺の伝内堂にはのちの昌孝が作らせた賢文の木像が安置されているが、胎内銘から元禄八年一月頃の作と推定される）。のちに信長より仕官の誘いがあったが義を守り応じなかった。同一五年豊臣秀吉のもとめで聚楽第の額を書し、秀次には源氏物語を書写して献じている。昌興は慶長元（一五九六）年家康に右筆として仕え知行地五〇〇石を賜る。昌興の筆道は御家流といひ江戸時代の公用書体となり公文書、制札などはこの書体に限られた。同五年上杉景勝征伐供奉のち三二〇石余を加増され八二〇石余を知行するが、小山村は慶長元年か同五年のいずれかに昌興の知行地となったとみられる。寛永二（一六二五）年七月に昌興が賜った朱印状は史料一のとおりである。昌孝は延宝元（一六七三）年一月に襲封するが、その際弟昌勝に二二〇石余を分知し、自身は六〇〇石を知行する。昌孝は元禄二（一六八九）年一月小普請奉行に就任した際、上総国市原、埴生、長柄の三郡において四〇〇石を加増され一〇〇〇石を知行する。源四郎の代の文政五（一八二二）年から六年にかけて知行地八か村との間に財政賄い一件がおき、知行地農民と激しく対立した。当初は農民側に強硬な態度をとっていた建部氏であるが、同六年一



屋敷は寛政、文化、文政、安政期には下谷三味線堀にあった。嘉永四（一八五二）年新鑄、文久二（一八六一）年改正の「下谷絵図」でも伝内の屋敷が確認できる。また、昌興以降の葬地は小石川無量院である。

史料一

建部伝内昌興拜領同十郎左衛門昌高書上 台徳院殿御判物

上総国市原郡山田村之内百三拾石壹斗余山田郡小山村五拾五石六斗余丹尾村之内三拾四石式斗下総国葛飾郡古戸村百九拾四石六斗余青山村拾五石九斗余岡保戸村式拾五石四斗平方村九拾壹石壹斗余外河原村之内式石九斗余近江国蒲生郡西老蘇村式百七拾壹石六斗余都合八百式拾壹石六斗余事令扶助之畢全可知行者也

寛永二

七月廿七日

御朱印

建部伝内とのへ

○月に今後上総国知行地には先納金、御用金など一切申しつけないと申し渡し、知行地村々が同氏の財政を管理するようになった。文久三（一八六三）年には同氏家族の立退所が丹尾村に設置され、明治元（一八六八）年同村に帰農を届出ている。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市緑区	上総国山辺郡	小山	五六・六〇九〇〇石	五六・六〇九〇〇石	一
東金市	上総国山辺郡	丹尾	三四・一〇〇〇〇石	八七・五一七〇〇石	三
市原市	上総国市原郡	山田	一三〇・一〇〇〇〇石	三六八・九四〇〇〇石	三
市原市	上総国市原郡	外部田	一一八・二四五〇〇石	一一八・二四五〇〇石	一
長南町	上総国埴生郡	岩撫	二八・六八七〇〇石	一五一・一〇三九〇石	三
長南町	上総国埴生郡	上小野田	一五一・一〇四〇〇石	一五一・一〇四〇〇石	一
白子町	上総国長柄郡	五井	一一〇・六五一〇〇石	三一六・八二八二石	二
茨城県河内村	下総国香取郡	金江津	一・三九五六三石	二〇二六・八七四一三石	四
滋賀県安土町	近江国蒲生郡	西老蘇	二七一・六〇〇〇〇石	四〇七・一九三〇〇石	四
知行高合計			九三二・四九二三三石		

他に、上総国長柄郡粟生野村に林畑8町3反1畝21歩がある。

# 辻氏



洲浜

久正（与三左衛門）

久吉（左次右衛門 太郎助 忠兵衛）

久昌（忠兵衛）

秀吉の家臣木村秀俊に属すが、天正一八年召されて家康に仕える。慶長五年秀忠に従い上田城攻略のおり、軍令違反で上野国吾妻に籠居する。同六年再び召されて知行地を賜る。のち大番組頭。同十九年伏見城在番中に没四七才。

慶長一十九年襲封ののち、大坂冬の陣、翌年の同夏の陣に供奉。大番を勤める。のち番を辞し小普請。寛永一四年七月没四二才。

高昭（初め久次 太郎助 忠兵衛）

晶昭（初め正照 太郎助 藤助 忠兵衛 佐橋吉元の二男）

寛永一四年二月一六才で襲封。のち大番。天和三年八月二条城在番中に没六二才。

寛文八年六月家綱に初拜謁。延宝六年三月大番。天和三年二月襲封。元禄六年六月組頭。同七年二月二条城在番中に没。

盛昭（右門 助九郎 織部 佐橋佳成の二男）

良昭（太郎助 忠兵衛）

元禄七年二月襲封。同八年二月綱吉に初拜謁。正徳元年一〇月新番。同五年二月没三九才。

正徳五年二月襲封。享保元年八月吉宗に初拜謁。同九年一〇月大番。同一年四月没三三才。

久暢（重次郎 本多敏之の二男）

久維（主水）

享保一五年七月七才で襲封。知行地農民の箱訴によって久暢の苛政が発覚し、元文元年九月出仕を止められる。同年一〇月許される。寛延元年一月小普請組支配組頭。明和五年一〇月没四五才。

明和五年二月一七才で襲封。同六年四月家治に初拜謁。天明四年六月納戸番。寛政四年五月大番。同九年三月西丸の新番。

（忠兵衛 主水）

（久五郎）

（彦三郎）

（文政一〇年頃）

（天保頃）

（安政六年頃

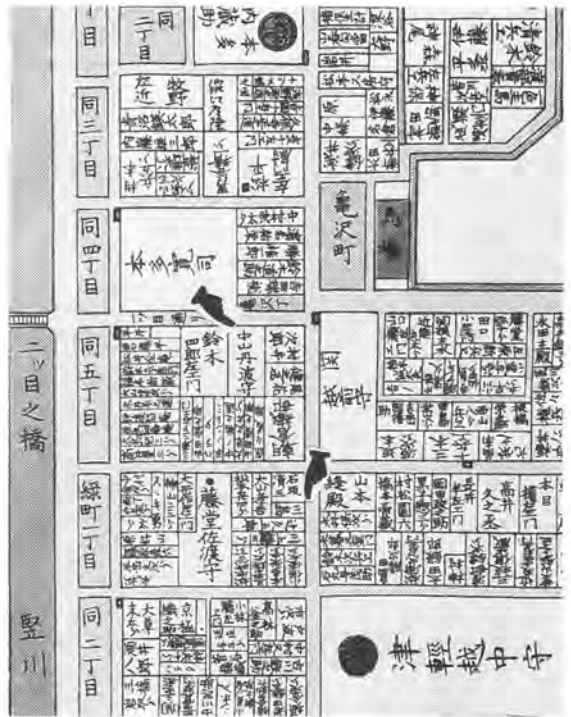
最幕末）

久吉は天正一八（一五九〇）年家康に仕え、慶長五（一六〇〇）年関ヶ原の戦では秀忠に従い真田昌幸が守る上田城を攻める。軍勢のうち酒井家次、奥平信昌各隊の足軽が辻久吉、中山照守、朝倉宣正らの奉行で

五、六人を率いて静かに出曲輪に向かつていくのが見えた。不敵な行為を目のあたりにした久吉は、黒地に辻字の指物をさし、鎗をとって大手土橋の柵際まで至ったが、敵はすでに門内に入ってしまった。再び出てきた敵と久吉、中山照守、朝倉宣正、小野忠明、鎮目惟明、戸田光正、

城近くの稲を刈りとっていたところ、城中より大将らしき武者が従兵一

きた敵と久吉、中山照守、朝倉宣正、小野忠明、鎮目惟明、戸田光正、



● 辻 (49ページも参照)、中山

斎藤信吉の七人が鎧を合わせて奮戦するが、この七人はのち上田の七本鎧と称された。この戦いは久吉が最も苦戦をしたが、命令を待たずに戦闘に入ったことが軍令違反に問われ、上野国吾妻に籠居する。その間しばしば厚情をよせた結城秀康(家康二男)の願いで同六年には再び召されて知行地を賜る。同七年には加増されのち大番となった。久昌は大番

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市中央区	下総国千葉郡	大森	五二・二五〇〇石	一五二・八二八〇〇石	二
神奈川県大和市	相模国高座郡	下和田	一八二・六〇〇〇石	一八二・六〇〇〇石	一
神奈川県海老名市	相模国高座郡	河原口	三一八・八〇六〇〇石	七五三・一六〇〇〇石	七
神奈川県茅ヶ崎市	相模国高座郡	円蔵	三八・二五一三〇石	五〇四・二二八三〇石	四
神奈川県秦野市	相模国大住郡	堀川	一一五・八七八〇〇石	二五〇・四七八〇〇石	二
神奈川県秦野市	相模国大住郡	千村	一九七・五一三三〇石	二四九・八七八〇〇石	四
知行高合計			九〇五・二九八六〇石		

を勤め、寛永二(一六二五)年七月相模国において五五〇石余を知行すべき旨の朱印状(史料一二)を賜る。同一〇年二月には下総国千葉郡において二〇〇石を加増され、七五〇石余を知行するが、この時大森村は久昌の知行地となった。盛昭は元禄一(一六九八)年に相模国大住郡、下総国千葉郡の知行地の一部を相模国高座郡に移されている。

屋敷は寛政期には北本所二目と南本所三四橋の間猿江にあり、このうち前者に居住していた。この北本所の屋敷はそれ以降も存続し、安政二(一八五五)年改正、文久三(一八六三)年改の「本所絵図」でも久五郎の屋敷を確認できるが、安政六年頃以降には駿河台にも屋敷を所持している。また、久昌と盛昭以降の葬地は牛込の幸国寺である。

史料一二

辻忠兵衛久昌拝領同主水久維書上 台徳院殿御判物

相模国之内下和田村百八拾貳石六斗円蔵村三拾七石四斗千村百三拾九石九斗余善提村八拾石四斗余堀村百拾石都合五百五拾石四斗事令扶助之訖全可知行者也

寛永二

七月廿七日

御判

辻忠兵衛とのへ



# 土屋氏 (最幕末の当主馬之丞)



三石

定政 (讚岐守)

武田信玄に仕える。

政成 (右衛門)

勝頼に仕える。武田家滅亡後武蔵国八王子に閑居。寛永一二年六月没七四才。

政重 (長三郎)

慶長一六年十一月一四才で秀忠に初拝謁。家光に附属し小姓。のち書院番。寛永二〇年八月家綱に附属し、三丸に勤仕して守衆組。慶安三年九月書院番に戻り西丸に勤仕。のち番を辞し小普請。寛文七年一月没七〇才。

政一 (伝右衛門)

某年家光に初拝謁し、のち小姓組。寛文七年七月襲封。のち番を辞し元禄四年一二月致仕。宝永三年一二月没七二才。

正克 (長十郎) 弥左衛門 長三郎 政重の三男)

元禄四年一二月襲封。同五年三月綱吉に初拝謁。同一年三月小姓組。同一年九月火事場目付。同一年一月勤を免される。同一年一月地震による諸所の破損の修築を奉行し、翌宝永元年一月これを賞される。同四年一月小十人頭。同年一二月布衣を許される。正徳元年五月書院番組頭。享保六年二月勤を辞し寄合。同一年七月没六六才。

正方 (熊次郎 民部 長三郎 越前守)

享保一二年一〇月襲封。同年一二月吉宗に初拝謁。同一年六月目付。同一年七月徒頭。同年一二月布衣を許される。寛保元年六月目付。同一年三月龜井茲延の致仕願に際し上使として領地津和野に赴く。延享四年四月二丸にて火事を防ぎ翌月褒美を賜る。寛延元年八月琉球人の来聘御用を担当し、これにつき翌年二月褒美を賜る。同三年四月家光の百回忌につき日光山に赴き、翌月褒美を賜る。同年八月日光山東照宮修造を担当し日光に赴く。同四年三月忌服の尋ねに相違の答えをして拝謁を止められ、同年四月許される。宝暦二年二月京都奉行。同年四月從五位下越前守に叙任。同三年一二月江戸町奉行。明和五年五月没六〇才。

正延 (左膳 左内 長三郎 伊予守)

宝暦二年四月家重に初拝謁。同一年九月小姓組。明和元年閏一月中奥番。同四年閏九月小十人頭。同年一〇月病の父に代わって火事の時与力同心の指揮を命じられる。同年一二月布衣を許される。同五年八月襲封。同六年二月目付。安永四年七月駿府町奉行。同七年閏七月京都町奉行。同年九月從五位下伊予守に叙任。天明四年七月長崎奉行。同五年七月没五〇才。

正備 (正猶とも 馬之丞 長三郎 筑後守)

安永七年九月家治に初拝謁。天明五年一〇月二八才で襲封。同八年一〇月中奥番。寛政三年九月武術の台覧の際、騎射を勤めて褒美を賜る。のち鷹狩に従い、鳥を射て褒美を賜る。寛政一一年一月使番。享和元年一二月目付。文化三年三月佐渡奉行。同六年八月禁裏附。のち從五位下筑後守に叙任。文政元年四月日光奉行。同一年一〇月日光山廟の修復に従事し褒美を賜る。同七年八月鎗奉行。同一年一〇月一月没六〇才。

〔長三郎〕  
 文政一〇年二月襲封。小姓組。  
 (太刀三郎)  
 (天保頃)

〔長三郎〕  
 (嘉永五年以前)  
 (弥左衛門)  
 (嘉永六年以降)  
 (馬之丞)  
 (文久二年以降)

土屋長三郎

政成は武田勝頼に仕えていたが、天正一〇(一五八二)年三月武田家滅亡後は武蔵国八王子で閑居した。のち家康が麾下に召そうとしたが、病を理由に断っている。政重は慶長一六(一六一二)年秀忠に初拝謁したのち家光の小姓を勤めていたが、のち下総国葛飾、常陸国鹿島の二郡

屋敷は寛政く安政期には向柳原下谷和泉橋通にあったが、最幕末には本所南割下水に移っている。安政二(一八五五)年改正、文久三(一八六三)年改の「本所絵図」でも長三郎の屋敷が確認できる。また、政重以降の葬地は西久保の大養寺である。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市若葉区	下総国千葉郡	中野	八六・七七八五〇石	七三三・三六〇〇四石	九
松戸市	下総国葛飾郡	大谷口	一三六・九一〇〇石	二二六・九一〇〇石	一
松戸市	下総国葛飾郡	栗ヶ沢	一〇四・一六三〇〇石	三五五・九二三〇〇石	三
埼玉県吉見町	武蔵国横見郡	地頭方	一〇七・八六五〇〇石	三三六・四五一九二石	三
埼玉県吉見町	武蔵国横見郡	山野下	一一三・二九七〇〇石	一一三・二九七〇〇石	一
茨城県大野村	常陸国鹿島郡	武井	二〇〇・〇〇八六〇石	九七七・八五二八〇石	六
神奈川県厚木市	相模国愛甲郡	猿ヶ島	二〇〇・〇〇〇〇〇石	二〇七・七五三九三石	二
知行高合計			一一四九・〇三三二〇石		

# 土屋氏 (最幕末の当主丹後守)



三石畳

一色範貞 (兵部少輔) — 範次 (刑部少輔) — 藤直 (伊賀守) — 藤次 (伊賀守) — 虎嗣 (若狭守) — 虎義 (筑前守) — 昌次 (平八郎 右衛門)

昌恒 (惣藏 右衛門)

武田信玄に仕え、土屋を称する。天正一〇年三月天目山にて勝頼自害の際、討死二七才。

忠直 (惣藏 平三郎 民部少輔)

天正六年甲斐国に生まれ、同一六年九月家康に召される。翌年三月より秀忠に仕え近習。同一九年の上洛に供奉。慶長五年上杉征伐、上田城攻めに供奉し、同年二月從五位下民部少輔に叙任。のち命により三丸に居住。同一〇年二月の上洛に供奉し、同年四月秀忠の將軍宣下拝賀に従う。また、かつて秀忠親筆の和歌などを賜る。同一三年八月秀忠の駿府城訪問に従う。同一七年四月没三五才。

利直 (平八郎 民部少輔)

之直 (初め正勝 金弥 兵部少輔 忠直の三男)

元和九年一三才で秀忠に初拝謁。寛永五年近習となり手水番を勤める。同一九年六月中奥小姓。同月膳番。同年二月從五位下兵部少輔に叙任。同一一年七月家光の上洛に供奉。同一六年一二月書院番。同月進物番。同一一年五月書院番組頭。明暦四年六月小姓組番頭。万治二年七月使者として水戸へ赴く。のち故あって閉門。寛文七年三月赦免。同九年二月書院番頭。同一一年一〇月大番頭。延宝五年閏一二月勤を辞す。同七年八月没六九才。

朝直 (主膳 備前守 甲斐守 山城守 丹後守)

寛文二年一二月一才で家綱に初拝謁。同一一年二月從五位下備前守に叙任。延宝七年一二月襲封し寄合。貞享二年一〇月書院番組頭。同四年六月小姓組番頭。元禄九年二月書院番頭。同一五年一〇月大番頭。享保七年一月勤を辞す。同年七月致仕。同一六年二月没八一才。

秀直 (初め植隆 左京 兵部 兵部少輔 朽木植昌の三男)

宝永三年一月綱吉に初拝謁。享保七年七月襲封。同八年四月使番となり、火事場見廻を兼務。同年一二月布衣を許される。同九年九月小姓組番頭。同年一二月從五位下兵部少輔に叙任。同一一年一月側衆。同一三年四月吉宗の日光社参に供奉。同一七年二月西丸に勤仕。元文二一年七月勤を辞し寄合。延享元年九月留守居。寛延四年三月駿府城代。宝暦四年八月同地で没六八才。

應直 (百助 丹後守)

寛保元年九月吉宗に初拝謁。宝暦二年一月中奥小姓。同三年一二月從五位下丹後守に叙任。同四年一二月襲封。明和四年四月小姓組番頭。同七年一月大坂城交代の際、引渡しのため同地に赴く。同年四月書院番頭。同八年一〇月勤を辞す。安永二年四月致仕。同七年六月没五五才。

業直 (富三郎 備前守 山城守 丹後守)

明和七年一二月家治に初拝謁。安永二年四月二才で襲封。天明元年一月中奥小姓。同三年六月從五位下備前守に叙任。享和三年五月西丸新番頭。文化三年三月新番頭。同一〇年二月小姓組番頭。同年四月没。

愿直(富三郎 弾正)

文化一〇年七月襲封し  
寄合。文政八年一月使  
番。同十二年一〇月没。

州直(留三郎 兵部 備前守)

文政一二年一二月襲封し寄合。天保九年一月使番。同年三月西丸火災の際尽力につき褒美を賜る。同  
一二年七月駿府目付代。弘化三年四月西丸新番頭。嘉永六年九月本丸に勤仕。安政四年九月小姓組番  
頭。のち従五位下備前守に叙任。同七年三月年書院番頭。文久二年一月病につき番を辞し致仕。

正直(陽之助 兵庫 民部 豊前守 丹後守)

安政五年一二月中奥番。同六年七月学問所教授方手伝出役。文久二  
年一二月襲封。同年一二月目付。同月布衣を許される。同三年八月  
罷免され寄合。同年九月差扣御免。同年一二月勤仕並学問所頭取出



土屋備前守

当家はもと一色を称し、藤次の代にはじめ秋山、のち金丸に改めた。

虎義は武田信玄に仕え、軍中使番一人の一人で、躑躅ヶ崎城を預かつた。昌恒は信玄に仕え、駿河国宇津房で今川氏真と合戦の際、一三才にして今川家の将岡部忠兵衛某の士卒を討取る。のち数度の軍功により兄昌次とともに土屋の称号を許される。また、岡部忠兵衛某が武田家の家臣となった際、昌恒を養子に望み、信玄の命で養子となっている。天正三(一五七五)年、長篠の戦では敗退する勝頼に従う者は昌恒と初鹿野

役。元治元年三月外国奉行。同月従五位下豊前守に叙任。同年九月大目付。同年一二月勘定奉行。慶応元年六月書院番頭。同二年一二月勤を辞し、勤仕並寄合。同四年三月西丸留守居格学問所御用。

昌久の二人のみであった。これを賞して勝頼は、討死にした兄昌次らの家人同心などを悉く昌恒に属した。勝頼は天正一〇年三月天目山にて自刃するが、昌恒はその時まで従った四〇人余の家臣の一人であり、そこで滝川一益などと戦い討死している。忠直は天正一〇年父の死後、母と共に駿河国に移る。同国清見寺で成長し、同一六年九月家康が同寺を訪問した際茶を進めた事で知遇を得て供に召され、一歳歳の時に阿茶の局(家康側室花井氏)の養子になった。同一七年三月より秀忠に仕え、同一九年一〇月相模国禰宜打村において知行地を賜り、のち知行地を下総国相馬郡に移されると共に加増され一〇〇〇石を知行した。慶長五(一六〇〇)年上杉景勝征伐に供奉し、関ヶ原の戦の際には上田城を攻める。慶長七年七月知行地を改められ、加増のうえ上総国久留里城を賜り二〇〇〇石を領した。利直は慶長一七年襲封し、寛永二(一六二五)年一二月に家光より領地二一〇〇〇石余の朱印状を賜る(史料二三)。

之直は忠直の三男で秀忠に仕える。寛永五年近習となり手水番を勤め蔵米五〇〇俵を賜る。同九年五〇〇石を加増され、蔵米を改めて相模国大住、愛甲、上総国長柄の三郡において一〇〇〇石を知行した。明暦四

(一六五八)年六月小姓組番頭となり、同年(万治元)閏一二月に蔵米一〇〇〇俵を、延宝元(一六七三)年一二月にはさらに二〇〇〇俵を増されている。朝直は延宝七年二月襲封し、蔵米一〇〇〇俵を弟茂直に分知し、一〇〇〇石と蔵米二〇〇〇俵を知行する。元禄一〇(一六九九)年七月には蔵米を改められ上野国吾妻郡において二〇〇〇石を賜り、三〇〇〇石を知行した。なお、同一三年六月には上野国の知行地の一部を上総国山辺郡に移されている。秀直は元文三(一七三三)年九月長柄郡の知行地の一部を上総国武射、下総国千葉の二郡に移されるが、この時中野村は秀直の知行地となった。

屋敷は寛政期には木挽町築地に、文政、天保、安政、慶応期には神田

橋外小川町にあった。嘉永二(一八四九)年新刻、文久三(一八六三)年改正の「飯田町駿河台小川町絵図」でも備前守(州直)の屋敷が確認できる。また、之直以降の葬地は浅草の海禅寺である。

史料一三

土屋民部少輔利直拝領同平八郎知直書上 大猷院殿御判物

上総国望陀郡七十八ヶ村一万六千七百十五石余佐瀬領二十三ヶ村三千七百八十五石以上二万石余  
千七百五十石余  
 所々開墾之地都合二万千七百六十六石余録

在別事宛行之訖全可領知者也

寛永二年十二月十一日

御朱印

土屋民部少輔とのへ

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市若葉区	下総国千葉郡	中野	七八・六三一〇〇石	七三・三六〇〇四石	九
茂原市	上総国長柄郡	小林	二七五・〇〇三〇〇石	八八〇・一〇三六〇石	七
白子町	上総国長柄郡	幸治	一〇二・八〇〇〇〇石	四一九・一三三三三石	四
成東町	上総国武射郡	富田	二二二・三八三二〇石	一三八二・八六二一〇石	七
山武町	上総国武射郡	板川	八〇・〇〇〇〇〇石	三〇〇・一四二〇〇石	四
山武町	上総国山辺郡	雨坪	一四二・七六九〇〇石	一四二・七六九〇〇石	一
大網白里町	上総国山辺郡	長谷	四〇〇・〇〇〇〇〇石	四〇〇・〇〇〇〇〇石	一
東金市	上総国山辺郡	極楽寺	三三五・六三〇〇〇石	三六六・六七三〇〇石	二
東金市	上総国山辺郡	上布田	一七〇・一九一〇〇石	一七五・八三九五〇石	二
東金市	上総国山辺郡	下布田	一五五・九〇八〇〇石	一六三・九五六〇〇石	二
東金市	上総国山辺郡	酒蔵	一一三・五二五〇〇石	一一三・五二五〇〇石	一
東金市	上総国山辺郡	三ヶ尻	一一五・九八一〇〇石	一一五・九八一〇〇石	一
群馬県吾妻町	上野国吾妻郡	植栗	七七一・一三三〇〇石	七七一・一三三〇〇石	一
群馬県吾妻郡東村	上野国吾妻郡	奥田	一七二・一七六〇〇石	一七二・一七六〇〇石	一
神奈川県秦野市	相模国大住郡	平沢	一一三・一六三〇〇石	八一〇・四〇九〇〇石	三
神奈川県伊勢原市	相模国大住郡	池端	一一三・一六三〇〇石	六三三・三五五〇〇石	五
神奈川県厚木市	相模国愛甲郡	浅間山	三〇〇・〇〇〇〇〇石	八四四・三一九〇〇石	(五)
知行高合計			三八九〇・七九六六〇石		

浅間山村は愛甲郡温水村の枝郷の一つで、「天保郷帳」では210石余。相給数は温水村として、寛永、元禄期に5給。

# 遠山氏 (最幕末の当主淡路守)



丸の内二引

某(丹波守)

北条家に仕え、江戸城に居住。

直景(丹波守)

北条家に仕える。永禄七年一月下総国国府台で戦死。

秀重(兵部大輔)

北条氏直に仕える。小田原城落城後、処士となる。元和四年七月没。

直定(作兵衛 六左衛門)

北条氏直に仕える。天正十九年家康に初拜謁。関ヶ原、大坂の陣などに供奉。のち遠江国の代官。正保四年三月没。

直政(半助 六左衛門)

正保四年二月襲封。慶安二年二月大番。のち威奉行。一時勤を辞し小普請。大番に戻り、のち番を辞す。元禄二年二月没。

直吉(忠三郎)

元禄三年八月襲封。同七年七月没。三才。

直經(忠太郎 主計)

元禄七年二月四才で襲封。享保一五年五月納戸番。元文三年四月番を辞す。同四年四月没四九才。

直救(十之助)

元文四年七月襲封。宝暦八年一月家重に初拜謁。同一年二月没三九才。

直栗(兵部)

宝暦一二年三月襲封。明和五年二月家治に初拜謁。同八年一〇月没二六才。

直徳(松之助 隼人 大久保忠英の三男)

明和八年二月襲封。安永五年二月家治に初拜謁。同七年三月腰物方。天明四年六月勤を辞す。同五年二月大番。寛政六年一月二条城在番中に没四〇才。

直久(松太郎)

寛政六年四月襲封。同年八月没一七才。

直富(勘次郎 六左衛門 七左衛門 出羽守 近江守)

大久保忠昇の二男)

寛政六年閏一月一六才で襲封。大番より文化五年一月小納戸。同一年二月西丸に勤仕。文政八年二月家定付小納戸。天保七年七月西丸(家慶付)小納戸。同八年四月家慶移徙につき本丸に勤仕。同一年二月從五位下出羽守に叙任。同一年一月広敷用人。同一年五月西丸広敷用人。同一年七月先手鉄炮頭。安政四年四月勤奉行。文久二年二月長年の勤を賞され褒美を賜る。同年同月没。

直温(勘次郎 七左衛門 上総介 淡路守)

文政一二年六月書院番。天保一〇年一月西丸小納戸。同年二月布衣を許される。同一年三月家定付小納戸。同年一月家定移徙につき西丸に勤仕。嘉永四年七月西丸小姓。同一年一〇月本丸に勤仕。同年一月從五位下淡路守に叙任。安政五年一〇月小納戸。同六年八月二丸留守居。文久二年五月襲封。同年七月勤を辞し、勤仕並寄合。

当家は代々北条家に仕えてきた。北条氏康は永祿七（一五六四）年一月、里見義弘と下総国国府台において戦い勝利をおさめるが、この戦で直景は戦死した。秀重は北条氏直に仕えるが天正一八（一五九〇）年七月小田原城落城ののち、処士となり河村弥次郎某に養われ、河村を称した。ただし次の直定の時再び遠山に改めている。その直定は北条氏直に仕えたのち、天正一九年家康に初拝謁する。のち陸奥国九戸一揆鎮圧、文祿元（一五九二）年の肥前国名護屋陣、慶長五年の上杉景勝征伐、上



遠山近江守

田城攻めなどに供奉した。大坂冬の陣では伏見城に在番し、同夏の陣では伏見在番の五〇士とともに供奉した。のち遠江国の代官となり、寛永四（一六二七）年一月に下総国葛飾郡内に知行地三〇〇石余の朱印状を賜る（史料一四）。史料中の下総国葛飾郡矢作村三〇一・六石余はのちの千葉郡矢作村（元祿郷帳で三四〇・七九一石）と考えられ、同村は元祿期には佐倉藩領となっている。江戸時代最後の当主直温は文政一二（一八二九）年六月部屋住みから召し出され、切米三〇〇俵を賜り書院番となるが、この切米は襲封後返納したとみられる。

屋敷は寛政、文政期は飯田町二合半坂下にあったが、天保頃市ヶ谷加賀屋敷に移った。嘉永四（一八五二）年新鑄、安政四（一八五七）年改の「市ヶ谷牛込絵図」でも近江守の屋敷が確認できる。また、直政、直吉は丸山本妙寺の本行院が、直經以降は牛込の宝泉寺が葬地である。

史料一四

遠山六左衛門直定拝領遠山勘次郎直富書上 台徳院殿御判物  
 下総国葛飾郡矢作村式百九拾老石六斗余 此外 拾石は合 三三百老石  
 六斗余事令扶助之畢全可知行者也

寛永四

十一月三日

御判

遠山六左衛門

とのへ

現行市町村名	国	郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市中央区	下総国	千葉郡	大森	一〇〇・五七八〇〇石	一五二・八二八〇〇石	二
千葉市花見川区	下総国	千葉郡	畑	二〇四・九七九〇〇石	四〇六・一五〇三〇石	三
千葉市中央区	下総国	千葉郡	赤井	五五・〇七六七〇石	一八二・六四七八八石	三
知行高合計				三六〇・六三三七〇石		

# 遠山氏 (最幕末の当主四郎兵衛)



替紋桔梗

某 (丹波守)

直景 (丹波守)  
直次 (左衛門尉 丹波守)

北条家に仕える。のち上杉謙信の養子となった景虎に従い、家老を勤める。天正七年三月景虎と景勝が戦った際、負けと知った景虎の命で景虎の妻子を害したのち自害。

直吉 (新次郎 四兵衛)

初め北条氏直に仕える。天正一九年家康に仕え大番。のち肥前国名護屋陣、関ヶ原の戦に従う。そののち秀忠養女勝姫が松平忠直に嫁ぐ際、輿に従って越前国に赴く。この時忠直より刀を賜る。慶長一六年一〇月没四九才。

景綱 (新次郎 四郎兵衛)

慶長八年秀忠に仕え大番。のち襲封。慶長一九年大坂冬の陣、翌年の同夏の陣に供奉。慶安元年三月没。

景憲 (平三郎 八郎右衛門 八兵衛)

寛永八年家光に初拝謁。同一三年二月大番。慶安元年一二月襲封。天和三年一〇月裏門切手番之頭。元禄二年二月勤を辞し小普請。同三年五月没。

景矩 (弥次郎 左衛門次郎 八兵衛)

延宝七年二月家綱に初拝謁。天和三年九月大番。貞享三年一二月腰物奉行。元禄三年八月襲封。のち番を辞す。宝永二年七月致仕。同五年八月没五四才。

景武 (助右衛門 八兵衛 森本敬武の二男)

宝永二年七月襲封。同年一二月綱吉に初拝謁。同四年四月大番。享保五年一二月組頭。同九年閏四月勤を辞す。元文四年六月没。

景務 (左衛門 新三郎)

元文四年九月襲封。同年一月吉宗に初拝謁。寛保元年一月大番。宝暦四年三月没三九才。

景記 (陽之助 左衛門 遠山爲長の二男)

宝暦四年六月襲封。明和二年五月大番。同七年一〇月新番。安永八年一〇月没四二才。

景求 (要之助 信次郎 八兵衛)

安永八年一二月一七才で襲封。同九年三月家治に初拝謁。寛政一一年時点で小普請。

(左門)

(文化元年頃)

(新左衛門)

(文化末) 文政年頃

(左衛門)

(天保四年頃)

(勝五郎)

(弘化) 安政頃 弘化四年時点で小普請。

(四郎兵衛)

(最幕末)

遠山 (淡路守) 家とは同祖を持ち、直景の弟直次の代で分かれる。直次は北条家に仕え、北条氏康の子景虎が上杉謙信の養子となった際、こ

れに従い家老を勤める。天正七 (一五七九) 年三月景虎と景勝が謙信の相統をめぐり争ったとき、敗将景虎の命で直次は景虎の妻子を殺し、城



に火をはなつて自殺した。直吉は北条氏直に仕え天正一八（一五九〇）年小田原城落城後、家康が麾下にとの事であったが、氏直に従い高野山に行くことを望んだ。家康より、氏直を高野山に送ったのち速やかに戻れと再び仰せがあり、同一九年より仕え知行地三〇〇石を賜る。なお、さきの仰せで妻子の居住地は裁量にまかせるともあり、妻子を相模国中郡白根郷に移し、その旨本多正純を通じて言上している。慶長五（一六〇〇）年に関ヶ原の戦に供奉し、凱旋ののち一〇〇石を増された。景綱は慶長八年、秀忠に仕え大番を勤める。下総国印旛、葛飾の二郡において四〇〇石を知行し、寛永二（一六二五）年一二月に朱印状を賜るが



遠山勝五郎

（史料一五）、史料では市域の花嶋村一二五石と川戸村一七五石が知行地であるのがわかる。景綱は同一〇年二月、武蔵国都筑郡において二〇〇石を増され六〇〇石を知行した。景綱は元禄一一（一六九八）年四月に下総国葛飾郡の知行地の一部を上総国埴生郡に移されるが、川戸村はこの時佐倉藩領となる。

屋敷は寛政、文化、文政、安政期には表六番町にあった。嘉永三（一八五〇）年新刻、安政五（一八五八）年再刻、元治元（一八六四）年改正の「番町大絵図」でも勝五郎の屋敷が確認できる。また、直吉、景綱は下総国千葉郡宇那谷村の大正寺（大聖寺）が、景憲以降は麻布の湖雲寺が葬地である。

史料一五

遠山四郎兵衛景綱 拜領書上同前

下総国印旛郡富塚村三拾五石葛飾郡星名村六十五石川戸村百七十五石花嶋村百式拾五石合四百石事令扶助訖全可知行者也

寛永二

十二月十一日

御朱印

遠山四郎兵衛尉とのへ

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市花見川区	下総国千葉郡	花島	三二・一一二〇〇石	一六〇・〇一四〇〇石	二
白井町	下総国印旛郡	富塚	五〇・〇五五〇〇石	一一五・〇八七五〇石	三
白井町	下総国印旛郡	谷田	七五・二五一〇〇石	三二四・六一〇〇〇石	三
印旛村	下総国印旛郡	萩原	四一・二八六〇〇石	七七五・三三八〇〇石	二
長南町	上総国埴生郡	千田	三〇六・三四九八〇石	五五一・一一六二〇石	六
横浜市港北区	武蔵国都筑郡	新羽	一〇五・五〇一〇〇石	一二七五・八五八三五石	六
横浜市緑区	武蔵国都筑郡	本郷	九五・九六八〇〇石	三三三・五八七二〇石	五
知行高合計			七〇六・五二二八〇石		

# 戸田氏



家・旗・幕紋六星

忠政 — 忠次 — 尊次

忠能 — 忠昌

忠眞(宇都宮藩七七八〇〇石余)

忠章(初め忠定 忠朝 大学 大和守 土佐守)

忠胤(初め忠深 新三郎 主水 土佐守)

忠次 — 忠時

寛文九年一月一三才で家綱に初拜謁。  
元禄六年二月從五位下大和守に叙任。  
同二年閏九月父の遺跡を分知され別家をたてる。同一年一月小姓組番頭。同一年六月書院番頭。同一年十一月大番頭。宝永七年二月勤を辞し寄合。正徳五年五月大番頭。享保二年一月勤を辞し寄合。同年二月没六一才。

元禄一七年二月一三才で綱吉に初拜謁。  
享保三年三月襲封。同五年七月定火消。同年二月布衣を許される。同一年八月書院番頭。同年二月從五位下土佐守に叙任。同一年九月西丸側衆。延享二年九月本丸側衆。同一年十月西丸側衆。宝暦五年九月勤を辞す。同六年四月致仕。明和三年一〇月没七五才。

忠諷(八之丞 大学 下総守)

寛延二年一月家重に初拜謁。宝暦六年四月襲封。

忠從(忠位とも 政五郎 大学 丹後守 土佐守 安芸守)

安永四年二月定火消。同年閏二月布衣を許される。五年四月家治の日光社參に供奉。同年五月百人組之頭。天明四年五月甲府勤番支配。同年八月從五位下下総守に叙任。同八年八月勤を辞す。寛政三年四月六五才で致仕。

天明三年二月家治に初拜謁。寛政三年四月三〇才で襲封。同五年五月火事場見廻。同六年一〇月定火消。同年二月布衣を許される。享和三年九月百人組之頭。文化三年七月小普請組支配。同四年一月小姓組番頭。のち從五位下丹後守に叙任。同一年三月書院番頭。同一年四月大番頭。文政二年一〇月駿府城代。同八年二月西丸側衆。同一年四月没。

忠徳(忠徳とも 大学 下総守 河内守)

文政一二年七月襲封。天保六年一〇月中川番。嘉永二年一〇月持弓頭。同年二月布衣を許される。同七年四月西丸留守居。同年(安政元)一二月從五位下下総守に叙任。文久二年七月勤を辞し褒美を賜り、勤仕並寄合。元治元年五月致仕。

忠友(鍾太郎 求之丞 土佐守)

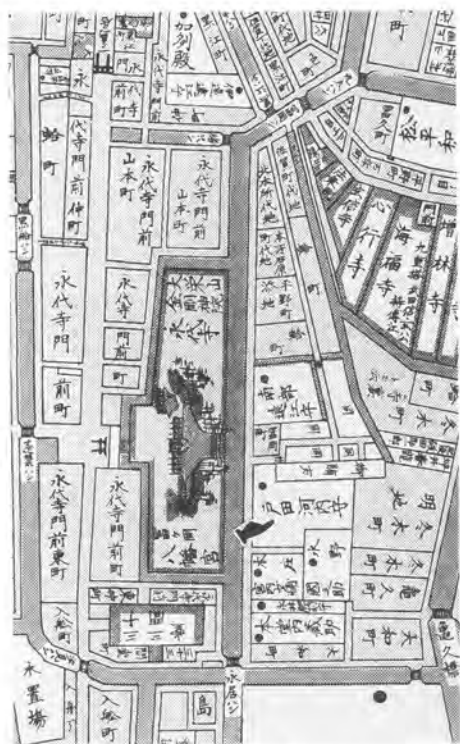
安政五年七月宰相(家茂)御伽。同年一〇月本丸に勤仕。文久二年五月小姓となり切米三〇〇俵を賜る。同年二月從五位下土佐守に叙任。元治元年五月襲封し、同月中奥小姓。同年六月小姓。元治二年一月本家宇都宮藩を繼ぐ。

(大学 銀藏 銀藏 下総守 振之丞 大目付大久保忠宣の弟)

慶応元年五月二三才で襲封し寄合。同二年八月組合銃隊頭。同年二月火消役。同三年八月勤を辞し勤仕並寄合。

元治元年五月致仕。

元治二年一月本家宇都宮藩を繼ぐ。



● 戸田 (下屋敷)



● 戸田

北家藤原氏流で三条家の出という戸田氏は、明応年間(一四九二)一五〇一(一)に三河国渥美郡に田原城を築き同地を支配した宗光を祖とする。戸田氏には諸流があるが、忠政流のなかで忠昌は領地が一〇〇〇石から七一〇〇石へ、役職も老中へと出世をとげる。貞享三(一六八六)年佐倉へ入封した忠昌は元禄二(一六九九)年に没するが、次男忠真は家督を継ぐ際、弟忠章に三二〇〇石と新墾田三八〇〇石の合わせて七〇〇〇石を分知し旗本として別家をたてさせた。大名の分家として成立した旗本戸田氏は忠章を祖とし、七代にわたり二国四郡二三か村の知行地を支配する。なお、知行地、知行高の変動は明治維新までない。

文政八(一八二五)年二月一七日忠従は西丸側衆となり、翌一八日には土佐守から安芸守に改名するが、この祝い言上のため河内国小山村より代官庄屋松田又助と庄屋小泉半右衛門が供を各一名つれて出府する。同年三月二三日出立し、四月六日八ツ半頃浜町上屋敷に到着。同月九日お目見えの日、献上物を元メ屋敷へ持参し、忠従が下城の際、あらかじめ上屋敷の玄関に献上の品を並べ置き用人、元メ、納戸らとお迎えし、家老より忠従に紹介があった。同月一五日家老より忠従・忠徳の労いの言葉を伝えられ、同月二日江戸を出立し同年五月七日に帰宅している。

忠徳の代の天保八(一八三七)年には、下総国知行地に新規に抱えた代官の不正に端を発した百姓一揆がおこる。同年八月一日に農民が川井村明神山に大挙して集結するという事態にいたるも、割元の石原五郎七、仲田磯五郎、千脇次郎右衛門らの苦勞で、結果的には農民側の主張がとおる形で収束した。

屋敷は安永期以降には浜町蛸殻町にあった。嘉永三(一八五〇)年新刻、安政六(一八五九)年再板の「日本橋北内神田両国浜町明細絵図」

でも戸田大学の屋敷が確認できる。なお、下屋敷は天保期には深川にあった。文久二（一八六二）年改正の「本所深川絵図」でも戸田河内守の下屋敷が確認できる。また、忠章以降の葬地は市谷の道林寺である。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市若葉区	下総国千葉郡	多部田	六四三・六六三〇〇石	六四三・六六三〇〇石	—
千葉市若葉区	下総国千葉郡	下泉	三四六・一三五〇〇石	三四六・一三五〇〇石	—
千葉市若葉区	下総国千葉郡	上泉	三四三・四五〇〇〇石	三四三・四五〇〇〇石	—
千葉市若葉区	下総国千葉郡	富田	三五一・三三四二〇石	三五一・三三四二〇石	—
千葉市若葉区	下総国千葉郡	中田	五八三・四五〇〇〇石	五八三・四五〇〇〇石	—
千葉市若葉区	下総国千葉郡	古泉	一七〇・五七〇〇〇石	一七〇・五七〇〇〇石	—
千葉市若葉区	下総国千葉郡	和泉	一七八・五三九〇〇石	一七八・五三九〇〇石	—
千葉市若葉区	下総国千葉郡	高根	三〇一・七二二〇〇石	三〇一・七二二〇〇石	—
千葉市若葉区	下総国千葉郡	川井	一三七・五一四〇〇石	一三七・五一四〇〇石	—
千葉市若葉区	下総国千葉郡	佐和	六六・八二四〇〇石	六六・八二四〇〇石	—
千葉市若葉区	下総国千葉郡	五十土	五一・五二一〇〇石	五一・五二一〇〇石	—
千葉市若葉区	下総国千葉郡	高田	二八三・八七〇〇〇石	二八三・八七〇〇〇石	—
千葉市若葉区	下総国千葉郡	野呂	三九一・一四二〇〇石	三九一・一四二〇〇石	—
千葉市若葉区	下総国千葉郡	北谷津	六五・八六一〇〇石	一〇八・四七八〇〇石	二
八街市	下総国印旛郡	上砂子	二二四・七一四〇〇石	二二四・七一四〇〇石	—
八街市	下総国印旛郡	下砂子	二五九・三一八〇〇石	二五九・三一八〇〇石	—
八街市	下総国印旛郡	東吉田	二九七・五二〇〇〇石	二九七・五二〇〇〇石	—
八街市	下総国印旛郡	吉倉	八九・八二二八〇石	八九・八二二八〇石	—
八街市	下総国印旛郡	勢田	一四七・三七八〇〇石	一四七・三七八〇〇石	—
大阪府藤井寺市	河内国志紀郡	小山	九七九・二八九〇〇石	九七九・二八九〇〇石	—
大阪府藤井寺市	河内国丹北郡	小山	四五〇・七七四〇〇石	四五〇・七七四〇〇石	—
大阪府藤井寺市	河内国丹北郡	津堂	四四七・六九九〇〇石	四四七・六九九〇〇石	—
大阪府松原市	河内国丹北郡	若林	一八七・八九〇〇〇石	四〇一・六三一〇〇石	二

五十土町加藤市鷹家文書2-12による。  
若林村の村高は『旧高旧領取調帳 近畿編』による。

# 戸塚氏



丸の内向鶴

忠春(四郎五郎 五郎大夫)

足利義晴に仕える。のち遠江国に帰  
り、大森城に居住。

忠家(四郎左衛門)

初め今川義元に属し、のち三河国に居を移す。家康に拜謁後、松平  
忠吉に附属し忍城の城代。文禄四年八月没六〇才。

忠之(田宮 作右衛門)

忠吉に仕え、慶長一二年逝去ののち秀忠に仕える。同二〇年大坂夏の陣に供奉。  
元和二年九月家光に附属し番士の筆頭役。同九年鉄炮大将(鉄炮頭)。同年秀忠、  
家光の上洛の間西丸留守居番。寛永元年没四九才。

之末(半四郎 伊奈左門某の二男)

某年襲封し、のち西丸小姓組。  
寛永五年五月没三〇才。

忠次(作十郎)

寛永五年襲封。同十三年一二月書院番。  
のち番を辞し小普請。承応四年一月没。

忠勝(兵九郎)

承応四年三月襲封。万治二年七月書院  
番。のち番を辞し、延宝九年五月没。

忠久(伝八 甚左衛門 忠次の二男)

はじめ小姓組。のち兄の養子となり延  
宝九年七月襲封。元禄三年一二月没。

忠貞(万太郎)

元禄四年七月襲封。同年一二月綱吉  
に初拜謁。宝永三年九月没。

忠暁(門次郎 五郎大夫 小野正直の子)

宝永三年一二月襲封。同年一二月綱吉  
に初拜謁。享保二年一二月没二七才。

忠恒(金十郎 門五郎)

享保三年三月二才で襲封。同二〇年四  
月小姓組。元文五年一二月没二五才。

義忠(金十郎 主水 兵庫 左門 小野正氏の二男)

元文五年一二月襲封。延享四年五月西丸小姓組。宝暦元年一二月番を辞す。  
天明八年七月致仕。寛政元年一〇月没六六才。

爲忠(政次郎 熊之助)

天明八年七月襲封。同年一二月没二八  
才。

忠榮(金十郎 吉三郎 式部少輔 豊後守 備前守)

天明八年一二月一才で襲封し小普請。享和二年七月小納戸。同  
月小姓。文化元年一二月從五位下式部少輔に叙任。同一年四月  
使番。文政二年七月駿府目付代。同九年二月西丸目付。同一年  
七月目付。同十三年(二年とも)一二月松平肥前守致仕願に付き

領地に赴く。天保二年二月・八月増上寺の靈廟の修復を命じられ  
る。同月武器修復他を命じられる。同三年六月大坂町奉行。同五  
年七月西丸留守居。同六年九月小普請組支配。同十三年七月先手  
鉄炮頭。同十四年家慶の日光社参に供奉。安政二年六月勤を辞す。

〔金十郎〕

文政三年二月小納戸。天保八年四月西丸小納戸。同一〇年九月父に先だつて没。

〔厚之進〕

〔安政末年一久頃〕

〔泰之助〕

〔最幕末〕

同家は遠江国戸塚に居住してこれを家号にしたという。忠家は今川義

元に属していたが、のち三河国に居を移す。秀忠の母（家康正室の西郷

氏）の親族ということから召し出され、家康に拝謁し武蔵国忍城主の松

平忠吉（家康の第四子）に附属し、忍城の城代を勤めた。忠之は父と同

じく忠吉に仕えたが、慶長六（一六〇二）年に五〇〇石を（史料一六）、

同一一年には一〇〇〇石を（史料一七）知行した。同一二年に忠吉が逝

去すると召されて秀忠に仕え、同一四年二月下総国千葉郡平川村で六

石のほか、同国匝瑳、上総国山辺、武射、埴生、長柄の五郡において知

行地一五〇〇石を賜る（史料一八）。忠勝は承応四（一六五五）年三月

に襲封するが、自身は二二〇〇石を知行し、弟忠久に三〇〇石を分知し

ている。

屋敷は寛政期以降、元飯田町竊木坂下にあった。二五ページに載せた

嘉永二（一八四九）年新刻、文久三（一八六三）年改正「飯田町駿河台

小川町絵図」では「慶之進」の屋敷がみえる。また、葬地は忠家からの

末までは牛込（のち四谷に移る）の天龍寺、忠次以降は牛込の宝泉寺で

ある。

史料一六

戸塚作右衛門忠元<sup>之</sup>拝領戸塚金十郎忠榮書上 東照宮御判物

於尾州葉栗郡高田村内五百石之地出置之候全可領知者也

慶長六年

七月十五日

御朱印

史料一七

知行方目録

一 百九十二石八斗三合

一 百八十石者

一 二百四十石者

一 二百四十一石八斗四升七合

一 五十五石三斗五升

一 五十石者

合千石也

右令扶持畢全可領知者也仍如件

慶長十一年

五月廿二日

御朱印

戸塚作右衛門とのへ

史料一八

目録之写

二百五十三石二斗五升六合

百式拾七石七升四合

三十式石四斗九升

七十石石斗八升

木戸たい

下よこし

かい津か

飯塚

三百三十老石八斗

百八十石

二十二石

百六十三石五斗五升七合

九十二石

三十七石二斗

百七十六石五斗七升

六石

五石八升

老石八斗

竹様

志らはた

とりはミ

せいなかうや

ほとけしま

よこ川

こしあて

平川

七井と

屋川

右高合千五百石可有領知之間被仰出之也

慶長十四年十二月晦日

青山図書助

安藤対馬守

土井大炊助

戸塚作右衛門殿

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市緑区	下総国千葉郡	平川	六・〇〇〇〇石	二四二・九五六六石	四
八日市場市	下総国匝瑳郡	西小篠	一三・〇〇〇〇石	三五七・三四三〇石	五
長南町	上総国埴生郡	今泉	二二〇・三四一〇〇石	二二〇・三四一〇〇石	一
長柄町	上総国長柄郡	山根	四七・一六〇〇〇石	九八〇・八九五二石	六
茂原市	上総国長柄郡	腰当	一七六・五七〇〇〇石	四三八・六七二〇〇石	四
長生村	上総国長柄郡	七井戸	五・八〇〇〇〇石	五四六・〇〇四〇〇石	五
茂原市	上総国長柄郡	長尾	八・五七〇〇〇石	九五六・三四五〇〇石	七
岬町	上総国長柄郡	押日	二・九二〇〇〇石	五一二・三八八九石	六
大網白里町	上総国山辺郡	清名幸谷	一六三・五五七六三石	四五七・二一七九三石	五
大網白里町	上総国山辺郡	大網	一六八・五〇〇〇〇石	二六二・三三四〇〇石	一三
大網白里町	上総国山辺郡	北横川	三七・二〇〇〇〇石	五二・九九三〇〇石	二
大網白里町	上総国山辺郡	上貝塚	三九・八五八五〇石	五二・一四〇五〇石	二
成東町	上総国山辺郡	南飯塚	三一・一八〇〇〇石	三六・八七五〇〇石	三
横芝町	上総国武射郡	下横地	一三九・〇七四〇〇石	二五七・五九四〇〇石	三
横芝町	上総国武射郡	木戸台	二五三・二五三〇〇石	四〇三・二五三〇〇石	三
横芝町	上総国武射郡	鳥食上	二二・〇〇〇〇〇石	三四九・七八〇〇〇石	二
松尾町	上総国武射郡	谷津	一・八〇〇〇〇石	一九四・〇九〇〇〇石	四
知行高合計			一三三六・七八四一三石		

# 中山氏



升形の内(月)

家勝(助六郎 勘解由)

上杉家に仕え、元龜四年七月没五九才。

家範(初め吉範 助六郎 勘解由)

北条氏照に仕え、しばしば戦功があった。天正一八年没四三才。

照守(初め家守 助六郎 勘解由)

北条氏照に仕え戦功があった。天正一八年小田原城落城後加治郷に潜居する。同年八月家康に仕える。秀忠に附属し使番。慶長五年上田城を攻め、苦戦をするも軍令を犯し閑居。同六年九月赦免。慶長一十九年大坂冬の陣に供奉。同二〇年同夏の陣には使番として供奉。のち目付。元和四年三月松平忠輝が伊勢国から飛騨国へ移される際、道中を警固。寛永三年四月忠輝を信濃国諏訪へ移す際も警固。のち目付として肥後国熊本に赴く。同年八月家光の上洛に供奉。同九年七月鎗奉行。同二〇年四月旗奉行。同二一年一月没六五才。

直定(助六郎 勘解由)

慶長一〇年七才で秀忠に初拝謁。大坂冬の陣に供奉。同夏の陣では戦功をたてる。元和元年一二月小姓組。のち家光に附属し、寛永三年の上洛に供奉。同六年徒頭。同二〇年八月小姓組頭。同二一年三月襲封。同二一年一二月先手弓頭。正保二一年一月没四七才。

直守(新藤左衛門 助六郎 勘解由 丹波守)

寛永一七年七月八才で家光に初拝謁。正保二一年一二月襲封。承応三年二月小姓組。明暦四年三月徒頭。同年(万治元)閏一二月布衣を許される。寛文元年七月徳川頼房が病につき使者として水戸に赴く。同三年四月家光の一三回忌法会のため日光山に赴く。同年九月先手鉄炮頭。天和三年一月火附改加役。同年三月賊徒多数を捕らえ褒美を賜る。貞享三年一二月大目付。同月従五位下丹波守に叙任。同四年七月没五五才。

直房(助六郎 勘解由)

寛文五年一二月九才で家綱に初拝謁。延宝六年三月小姓組。貞享元年一二月精勤を賞され褒美を賜る。同四年一二月襲封。元禄六年五月使番。同年一二月布衣を許される。元禄一三年一〇月徳川光圀病につき、使者として水戸に赴く。同二六年黒田直邦が常陸国下館城を、同年松平正久が上総国大多喜城を受取る際、城引渡し役。宝永元年八月先手鉄炮頭。同三年四月没五〇才。

直正(新藤左衛門 助六郎 勘解由)

天和二年七月七才で綱吉に初拝謁。元禄六年一二月小姓組。宝永三年六月襲封。同五年七月徒頭。同年一二月布衣を許される。正徳四年三月没三九才。

直看(新藤左衛門 助六郎 勘解由)

宝永六年七月一二才で家宣に初拝謁。正徳四年五月襲封し寄合。のち小普請。享保四年一〇月小姓組。同二一年一〇月吉宗の日光社参で大宿割を勤める。同二三年九月没三一才。

直秀(新藤左衛門 勘解由)

享保一三年一二月襲封。同二四年三月吉宗に初拝謁。元文三年九月使番。同四年七月布衣を許される。寛保二一年四月勤を辞し、同月没三一才。



「房明（初め直輝 権藏 勘解由 直看の二男）」

寛保二年七月襲封。同年八月吉宗に初拜謁。延享四年一月使番。同年五月三河国西尾城を三浦義理が受取る際、城引渡し役。同年一二月布衣を許される。宝暦二年駿府目付代。同七年一〇月没四三才。

直寛（新藤左衛門 勘解由）」

宝暦七年一二月一三才で襲封。明和二年五月家治に初拜謁。安永六年一月使番。同年一二月布衣を許される。同七年八月駿府目付代。同八年八月小普請組支配。天明元年閏五月勤を辞す。同三年一〇月没三九才。

直隆（勝熊 助六郎

直秀弟直彰の二男）

天明三年一二月襲封。同四年一二月家治に初拜謁。寛政三年一〇月没二六才。

直有（勝太郎 勘解由）」

寛政三年一二月七才で襲封。のち寄合。文化四年四月本所深川火事場見廻。同二年一〇月大坂船手頭。文政四年六月没。

直植（直桓とも 鎮之丞 丹後守 丹波守 筑後守）」

文政四年九月襲封し寄合。天保七年一月使番。同年一二月布衣を許される。嘉永五年五月甲府勤番支配。同年七月從五位下丹後守に叙任。同六年一二月勤を辞し寄合。文久二年一二月寄合武芸稽古取締。元治元年九月寄合肝煎。

中山氏の先祖高麗五郎經家は武藏七党のうち丹党に属した武士で、武蔵国高麗郡加治郷に居住した。その子加治二郎家季の子助季の代に同郷の中山に住んで中山を称し、同地を開発したという（中山移住は家勝の代との説もある）。家範は北条氏照に仕え、天正一八（一五九〇）年七月秀吉の小田原城攻めの際、武蔵国八王子城を守り、本丸の守将が逃げ去った後も奮戦をし、前田利家による助命の申し出を拒否して妻子を害し自身も忠死している。照守は小田原城落城の後、一時加治郷に潜居するが、同年八月家康が父家範の忠死に感じ入り、弟信吉とともに召され御家人となる。このとき武蔵国多摩郡に知行地三〇〇石を賜る。慶長五（一六〇〇）年信濃国上田城を攻める際、辻久吉、朝倉宣正らとともに苦戦し、上田の七本鎗と称された（辻氏五三ページ参照）。しかし、このとき軍令に背いた廉で真田信幸に預けられ、上野国吾妻郡に閑居する。翌年九月に赦免されて本領を賜り、同七年二月には上総国武射郡に知行地一〇〇石を増加されている。同一年大坂冬の陣に供奉し、同二〇年夏の陣には使番として従い、同年五月六日軍監として大和口の諸軍に加

わり、接戦して敵を追い退ける。翌七日は仙波で戦功をたて、また大坂城中に火がはなれた時、敵兵が一气に門外へ乱れ出て味方の兵も浮き足だったが、照守は駆け回ってこれを鎮めた。凱旋のち同年一二月下総千葉郡において六〇〇石を、寛永三（一六二六）年八月以降に武蔵国新座郡において五〇〇石を増加される。さらに同九年七月鎗奉行となり、同年一〇月下総国千葉、上総国武射、市原、長柄の四郡において二〇〇石を増加され、三五〇石を知行する。また、馬術の高麗流八条家の奥義を極め、秀忠・家光に教授し、かつて馬喰町の馬場において乗馬の台覧があった際、秀忠自ら毛色及びその列の姓名を記して照守に下賜している。また、馬術の弟子高山勘兵衛守勝を甥とし、中山を名乗らせ御家人としている。直定は大坂の陣に供奉し、夏の陣の戦功で同年一二月に知行地四〇〇石を賜る。寛永六年に徒頭となり一〇〇石を増加され、同一年三月父の遺跡三五〇石を襲封するが、自身の知行地五〇〇石は弟直範に分知している。直守は正保二年一二月に襲封するが、自身は三〇〇石を知行し五〇〇石を弟直張に分知した。のち天和二

(一六八二)年四月上野国邑楽、下野国安蘇の二郡において五〇〇石を、同三年一月には加役として火附改を命じられ、翌年一二月上野国邑楽、新田の二郡において五〇〇石を加増され知行高は四〇〇〇石となる。直房は貞享四(一六八七)年一二月の襲封時に三〇〇〇石を知行し、一〇〇〇石を弟直温に分知する。のち元禄一一(一六九八)年に武蔵、上総二国の知行地のうち七〇〇石を下総国香取郡に移された。

屋敷は寛政期以降本所二目橋通にあつた。五四ページに載せた安政二(一八五五)年改正、文久三(一八六三)年改の「本所絵図」でも丹波守(直植)の屋敷が確認できる。また、葬地は家勝以降、武蔵国高麗郡飯能村(中山村とも)の能仁寺である。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市稲毛区	下総国千葉郡	宮野木	三〇〇・〇〇〇〇石	三七八・〇〇一五〇石	二
千葉市稲毛区	下総国千葉郡	作草部	四一三・七六七〇〇石	四一三・七六七〇〇石	一
千葉市稲毛区	下総国千葉郡	萩台	一八六・一七四〇〇石	一八六・一七四〇〇石	一
千葉市若葉区	下総国千葉郡	西寺山	一五八・四二五〇〇石	二三一・二〇四〇〇石	三
千葉市若葉区	下総国千葉郡	東寺山	二四四・九三五〇〇石	二六六・〇六三〇〇石	二
千葉市若葉区	下総国千葉郡	高品	三〇〇・六二九〇〇石	三一八・六五四〇〇石	二
佐原市	下総国香取郡	新市場	一八四・六二二七〇石	七九一・二〇八一石	五
栗源町	下総国香取郡	高萩	一二〇・六六八六五石	三四一・九三六一五石	六
山田町	下総国香取郡	長岡	五九一・二五〇〇〇石	七九〇・八三〇〇〇石	二
成東町	上総国武射郡	本須賀	一〇二・二一九二九石	一〇八三・八八〇九九石	六
長柄町	上総国長柄郡	皿木	七・五〇〇〇〇石	四〇・三〇二〇〇石	三
市原市	上総国市原郡	番場	一二〇・〇〇〇〇〇石	三〇五・五〇〇〇〇石	四
市原市	上総国市原郡	高田	一〇三・三三二〇〇石	二一三・三三二〇〇石	二
市原市	上総国市原郡	瀬又	六九・〇〇〇〇〇石	三二四・八一〇〇〇石	三
東京都日野市	武蔵国多摩郡	平山	一七二・四〇九〇〇石	五三二・七九九〇〇石	五
東京都多摩市	武蔵国多摩郡	一之宮	一三一・八二〇〇〇石	四〇六・八四五〇〇石	五
知行高合計			三三〇六・七五一六四石		

平山村、一之宮村は中山鎌八知行とあるが、明和3年「御物成元帳」(東寺山町：豊田家文書)によれば当家の知行地である。

# 服部氏



十六桁車の内矢筈二

保次(初め宗次 要介 小平太 中)

足利義輝、のち信長に仕え、永禄八年召されて家康に仕える。永禄九年足軽同心五〇人を、天正四年同心二二人を預かり、合戦のたびに敵地との境を警衛。同一〇年六月本能寺の変ののち、堺より伊賀路を越えて三河国へ帰国する家康に従う。同一二年長久手の戦に供奉し、子の保正が戦功をたて保次が兼元の刀を賜る。同一五年四月遠江国にて没六二才。

保正(通丸 三十郎 中)

天正四年一二才で召されて家康に仕える。のち使番。同一二年長久手の戦で功をたてる。のち襲封して父の勤を継ぎ、同心七七人を預かる。慶長五年上田城攻めに供奉。のち常陸国笠間城を守衛。同一〇年秀忠の上洛に供奉。のち関東の国々を巡見。同一六年常陸、上野、下野国などでの賊徒反乱を征伐。のち上野国新田の大光院の普請奉行。同院普請途中の同一九年大坂冬の陣に供奉。のち浄土宗と日蓮宗の僧侶の宗論を糾明、日蓮宗の僧六人が流罪となり、この六人を駿府の奉行所に送る。同一〇年大坂夏の陣に供奉。元和二年一月没五二才。

保俊(三九郎 中)

保久(三八郎 三右衛門 保正の三男)  
慶長一三年一〇月一四才で召されて秀忠に仕え小姓組。同二〇年大坂夏の陣に供奉。のち父の遺跡を分知され別家。そののち西丸に勤仕。寛永三年五月秀忠の上洛に供奉。同九年四月大番。同一七年一月僧沢庵の別荘の普請奉行。慶安二年一〇月一橋門普請を担当。のち番を辞し小普請。延宝三年五月没八二才。

保信(長右衛門 七郎左衛門)

寛永九年九才で家光に初拝謁。同一八年七月大番。寛文元年一〇月新番。延宝三年七月襲封。のち番を辞し、元禄一四年一月没七八才

保守(弥五兵衛)

元禄一四年七月襲封。  
宝永二年二月大番。同五年八月没四一才。  
保道(弥左衛門)

保房(太郎助 外記 八郎五郎 保道の子)

宝永五年九月一一才で襲封。正徳六年閏二月新番。享保一三年四月吉宗の日光社参に供奉。同二〇年二月鉄炮玉薬奉行。元文五年七月広敷番之頭。寛保三年二月広敷用人。同年一二月布衣を許される。延享二年九月西丸に勤仕。寛延四年七月吉宗逝去につき寄合。宝暦二年九月西丸広敷用人。同六年一〇月二丸留守居。同一一年七月没六四才。

保昭(長三郎)

宝暦三年三月家重に初拝謁。同一一年一〇月襲封。同一二年二月書院番。のち鷹狩に従い鳥を射て褒美を賜る。天明七年一〇月没五四才。

保春(織之助 弥五兵衛)

天明七年一二月一九才で襲封。同八年二月家斉に初拝謁。寛政三年六月駿府城番となり駿府へ移る。

(金之助 織部 八郎五郎)

書院番。

(隼人)

安政六年三月小普請より大番。

服部氏は平氏高棟流で、弥平兵衛宗清が源頼朝より伊賀国阿拜、山田二郡のうち三二か村の地を賜り、阿拜郡服部村に居住し服部と称したという。宗清の後裔で伊賀守宗純の末孫の保次は足利義輝に仕え、服部の惣領職を保証する旨の判物（史料一九）を、また忠節を尽くし何度か感状を賜る。のち信長に仕え永禄三（一五六〇）年桶狭間の戦の際、今川義元の本陣へ真っ先に突入し戦功をたてる。そののち永禄八年には家康に仕え、足輕同心七二人を預かる。合戦のたびに敵地との境を警衛し、天正五（一五七七）年四月遠江国、三河国において二〇貫文の知行地を賜り、戦忠を賞されると共に、もし討死の場合は知行地を悉なく子の保正に宛がうとの判物（史料二〇）を賜っている。同一〇年六月堺にいた家康は本能寺の変によって敵中に僅かな供と孤立し窮地にたつが、伊賀路を通って三河へと脱出する。この時保次は同行している。保正は天正一二年長久手の戦で軍功をたて、下総国葛飾郡長作村に五〇〇石を賜る。のち慶長五（一六〇〇）年信濃国上田城攻めの後、同七年上総国夷隅郡内に新恩一五五〇石を賜り、二〇五〇石を知行する。

保久は兄保俊が襲封する際、葛飾郡長作村の五〇〇石を分知され別家をたて、のち寛永二（一六二五）年九月には朱印状（史料二一）を賜る。同九（一六三二）年四月に大番となり、翌年二月には相模国大住郡において二〇〇石を増された。保信は延宝三（一六七五）年七月に襲封するが五〇〇石を知行し、二〇〇石は弟の保高に分知している。保昭は田沼意次が実施した印旛沼掘削普請の関係で、天明六（一七八六）年三月知行地を収公されるが、同年九月返済される。但し、二〇石余の地が廢田となり蔵米に代えられている。

屋敷は寛政、文政期の保春の代には駿府城内河内屋敷に、安政期には

妻恋下にあった。万延二（一八六一）年改正の「小石川谷中本郷絵図」でも隼人の屋敷が確認できる。また、保久は四谷の湖雲寺に葬られるが、この寺はのちに麻布に移り、代々の葬地となる。

史料一九

（服部中保次賜京都將軍御判物）

服部惣領職之事筋目不可有相違候弥存知其旨可抽奉公忠節事肝要猶  
藤長可申也

十二月廿八日

同前  
御判

史料二〇

服部中保次拝領同中保書上

服部中宛行本知行分之事

合百貳拾貫文

此内 百貫文者遠州刑部村  
貳拾貫文は參州岡村

右年来戦忠明鏡之上今度境目就調略若於遂討死は宛行知行分息子つ  
う丸ニ可申付彼者幼少之間は安條刑部右衛門以異見知行分可所務も  
の也

天正五丁丑年四月廿三日

家康公  
御判

服部中殿

史料二一

服部三右衛門保久拝領同弥五兵衛保春書上

下総国葛飾郡長作村五百石之事令扶助之訖全可知行者也

寛永二

九月二日

御朱印

現行市町村名	千葉市花見川区	国郡名	下行高合計	知行高	村高	相給數
		下行高合計	五五〇・〇〇〇〇〇〇石	五五〇・〇〇〇〇〇〇石	六八九・三五九〇〇石	二

服部三右衛門とのへ

# 林氏



替紋 蓑龜

光政(備前) 北条家、のち家康に仕える。

英綱(小源太 惣五郎 宗兵衛 木村信久の三男) 家康に仕え小姓を勤める。のち鷹を預かる。寛永一〇年四月没六四才。

爲信(惣藏 宗兵衛) 秀忠に仕え鷹方を勤める。

政信(初め爲國 左兵衛 甚助)

寛文九年閏一〇月家綱の出御の際、大手乗物橋の前にて初拝謁し、のち鷹師となる。延宝九年七月襲封。天和二年三月小十人。元禄八年一月納戸番。同九年一月精勤を賞され褒美を賜る。同十一年一〇月新番。正徳三年一〇月番を辞し小普請。同四年九月没六四才。

敬信(初め政利 宗五郎 宗兵衛)

元禄六年一二月小十人。宝永六年一月父に先立って没三七才。

政寛(初め政邑 新助 惣兵衛)

宝永六年四月小十人。正徳四年一二月襲封。同六年閏二月新番。享保九年一月二丸に勤仕。のち西丸に勤め、宝暦一一年八月本丸の勤めに戻る。同十二年三月番を辞し小普請となり褒美を賜る。明和元年一月没七二才。

爲成(初め政矩 金五郎 甚助)

寛保二年一二月大番。宝暦九年一二月精勤を賞され褒美を賜る。明和元年閏一二月襲封。同二年一〇月組頭。安永二年一二月二条城在番中に没五七才。

爲澄(初め永榮 安之丞)

安永二年一二月襲封し小普請。同六年二月没二三才。

政幸(金五郎)

安永六年五月七才で襲封。寛政四年九月家齊に初拝謁。のち腰物方。文化一五年一月代官。文政一二年六月一〇〇〇〇石増地。天保三年一〇月一〇〇〇〇石増地。同五年に常陸国で七〇一八一石余を支配。同六年三月一〇〇〇〇石増地。同十一年には常陸、下総国を支配。同十二年林奉行か。

政徳(新助 宗五郎)

天保五年一二月小十人。同十二年一〇月襲封。嘉永七年二月新番。

政孝(宗五郎)

明治維新後、平川村の林氏知行地、元名主の甚七郎家に寄留。明治一五年八月同村にて没六一才。

英綱は幼少より家康に勤仕し知行地二〇〇石を賜り、のち寛永二（一六二五）年二月朱印状を賜る（史料二二）。すなわち下総国匝瑳郡富谷村と、上総国土気領平河（川）村において二〇〇石と、平河（川）村の開墾地二一石余の、合わせて二二一石余を知行すべき旨が記されている。残念ながら平川村はいつ林氏の知行地となったのかは不明であるが、寛永二年には同氏知行地になっていることがわかる。なお、英綱はその



林

のち現米三〇石余を増加されている。

天保一四（一八四三）年時点での政徳の知行高をみると、平川村が一四二・二八〇六六石（拝領高一〇〇石、新墾田一一・三三七三石、新田高三〇・九四三三六石）で、富谷村が一四二・五石（拝領高一〇〇石、新田高四二・五石）であり、最幕末を示す表と平川村は同一、富谷村でもほとんど差がない。幕末期の書上によれば三一・一石三斗（三）升七合三勺を知行したが、内、現米三五石が蔵米で支給されていた。

屋敷は寛政、天保期には牛込築土明神下にあった。嘉永五（一八五二）年新刻、万延元（一八六〇）年改正の「礪川牛込小日向絵図」でも新助の屋敷が確認できるが、天保五年に政徳が小十人の組頭に宛てた覚書によれば、これは父政幸が拝領した屋敷で、敷地は五〇〇坪でほかに屋敷はなく、父も同敷地内に居住していた。また、政信以降の葬地は谷中の本行寺である。

史料二二

林宗兵衛英綱拝領林金五郎政幸書上

下総国匝瑳郡富谷村之内百石上総国土気領平河村之内百石以上式百石此外拾七石余合式百拾七石余事令扶助之訖全可知行者也

寛永二

十二月十一月

御朱印

林宗兵衛尉とのへ

現行市町村名	千葉市緑区	八日市場市	国郡名	下総国千葉郡	下総国匝瑳郡	村名	平川	富谷	知行高	一四二・二八〇六六石	一四二・一六四〇〇石	村高	二四一・九五六六石	二二三・九〇四〇〇石	相給数	四	四
知行高合計	二八四・四四四六六石																

# 春田氏



丸の内矢筈打違

某(半兵衛)

—— 将吉(与八郎 猪之助 半兵衛)

八田将長の子)

松平信康、のち家康に仕える。のち池田輝政に仕え、慶長一〇年七月没七三才。

某(源三郎 長兵衛)

吉次(猪之助 将吉の二男)

家康に仕え、小田原の陣、上杉景勝征伐、関ヶ原の陣などに供奉。のち伏見、駿河の留守番。慶長一九年六月駿河国にて没四七才。

直次(猪之助)

慶長一九年六才で襲封。元和二年駿河国より江戸に来て、秀忠に初拝謁。同九年七月家光の上洛に供奉。寛永元年大番。のち小姓組、書院番と移る。同一年七月の上洛に供奉。同一年一〇月進物番。同一年七月日光社参に供奉。のち番を辞し小普請。天和三年四月没七五才。

直住(権九郎 宇右衛門)

三郎右衛門 猪之助)

慶安元年七月家光に初拝謁。同二年二月小姓組。寛文九年閏一〇月精勤を賞され褒美を賜る。天和三年七月襲封。貞享五年六月腰物奉行頭。同年(元禄元)一二月布衣を許される。元禄五年三月勤を辞し寄合。同一年一二月致仕。この時養老料として蔵米三〇〇俵を賜る。宝永二年一月没七六才。

直高(小左衛門 権左衛門)

小左衛門 猪之助)

天和二年七月綱吉に初拝謁。同三年九月書院番。元禄四年一月桐間番。同五年四月小普請となり出仕を憚る。同年五月赦免。同七年閏五月書院番に戻る。同一年一二月襲封。同一年一二月桜田廻役の精勤を賞され褒美を賜る。享保六年六月精勤を賞され褒美を賜る。同一年一二月番を辞す。同一年八月没六八才。

直重(小太郎 左門)

宝永四年四月一五才で綱吉に初拝謁。享保一二年一二月襲封。同一年一〇月没三九才。

直應(左太郎 猪之助)

享保一六年一二月七才で襲封。延享二年九月小姓組。寛政六年三月番を辞す。この時褒美を賜る。

直義(佐太郎 与八郎)

寛政三年一二月三才で書院番。のちしばしば鷹狩、弓場始などの射手を勤め褒美を賜る。

(助太郎)

(文政一〇年頃)

(猪之助)

(安政六年頃)

(与八郎)

文久二年六月開成所英学句読教授出役。同三年九月同所教授手伝並出役。元治元年一二月襲封。慶応二年一二月教授手伝出役。



春田

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市緑区	上総国市原郡	板倉	一九七・二九二〇〇石	一九七・二九二〇〇石	一
市原市	上総国市原郡	奈良	二二三・九八九〇〇石	一〇九・九八九〇〇石	二
山田町	下総国香取郡	小見	二〇〇・〇〇〇〇〇石	六七〇・四八五〇〇石	三
神奈川県寒川町	相模国高座郡	中瀬	二〇〇・〇〇〇〇〇石	二〇〇・〇〇〇〇〇石	一
知行高合計			六二一・二八一〇〇石		

清和源氏足利庶流渋谷二郎義顯の後胤という春田氏だが、外記之助将頼の時春田を家号とし、半兵衛某はその末孫という。将吉は松平信康に仕え、天正三（一五七五）年五月の長篠の戦で戦功があった。のち家康に仕え、同一二年四月長久手の戦の際、丹羽氏次、氏重兄弟の守備する尾張国岩崎城が池田信輝の大軍に囲まれたとき、将吉は使いで同城に赴いたが、すでに落城しており、敵兵が氏重の首をさげて走ってきた。将吉はこれを奪い取るという功をたてた。同一三年一〇月遊狩の際、傷ついた猪が家康の近くまで走って来たのを組止め、家康の命で猪之助を名乗る。のち池田輝政に仕えた。

吉次は家康に仕え、小田原の陣のほか諸所の戦に供奉し、慶長二（一五九七）年上総国市原、下総国香取、相模国高座の三郡において六〇〇石を賜り別家をたてるが、この時板倉村は吉次の知行地になったとみられる。

江戸時代最後の当主与八郎は六〇〇石を知行し、ほかに開成所教授手伝出役としての手当一〇人扶持金五両があった。

屋敷は寛政、文化、文政、天保、安政期とも市谷浄瑠璃坂にあった。嘉永四（一八五二）年新鑄、安政四（一八五七）年改の「市ヶ谷牛込絵図」でも猪之助の屋敷が確認できる。なお、吉次は駿河国大岩の臨濟寺が、直次以降は牛込の松源寺が葬地である。



# 曲淵氏



石餅横木瓜

朝日頼時（左衛門尉）

……頼定（縫殿助）

吉高（若狭）

吉景（勝左衛門）

曲淵を家号とする。

武田信虎、勝頼、のち家康に仕える。文禄二年一月没七六才。

吉清（助之丞 縫殿左衛門 筑後）

吉景の長男）

吉重（助丞）

吉明（市郎右衛門 助之丞）

別家をたてる。天正一〇年より家康に仕える。甲府城を守衛。のち徳川忠長に附屬。元和五年九月没七五才。

慶長四年より秀忠に仕える。関ヶ原の戦後、甲府城を守衛。元和五年襲封。寛永一七年七月没七〇才。

寛永一七年襲封。同二〇年八月家綱に附屬し三丸に勤仕。慶安三年九月大番。承応三年一二月鉄炮玉薬奉行。寛文六年六月勤を辞し、同八年一二月没六八才。

軌隆（初め吉通 景永 彦三郎 市兵衛）

重羽（初め美景 孫之丞 伊左衛門 越前守 信濃守 吉明の二男）

寛文九年七月一四才で襲封し小普請。延宝四年四月大番。貞享元年八月新番。元禄一〇年閏二月組頭。同一年三月目付。同年一二月布衣を許される。同一年七月綱吉娘鶴姫の用人。宝永元年鶴姫死去により同年五月寄合。同二年五月小姓組番頭。同年一〇月勤を辞し、正徳四年二月没五九才。

初め曲淵昌隆の養子となり、延宝六年六月家綱に初拜謁、のち大番、新番、小普請奉行、組頭と進み、布衣を許される。元禄一四年七月兄軌隆の養子となる。同一年三月久能山東照宮修造を承り、宝永元年一〇月竣工を賞せられ従五位下越前守に叙任。同二年四月作事奉行。正徳二年九月前年よりの日光山東照宮の修造を賞せられる。同四年四月襲封。同五年三月家康の百回法会に際し日光山に赴く。同年一二月勤を辞し寄合。享保四年四月没六〇才。

英元（孫十郎 市兵衛 越前守 豊後守 曲淵昌隆の二男）

享保四年七月襲封。同年一〇月吉宗に初拜謁。同九年一〇月小姓組。同一年八月九月使番。同年一二月布衣を許される。同二〇年一〇月目付。元文二年閏一二月日光奉行。同年一二月従五位下越前守に叙任。同四年九月小普請奉行。延享四年八月作事奉行となり宗門改を兼ねる。同五年朝鮮人來聘を担当し、同年七月これを賞せられる。同月（寛延元年）勘定奉行。寛延三年日光山で家光の百

回忌の法会を沙汰。宝暦二年四月に銀座不納金、同三年二月には吉田橋普請の件で一時拜謁を止められる。同七年六月大目付。同八年九月美濃郡上一揆に際し、関連の事項を隠蔽した咎で相良頼央に預けられる。同年一〇月職を奪われ小普請となり閉門、のち許される。明和三年四月致仕。安永二年五月没七五才。

英韶（弁吉 内膳）

宝暦四年一二月家重に初拜謁。明和三年四月襲封。同四年小姓組。安永五年四月家治の日光社参に供奉。同年五月没四一才。

英敦（叔五郎 曲淵景漸の三男）

安永五年八月一七才で襲封し、小普請。文政一〇年六月没六八才。

英芳(彦三郎 内膳 大学) — 英知(金之丞 中務 主馬 左衛門)  
書院番を勤め、文政一三年  
一〇月没四三才。

英知(金之丞 中務 主馬 左衛門)  
戸川安悌(二男)  
小姓組を勤め、安政五年二月没五五才。

英全(金之丞 主膳 左衛門 英知(三男))  
安政五年二月襲封。のち小姓組。文久三年  
二月上洛に供奉。同年四月京にて没三三才。

英文(乙八郎 英知(五男))

文久三年七月襲封。元治元年八月小姓組。同年十一月老中松前伊豆守に従い長州へ赴き、同二年三月江戸へ帰る。同年八月長州征伐には病のため従わず小普請となる。慶応四年一月奥詰銃隊。の

ち用人支配勤仕並小普請。明治元年七月帰農。上高田村に居住。そのち帰参し、静岡藩二等勤番。現石米一四石二斗を賜る。のち家禄を奉還。明治二年八月没四一才。

当家は清和源氏頼親流(大和源氏)の裔と伝えるが、義光流(甲斐源氏)とする説もある。吉景は甲斐国武川谷に居を構え、武田信虎、信玄、勝頼に仕えた。天正一〇(一五八二)年三月武田家滅亡後出家するも、他の武川衆とともに家康の庇護下に入る。同年七月家康が甲斐国に発向した際、麾下となつて先手に加わり功があった。のち家康が甲斐国新府着陣の際本領を賜っている。同年八月家康が北条家と若神子で対陣した時戦功をたて判物を賜る(史料二三・史料では正吉「吉景三男、本家を継ぐ」拝領とあるが、この勝左衛門は吉景のことであろう)。同一七年加増されたのち、同一八年家康が関東入国の際には相模国において知行地五〇〇石を賜る。

吉清は父吉景と共に武川谷に居住し、長男であるが別家をたて、天正一〇年家康に仕え月俸を賜り、同一七年には知行地を賜り、のち相模国において二二〇石余を賜った。関ヶ原の戦の際には子の吉重と共に秀忠に従い上田城を攻め、のち知行地を甲斐国に移された。軌隆は貞享元(一六八四)年八月新番になり、同年二月蔵米二〇俵余を加増され、知行高は二五〇石余(二二六石と蔵米二〇俵余)となる。元禄一〇(一六九

七)年閏二月に組頭となり同年二二月に蔵米二〇〇俵を、同一二年三月に目付となり同年二二月に一〇〇石を加増されるが、この時蔵米を改めて上総国山辺、武射の二郡において三二〇石を賜り五五〇石余を知行する。同一三年綱吉娘鶴姫の用人になつた際、上総国山辺、長柄、武射の三郡において一〇〇〇石を、同一五年九月にはさらに同国長柄、殖生の二郡において五〇〇石を加増され、知行高は二〇五〇石余となる。また、これより以前に甲斐国の知行地を上総国山辺、下総国葛飾の二郡に移されている。大椎村は寛文九(一六六九)年には曲淵氏の知行地であるのが確認できるが、いつ知行地になつたのかは不明である。

重羽は初め曲淵昌隆の養子となり、上総国市原、望陀の二郡に五〇〇石を知行した。元禄一四年七月兄軌隆の養子となり、同一五年二月上総国望陀、周准の二郡で二〇〇石を、宝永二年一二月には上総国市原、望陀、周准の三郡で五〇〇石を加増され二二〇〇石を知行していたが、正徳四(一七一四)年四月養父軌隆の遺跡二〇五〇石余を相続し、二二〇〇石は収公された。なお、重羽、英元は多くの臨時の用向を勤めていたが、ここでは主なものに限って載せた。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市緑区	上総国山辺郡	大椎	一八三・九三七〇〇石	四一〇・四七一〇〇石	三
大網白里町	上総国山辺郡	大名	一九一・九七二〇〇石	一九一・九七二〇〇石	一
大網白里町	上総国山辺郡	真行	二〇九・三五九九〇〇石	四〇二・四二六〇〇石	二
大網白里町	上総国山辺郡	大網	四〇〇・〇〇〇〇〇石	二六二二・三三四〇〇石	一三
大網白里町	上総国山辺郡	大竹	四一九・〇〇三〇〇石	四一九・〇〇三〇〇石	一
松戸市	下総国葛飾郡	幸谷	一八七・〇七八〇〇石	五一一・九〇五四八石	四
成東町	上総国武射郡	松ヶ谷	六九・九七二〇〇石	一六二四・三一二〇〇石	九
山武町	上総国武射郡	植谷	六七五・二六〇〇〇石	八八九・〇九三〇〇石	三
長南町	上総国植生郡	千手堂	一一一・三四七四〇石	二六五・一〇六四〇石	三
茂原市	上総国長柄郡	粟生野	一四五・四四三四〇石	九一九・〇六五〇〇石	五
長柄町	上総国長柄郡	舟木	二〇・〇四六〇〇石	二七八・六五〇一〇石	三
長柄町	上総国長柄郡	立鳥	一九・四五三〇〇石	三五五・六三三〇〇石	三
茂原市	上総国長柄郡	洪谷	一六五・六七一〇〇石	五七三・九二八六〇石	五
茂原市	上総国長柄郡	真名	一八三・四八九五〇石	六五四・〇四九〇〇石	五
知行高合計			二六二二・〇三二二〇石		



曲淵

屋敷は天保期頃までは表六番町法眼坂上に、安政期は牛込御門内角屋敷にあった。嘉永三（一八五〇）年新刻、安政五（一八五八）年再刻、元治元（一八六四）年改正の「番町大絵図」でも主膳の屋敷が確認できる。また、葬地は吉清、吉重が甲斐国片下風村の清泰寺、吉明以降英知までは四谷の勝興寺である。

史料二三

曲淵勝左衛門正吉拝領同勝左衛門正名書上 東照宮御判物

昨六日敵少々引出刻父子別而被入精候旨令祝着弥此節走廻専一候  
連々聞及候二無相違候万々才覚尤候恐々謹言

八月七日

御名乗御判

曲淵勝左衛門尉殿

# 松下氏



太閤より拝領紋五七桐

高長(老岐九郎 左衛門尉 出雲守 西條老岐三郎氏綱の子)  
初め遠江国笠原庄平河郷に居住したが、三河国碧海郡松下郷に居を移して家号とする。

(五代略)

長則(源太左衛門 若狭守)  
今川義元、北条氏康、武田信玄に仕え、  
天正一八年三月没七八才。

之綱(左助 兵部 加兵衛 石見守)

天文六年三河国に生まれる。今川氏真、のち家康に仕え永禄一二年掛川城を攻める。のち家康の命で秀吉に仕える。天正一五年一二月従五位下石見守に叙任。のち備州康光の太刀を賜る。慶長三年二月没六二才。

重綱(左助 右兵衛尉 石見守)

天正七年遠江国に生まれる。豊臣秀次に仕え、同一六年五月一〇才で従五位下右兵衛尉に叙任。慶長三年家康に仕え、石見守に改める。同五年関ヶ原の戦で奮戦。同七年一二月秀忠に仕える。のち大坂の両陣に供奉。寛永四年一〇月没四九才。

長綱(左助 石見守)

慶長一五年生まれる。寛永一三年一二月従五位下石見守に叙任。同一九年七月西山昌時を預かる。同二年四月狂気のため領地収公、山内忠義に預けられる。万治元年九月高知にて没四九才。

長光(松千代 加兵衛 長綱の二男)

寛永二一年五月兄と共に山内忠義に召し預けられる。万治元年九月一五才で家綱に初拝謁し寄合。元禄一〇年五月没五四才。

重長(刑部)

元禄五年一二月一〇才で綱吉に初拝謁。同一〇年七月襲封。享保三年一〇月没三六才。

之郷(熊太郎 加兵衛 肥前守)

享保三年一二月一四才で襲封。同四年五月吉宗に初拝謁。同二年一月使番。同年(元文元)一二月布衣を許される。元文三年四月目付。寛保元年五月小普請組支配。寛延二年七月配下の者の罪科により出仕を止められ、翌月許される。同三年一〇月大目付、道中奉行兼帯。同年一二月従五位下肥前守に叙任。宝暦七年五月勤を辞し、安永八年一〇月没七五才。

之喬(五三郎 加兵衛)

安永五年一二月家治に初拝謁。同八年一二月襲封。寛政九年九月没五二才。

之矩(五三郎 加兵衛)

寛政四年九月一五才で家斉に初拝謁。同九年一二月襲封。寄合。

之方(銚五郎 加兵衛 嘉兵衛)

文化一三年一二月襲封し寄合。天保一二年一二月致仕。

重光(鑑助 加兵衛 嘉兵衛)

天保一二年一二月襲封し寄合。慶応元年五月中川番。同三年二月勤を辞す。慶応四年(三年とも)牧之郷村へ土着。同年二月農兵

隊を卒い三嶋宿などを警備。同年(明治元)一〇月朝臣となり西丸中仕切御門警備を命ぜられる。

はじめ西條を称したが、高長のときに三河国碧海郡松下郷に移り家号としたという。之綱は今川氏真に仕えるが、今川家没落ののち家康に仕え、永祿二二（一五六九）年遠江国掛川城攻めの功で遠江国長上郡において三〇貫文の地を賜る。のち豊臣秀吉に仕え天正一一（一五八三）年一〇月丹波国船井、河内国讃良の二郡において知行地二〇〇〇石を賜る。

そののち伊勢国において一〇〇〇石を、同一五年一二月には従五位下石見守に叙任し、丹波国に三〇〇〇石を加増される。さらに同一八年丹波国の知行地を改めて遠江国において一〇〇〇〇石を賜り、遠江国久野城に居を構え一六〇〇〇石を領した。重綱は豊臣秀次に、のち慶長三（一五九八）年より家康に仕える。同五年関ヶ原の戦が起こり、田中吉政など美濃国郷戸川を越えて石田三成の軍勢と戦い功をあげている。同七年一二月より秀忠に仕えるが許可を得ずに居城の石塁を築いたことを咎められ、久野より常陸国筑波郡の内に移され小張を居所とする。大坂冬の陣では本多忠朝に属し、同夏の陣では天王寺周辺で一番に合戦し功をたてた。元和二（一六一六）年三月下野国那須郡に加増の上領地を移さ

れ、烏山城を居城として二〇八〇〇石を領した。寛永四（一六二七）年三月には再び加増の上、陸奥国二本松城に移され五〇〇〇〇石を領している。しかし子の長綱は寛永五年幼年を理由に陸奥国三春城へ三〇〇〇〇石に減封の上移封される。同二年四月には狂気を理由に領地を収公され、岳父の高知城主山内忠義に預けられてしまう。

長光は寛永二二年五月父長綱、兄豊綱と共に忠義に預けられるが、明暦三（一六五七）年五月豊綱が一八才で没したため、豊綱が賜っていた蔵米三〇〇〇俵を、兄に代わって賜り家名を存続する。重長は元禄一〇年七月蔵米を改められ伊豆国田方、上総国武射、山辺、長柄、夷隅の五郡において三〇〇〇石を賜るが、この時土気町は重長の知行地となった。重光は慶応四年（三年とも）幕府より伊豆警衛を命じられて牧之郷村に土着し、農兵隊を組織したが、まもなく東征軍側について三島宿などを警衛、同年五月には林忠崇卒いる遊撃隊と箱根戦争を戦い、同年（明治元）一〇月東京行幸中途の明治天皇から感状を賜り朝臣となった。屋敷は延宝、文政、天保、安政、文久期には木挽町築地にあった。三

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市緑区	上総国山辺郡	土気	六三四・一五五〇〇石	六三四・一五五〇〇石	一
成東町	上総国山辺郡	白幡	二八二・二〇六〇〇石	三六一・〇三六〇〇石	二
芝山町	上総国武射郡	新井田	一六七・三五四三〇石	五四二・六五五六〇石	五
白子町	上総国長柄郡	古所	三五〇・二五九〇〇石	五三一・七四三八六石	三
大多喜町	上総国夷隅郡	西之部田	三四七・九〇二〇〇石	三四七・九〇二〇〇石	一
勝浦市	上総国夷隅郡	上植野	二八二・七一〇〇一石	(四〇四・八二三三石)	二
勝浦市	上総国夷隅郡	下植野	二六七・八〇二七〇石	(四〇一・四七一八〇石)	二
静岡県修善寺町	伊豆国田方郡	大野	六一〇・六五〇二五石	六一〇・六五〇二五石	一
静岡県修善寺町	伊豆国田方郡	牧之郷	四五二・五九五〇石	四五二・五九五〇石	一
静岡県修善寺町	伊豆国田方郡	柏久保	五六四・九七〇七五石	五六四・九七〇七五石	一
知行高合計			三九六〇・六〇六五一石		

五頁に載せた万延元年改正新鑄、文久元年改正再刻の「京橋南築地鉄炮洲絵図」でも嘉兵衛の屋敷が確認できる。また、重綱は奥州二本松の州伝寺に葬られたが、長光以降の葬地は三田の南台寺である。

# 松波氏



丸に環

重綱(新三郎)

重隆(右衛門尉 但馬守)  
家康に仕える。慶長十一年八月没八二才。

重正(梶平)

家康に仕える。天正二〇年八月没四五才。

重次(六藏 梶平 重隆の三男)

文祿の役の際、名護屋陣にて家康に拝謁し、兄の遺跡を賜る。秀忠に仕え大番。のち腰物奉行。寛永三年の上洛に供奉。同一七年三月没七五才。

重種(五郎兵衛)  
重信(源左衛門 六右衛門)

寛永一六年七月家光に初拝謁。同一七年五月大番。慶安元年六月新番。のち番を辞し小普請。寛文四年五月没。

重房(源六郎 六右衛門 大澤基洪の五男)

寛文四年二月襲封。同五年二月大番。延宝八年三月組頭。元禄一六年六月西丸裏門番之頭。同年二月布衣を許される。正徳五年三月先手弓頭。享保五年一月没七八才。

明教(九十郎 源六郎 岡部正綱の七男)

元禄五年七月一三才で綱吉に初拝謁。宝永六年四月書院番。享保五年四月襲封。元文三年六月番を辞す。同四年五月致仕。寛保二年六月没六三才。

明清(藤七郎 向山政春の二男)

元文四年五月襲封。同年十一月吉宗に初拝謁。同五年二月大番。寛延元年一〇月西丸新番。宝暦八年七月番を辞す。同一一年一月致仕。同一二年一月没五一才。

明昭(梶平 藤右衛門 六右衛門)

宝暦一一年一月襲封。同一二年四月家治に初拝謁。明和五年一月大番。同七年閏六月番を辞す。天明四年八月四二才で致仕。

重知(久八郎)

天明四年八月一七才で襲封。同年二月家治に初拝謁。のち騎射を勤めて褒美を賜る。寛政三年二月大番。

(久八郎)

文化六年当時新番。

(庄兵衛)

(天保年間)

重寿(弥寿之進 鍊太郎)

松波氏は鎌倉時代の公卿日野中納言資宣の子式部少輔忠光の後胤で、居所の傍らに松の並木があったことから松並、のち松波を家号としたといふ。重正は家康に仕え、元龜三年(一五七二)三方原の戦に供奉するが、これより前に武田家への使いを勤めた際、信玄より国行の刀を賜つ

ている。のち天正三(一五七五)年の長篠の戦で功をたてた。重次は文祿の朝鮮出兵の際、肥前国名護屋の陣営に赴いて家康に拝謁し、兄の遺跡を賜る。のち秀忠に仕えて慶長五(一六〇〇)年上田城攻め、のち大坂の陣に供奉した。

重信は重次の二男で寛永一九（一六四二）年一二月蔵米二〇〇俵を賜り別家をたてる。重房は延宝八（一六八〇）年三月大番組頭に進み、翌年の天和元年一二月に蔵米二〇〇俵を、翌二年四月にも二〇〇俵を加増されている。元禄一〇（一六九七）年七月には蔵米を改めて伊豆国加茂、武蔵国葛飾、下総国葛飾の三郡において知行地を賜り、六〇〇石を知行するが、この時中野村は重房の知行地となったと考えられる。明教は元

文三（一七三八）年六月番を辞すが、これより先に下総国の知行地を同国千葉郡に移された。

屋敷は文政期頃までは表二番町法眼坂上に、天保期には小石川築地に、天保末年以降は駒込片町にあった。また、重信以降の葬地は牛込の願正寺である。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市若葉区	下総国千葉郡	中野	二二・八〇六四〇石	七二一・三六〇〇四石	九
埼玉県庄和町	下総国葛飾郡	柵	九八・四五二〇〇石	六二二・七五〇〇〇石	五
埼玉県庄和町	下総国葛飾郡	上金崎	二七〇・〇四三〇〇石	五四〇・〇八六〇〇石	二
埼玉県鷺宮町	武蔵国葛飾郡	西大輪	一二五・三六七八〇石	六一七・七六一〇〇石	六
埼玉県杉戸町	武蔵国葛飾郡	遠野	六六・三〇四二〇石	一九九・〇一二六〇石	四
埼玉県幸手市	武蔵国葛飾郡	吉野	五二・五一四八〇石	三六九・九四〇八〇石	四
静岡県中伊豆町	伊豆国加茂郡	上白岩	六一・七四六七〇石	五三六・九九四七〇石	七
静岡県中伊豆町	伊豆国加茂郡	城	九六・〇四四四〇石	四七六・八二三〇〇石	五
知行高合計			七九三・二七七五〇石		

# 三嶋氏



下藤三日月

政成（清左衛門）

政久（清左衛門）

政友（清左衛門）

政次（弥八郎）

清左衛門

政友弟三嶋政孝の二男

大永五年七月没六九才。

永禄二二年一〇月没六〇才。

文禄五年七月没六四才。

元和年中致仕。寛永一〇年一二月没七八才。

政吉（弥八郎） 清左衛門

政識（初め政春）

弥八郎

清左衛門

慶長六年家康に初拝謁。同一二年秀忠に仕える。元和三年家光に附属し腰物持。寛永九年一〇月奥方番。正保二年一月家綱親筆の画を賜る。慶安五年五月没六八才。

寛永一一年三月一〇才で家光に初拝謁。同一七年三月書院番。承応元年一二月襲封。万治三年四月膳奉行。寛文三年四月家綱の日光社参に供奉。同一三年二月小十人頭。同年（延宝元）一二月布衣を許される。貞享四年六月勤を辞し寄合。元禄四年一二月致仕。宝永四年七月没八三才。

政興(弥八郎 喜右衛門 清左衛門)

延宝元年二月八才で家綱に初拜謁。元禄四年二月襲封し小普請。同九年七月書院番。同一年小諸城の引渡し役。同六年三月使番。同年二月布衣を許される。宝永五年仙洞御所、女院(東福門院和子)御所の普請奉行を勤め、翌年二月褒美を賜る。宝永八年二月越後高田城の引渡し役。同年(正徳元)一月には朝鮮国に送る返翰引換の件で大坂に赴く。正徳二年一月目付。同三年七月宿直の際の落度で拜謁を止められ、翌月許される。同五年三月家康の百回忌法会のため日光山に赴く。享保二年一月小普請となり出仕を憚り翌年五月許される。享保七年四月火事場見廻。同一年一月没六一才。

政榮(新次郎 弥八郎)

清左衛門 松平直政の三男) 宝永五年六月一六才で綱吉に初拜謁。享保一年一月襲封。同二年一月没四三才。

政甲(平之丞 弥八郎 清左衛門 喜右衛門 清左衛門)

享保二〇年二月襲封。同一年三月吉宗に初拜謁。元文三年三月西丸小姓組。宝暦二年三月組頭。同年二月布衣を許される。同一年八月本丸に勤仕。同二年二月西丸に戻る。明和四年閏九月勤を辞し寄合。同六年一二月致仕。天明六年一月没七二才。

政春(清八郎 弥八郎 清左衛門 但馬守)

宝暦九年三月家重に初拜謁。同二年九月書院番。同一年二月小納戸。同一年二月布衣を許される。明和二年二月家治親筆の画を賜る。同六年一月に家治親筆の画を、同七年八月には家齊親筆の画を賜る。同八年一月從五位下但馬守に叙任。寛政二年九月作事奉行。同三年二月普請奉行。同六年三月西丸留守居。享和三年一月没六一才。

政備(弥八郎 政吉 伊織 能登守)

天明四年七月一才で西丸の御伽。同六年閏一〇月本丸に勤仕。同八年一二月小姓。寛政四年二月從五位下能登守に叙任。同五年三月小納戸。同六年小普請となり出仕を止められ、同年七月許される。同年一二月病により廃嫡。

政先(三藏 清左衛門 政春の五男)

寛政七年三月一八才で家齊に初拜謁。同一年二月書院番。享和三年二月襲封。文化二年一月進物番。同一年八月没三九才。

政堅(平之丞 清左衛門)

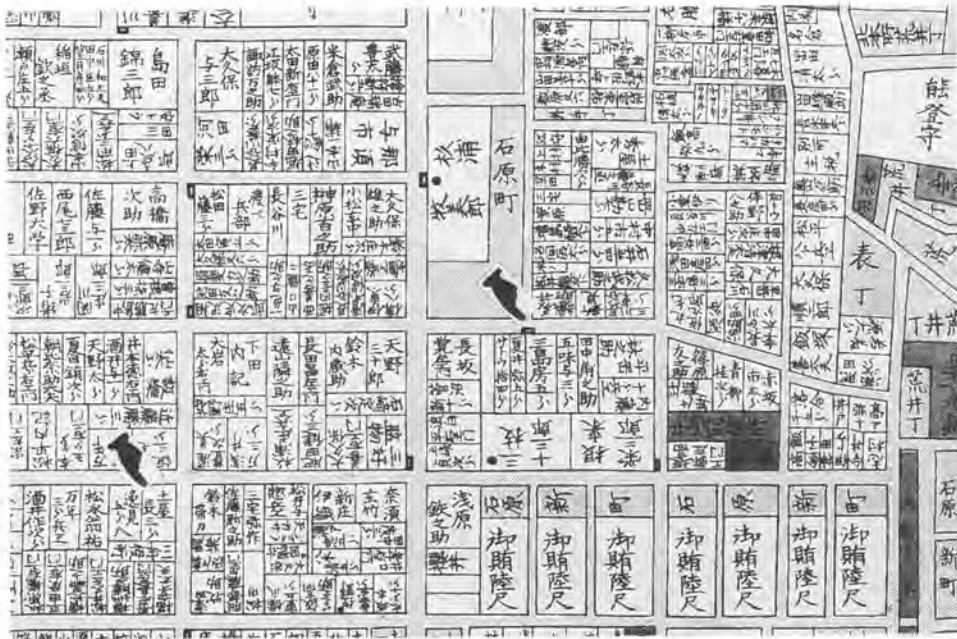
文化一三年一〇月襲封。天保八年二月西丸書院番。弘化二年三月小普請となり差控を命じられ。五月許される。嘉永元年七月没五〇才。

政養(芳五郎 清左衛門 夏目信明の二男)

嘉永元年一〇月襲封し小普請。同六年五月西丸小姓組。同年九月本丸に勤仕。安政四年二月書物御用出役。万延元年一月系図御用出役。文久元年一月日光山に納める系図の清書につき褒美を賜る。慶応二年一二月小姓組廃止につき勤仕並陸軍奉行並支配。同三年一〇月系図御用出役を辞し、一二月致仕。明治一九年一〇月没六五才。



政明（銚之丞 清）  
 慶応三年一月襲封。明治元年一〇月帰農願。同三年五月静岡藩浜松勤番。



三嶋、上屋長三郎

出自が藤原氏、山鹿家政の後胤という三嶋氏は政成の時伊豆国三嶋に居住して三嶋と称した。政成は松平泰親から長親まで代々に仕え、政久は当初母方にあつて三嶋大社の神官を勤めたが、のち三河に至り襲封し松平長親から広忠まで代々に仕えた。政友は松平清康、広忠、家康に仕え三河国西野で尾張衆との戦の時、挑んで戦い傷を負っている。政次は家康に仕え、元龜三（一五七二）年一二月三方原の戦に従い、退却の際に殿をつとめた。その後も長篠、長久手、小田原などの戦に供奉する。慶長元（一五九六）年より江戸に行き秀忠に仕え、同五年七月上杉征伐、上田城攻めに従い、また大坂の両陣にも供奉した。政吉は元和三（一六一七）年家光に附属し、蔵米二〇〇俵を賜る。寛永九（一六三二）年一〇月に一〇〇石を増増され、蔵米を改めて上総国山辺、市原の二郡において知行地三〇〇石を賜るが、越知村はこの時政吉の知行地となつてゐる。そのち同一九年二月同国市原、望陀の二郡において二〇〇石を増増され知行高は五〇〇石となる。政議は寛文二三（一六七三）年一月小十人頭となり三〇〇俵を増増され、のち天和二（一六八二）年四月にも上野国邑楽郡において五〇〇石を増増された。政興は元禄一〇（一六九七）年七月蔵米を改めて武蔵国買美、上野国緑野の二郡において知行地三〇〇石を賜り、知行高は一三〇〇石となる。

政養は夏目信明の二男で、嘉永元（一八四八）年一〇月襲封。安政三（一八五六）年一月に新設された講武所に出仕を命じられ軍事訓練に従事するが、翌年二月、昌平坂学問所の書物御用出役に任ぜられ朝典浴

革調に従事した。万延元（一八六〇）年一月には御系図御用出役（文久二年一月には同役頭取に就任）に転じ、日光山奉納御系図の清書、「百辞譜略」の清書等にあたった。慶応三（一八六七）年一月致仕し、一六歳の次男政明に家督を譲る。政明は同四年五月の上野彰義隊の戦いに際し、小具足で供とともに出陣し、彰義隊に加勢せんとしたが目付に制止され待機した。同年六月には一時帰農を決意し、知行地農民の承諾をとりつけ、政明等は岩田村、政養、室、娘二人は越智村（現千葉市）、他の家族は相川村、三箇村の四村に分散することにした。政養は明治元（一八六八）年一月九日出府し菓子屋を始めたが、四六〇両余の負債とともに翌年一二月に閉店している。この後骨董品店を経営するが、同三年五月静岡藩に政明の帰藩が許され、政養は同年八月と一〇月に越智村に赴き路銀の工面のため吉兵衛に預けておいた鎧を譲って五両を受け取り、同月浜松に居住するため旅立った。

屋敷は文化三（一八〇六）年までは牛込船河原揚場裏町にあったが、同年一月この屋敷を本所松倉町九五〇坪余と浜町土居堀七五〇坪余との二か所と相對替し、浜町の方を上屋敷とした。文政元（一八一八）年一二月には浜町屋敷を下谷向柳原に移し、同八年には本所屋敷の一部を割いて谷中三崎六四坪の地と交換し、屋敷は三か所になる。同一年には本所松倉町屋敷の残りとして下谷屋敷の一部を本所吉田町の六一二坪余と交換。天保一二（一八四一）年七月には全ての屋敷を、本所石原五四〇坪、渋谷三〇〇坪、本所松倉町五〇坪と交換し、本所石原屋敷は幕末まで上屋敷として存続した。本所松倉町の屋敷は天保一四年に収公され、渋谷の下屋敷は嘉永四年九月に本所南割下水五〇坪に移った。安政二（一八五五）年改正、文久三（一八六三）年改の「本所絵図」でも房五郎（芳五郎の誤り）の屋敷が確認できる。なお、政次以降の葬地は浅草の淨念寺である。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	宛行年	相給数
千葉市緑区	上総国山辺郡	越智	一三八・五三八六五石	一三八・五三八六五石	寛永九年	一
市原市	上総国市原郡	相川	一三八・二八一〇〇石	一三八・二八一〇〇石	寛永九年	一
市原市	上総国市原郡	櫃狭	三三・一〇八〇〇石	一〇七・六五五〇〇石	寛永九年	三
市原市	上総国市原郡	白塚	二〇・五八〇〇〇石	二〇二・五一〇〇〇石	寛永九年	六
袖ヶ浦市	上総国望陀郡	三箇	二三五・〇四九四〇石	八三五・四五五四〇石	寛永九年	七
群馬県邑楽町	上野国邑楽郡	藤川	一四四・四六三〇〇石	一四七七・五八六〇〇石	天和二年	（八）
群馬県板倉町	上野国邑楽郡	岩田	一七九・一八七〇〇石	八四三・六一七〇〇石	天和二年	（三）
群馬県明和町	上野国邑楽郡	江黒	七六・三五〇〇〇石	一四八・三六八〇〇石	天和二年	（六）
群馬県藤岡市	上野国緑野郡	上大塚	一四七・四七一六〇石	九一三・一〇〇〇〇石	元禄二年	（五）
群馬県藤岡市	上野国緑野郡	東平井	一九二・七三三〇〇石	一〇六一・二〇六〇〇石	元禄二年	（五）
群馬県藤岡市	上野国緑野郡	西平井	八五・八二五二〇石	一三二・六〇九四〇石	元禄二年	（一）
埼玉県神川村	武蔵国賀美郡	四軒在家	三六・六六七〇〇石	一一〇・〇〇一〇〇石	元禄二年	（一）
埼玉県上里村	武蔵国賀美郡	勅使河原	二四・四一五三〇石	七三・二四六〇〇石	元禄二年	（一）
知行高合計			一六五二・六七一四五石			

西平井村の村高は天保郷帳による。藤川村～西平井村の相給数は『上野国御改革組合高帳』による。

# 水野氏



丸に花沢瀉

重房(二郎 三郎)

重清(小三郎 又三郎)  
源頼朝に仕える。

(一四代略)

忠政(初め妙茂 牛息丸 藤七郎 下野守 右衛門大夫)  
刈屋、小河、大高の城主。天文二年七月没五十一才。

信元(初め忠次 藤七郎 四郎右衛門 下野守)

信長に仕え、天正三年二月佐久間信盛の讒言のため殺害される。

忠重(藤十郎 惣兵衛 和泉守 忠政の九男)

信長、秀吉、家康に仕え、慶長五年七月六〇才の時害される。

勝成(國松 藤十郎 六左衛門 日向守)

天正七年家康の遠江馬伏塚発向に従う。同一二年小牧・長久手の戦の時より父の勘気を受け諸国を遊歴。同一三年秀吉に仕え、同一五年九州出兵の後、肥後国に留まり佐々成政に、のち小西行長に仕える。慶長三年家康の配慮で父と和解。同五年上杉征伐に供奉中、父が没し刈谷領を襲封。関ヶ原の戦で大垣城を落とす。同一五年五月從五位下日向守に叙任。寛永元年二条城の普請に従事。同三年八月從四位下に昇進。同一五年一月島原の乱の鎮庄に赴く。同一六年閏一月致仕。慶安四年三月領地備後福山にて没八八才。

勝俊(初め勝重 長吉 美作守)

勝忠(左衛門 右京亮 若狭守 勝成の六男)  
寛永三年一六才で家光に初拜謁。同六年より中奥に仕え、のち小姓。同八年より膳番。この年從五位下右京亮に叙任。同一六年二月書院番。のち寄合。寛文六年五月没五六才。

勝岑(左近 左兵衛)

勝直(數馬 備前守 勝忠の二男)

寛文六年七月父の遺跡を分知され別家。同年二月書院番。延宝五年七月中奥番。同六年六月小姓。同年一月從五位下備前守に叙任。同八年家綱逝去につき勤を免され寄合。天和二年三月小姓組組頭。元禄九年六月京都町奉行。同一二年九月勤を辞し寄合。宝永二年七月致仕。同三年六月没五八才。

勝彦(主殿 備前守)

宝永二年七月襲封し小普請。同年一月綱吉に初拜謁。同五年三月書院番。享保一三年二月屋敷改。同一五年一月使番。同年一〇月上野国沼田城の城引渡し役。同年一月布衣を許される。同一七年一〇月日光奉行。同年二月從五位下備前守に叙任。同二〇年二月作事奉行。同年一月鶴岡八幡社普請に係り鎌倉に赴く。元文元年一〇月世良田東照宮造営を担当。同四年九月町奉行。同五年二月没五五才。

勝澄(市之助 大学 玄蕃)

元文五年二月襲封。寛保元年四月吉宗に初拜謁。同年一〇月西丸書院番。明和六年四月没五六才。

勝羨(左近 弾正 備前守 筑前守 松平康郷の四男)

明和六年七月三七才で襲封。同年八月小姓組。安永二年一月使番。同年二月布衣を許される。同五年四月家治の日光山社參に従う。同八年二月駿府定番。天明元年二月持筒頭。同四年一月日光奉行。同年二月從五位下備前守に叙任。寛政元年閏六月先手弓頭。享和元年三月病免し寄合。同二年七月致仕。

勝善(富之助 弾正 朝負)

勝紀(龍次郎 數馬)

(延四郎)

(鑑太郎)

安永五年八月家治に初拜謁。寛政一〇年一月四〇才で西丸小姓組。享和二年七月襲封。

(文政、文久頃)

慶応三年襲封か。

(最幕末)

家祖重房が尾張国知多郡英比郷小河に居住して家号とし、子の重清が

同国春日井郡山田庄水野に移住して水野と改めたという。忠政(系図二

参照)は旧領小河のほか三河国刈谷、大高などの城主として活躍し、そ

の娘於大の方(伝通院)は松平広忠に嫁いで家康を生んでいるが、子の

信元は織田信長に属し、今川、松平氏と対立した。信元は小河、大高、

半田、西川などの諸城に拠り、東海道の旗頭となり、永禄三(一五六〇)

年桶狭間の戦に臨んだ際は、今川方で大高城を守る家康を舅家のよしみ

で岡崎に無事帰らせ、戦後信長と家康の和議を仲介している。忠重は永

禄四年家康に仕え、掛川城攻め、姉川の戦、三方原の戦などに戦功があ

り、天正八(一五八〇)年信長より兄信元の旧領刈谷領を賜り家臣とな

る。信長没後は信雄に仕え(再び家康に仕えたともいう)、同一三年九

月秀吉に仕える。秀吉死後は家康に帰属し、慶長五(一六〇〇)年七月

帰国途中の堀尾吉晴らを三河国池鯉鮒で饗応中に加賀野井秀望に殺され

た。勝成は天正七年から家康に従うが、同一二年小牧・長久手の戦で父

の勘気を受け諸国を遊歴した。慶長三年に家康の配慮で父と和解し、同

五年刈谷三〇〇〇石を継ぐ。関ヶ原の戦では大垣城を落とし、のち大

坂の両陣の戦功で元和三(一六一七)年に大和郡山六〇〇〇石、ついで

同五年備後福山一〇〇〇〇石に増増のうえ移封される。

勝忠は寛永六(一六二九)年中奥に勤仕し、同七年蔵米二〇〇〇俵を賜る。同一一年には蔵米を改めて上総国市原、長柄の二郡において二〇

〇〇石の知行地を賜っている。

勝直は寛文六(一六六六)年七月、父の遺領上総国市原郡において五

〇〇石を分知され別家をたてる。天和二(一六八二)年三月小姓組頭

となり、同年四月上総国山辺郡において五〇〇石を増増されるが、大木

戸村を知行するのは、同村の幕領分(旧旗本小幡本家分)が知行地とな

る元禄一一年のことである。元禄九(一六九六)年六月京都町奉行とな

り上総国夷隅、上野国邑楽の二郡において五〇〇石を増増され知行高は

一五〇〇石となる。同一五年三月には綱吉が長男勝長の屋敷を訪れ、勝

直は御前に仕えた。勝彦は一〇〇〇石を知行し五〇〇石を弟勝英に分知

している。

屋敷は寛政、文化、文政期は築地鉄炮洲にあったが、天保期以降鯉ヶ

橋に移っている。また、勝忠は西久保の青龍寺、勝直以降は三田の大乗

寺が葬地である。

系図二



現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市緑区	上総国山辺郡	大木戸	一二四・三九五〇石	一九八・五九〇三〇石	二
市原市	上総国市原郡	加茂	一二八・二九四〇〇石	一五四・八一四〇〇石	一
市原市	上総国市原郡	大和田	八七・七二九八〇石	二二一・一九一三〇石	二
大原町・御宿町	上総国夷隅郡	上布施	二八九・二七二〇〇石	二二六・二五〇〇〇石	四
長南町	上総国埴生郡	坂本	二〇・一三五〇〇石	一三六六・四一七六五石	七
長南町	上総国埴生郡	岩撫	四六・八五二七〇石	一五一・一〇三九〇石	三
茂原市	上総国埴生郡	石神	一一四・〇〇〇〇〇石	二九三・〇〇二七〇石	二
群馬県明和村	上野国邑楽郡	大輪	二〇・〇〇〇〇〇石	一一八七・〇〇六〇〇石	一〇
群馬県千代田町・館林市	上野国邑楽郡	萱野	一一四石余	二八四七・六〇四〇〇石	五
知行高合計			一〇四四・六七八五〇石+α		

大輪村、萱野村の知行高、相給数は『上野国御改革組合高帳』による。

# 矢部氏



三頭左巴

定則（対馬）

今川氏真に仕える。

定清（掃部）

今川氏真に仕えるが、天正一八年より家康に、文禄元年からは秀忠に仕える。慶長元年細工頭となり同心五人を預かる。同六年同心七人を預かる。大坂の兩陣に供奉し、元和八年五月没六七才。

定勝（掃部 七左衛門）

慶長一七年秀忠に仕え、納戸番。のち大坂の兩陣に供奉。元和八年襲封。父に代わって細工頭となり、同心一二人を預かる。同一年家光の上洛に従う。慶安五年三月没。

定房（四郎兵衛 仁科宗安の子）

寛永一七年家光に仕える。同一九年一二月細工頭。慶安三年八月西丸に勤仕。のち本丸に勤仕。承応二年三月襲封。寛文六年一二月諸家系図の表装、印章新刻を担当し褒美を賜る。天和二年二月勤を辞し、小普請。貞享元年七月致仕。同三年四月没七五才。

定長（平左衛門）

貞享元年七月襲封。同五年六月没二五才。

定則（定右衛門 四郎兵衛）

定房従弟定順の長男

元禄元年一二月一五才で襲封。同一四年五月大番。享保一六年一月没五八才。

定徑（主膳 四郎兵衛）

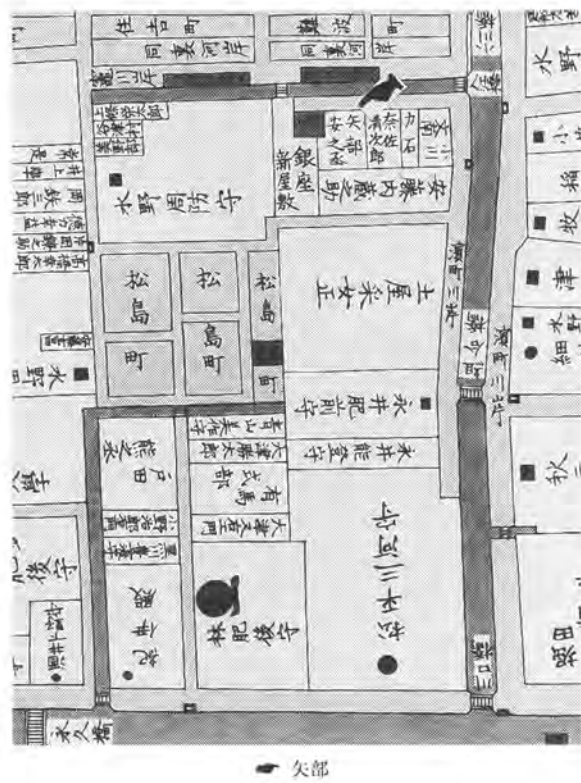
享保一六年四月襲封。同一八年九月納戸番。同一九年九月新番。のちしばしば弓術で褒美を賜る。明和二年六月番を辞す。同三年一二月致仕。同五年七月没五九才。

定賢（種蔵 主膳 求馬 四郎兵衛）

明和三年一二月襲封。同六年一二月大番。同八年一二月新番。安永四年四月番を辞す。同六年二月大番。同九年八月没三五才。

〔定寛(安之丞)〕  
 安永九年十一月襲封。天明八年二月家齊に初拝謁。寛政三年十一月没二八才。

定之(卯之吉 七左衛門 定賢兄定中の二男)——定和(源七郎)——(安之丞 安之助)  
 寛政三年二月二才で襲封。同四年九月家齊に初拝謁。同年二月大番。文化九年六月組頭。文政十一年三月病につき勤を辞し小普請。



堤中納言兼輔の後裔という矢部氏であるが、定則の時に駿河国有渡郡矢部村に居をかまえ、矢部を称したという。定清は天正一八(一五九〇)年家康に仕え、武蔵国荏原郡において知行地を賜る。文祿元(一五九二)年より秀忠に仕え、慶長元(一五九六)年細工頭となり、同六年上野国

緑野郡において加増される。同一四年には知行地を改められ下総国千葉郡曾我野村において四四〇石を知行することとなった。定勝は元和八(一六二二)年襲封し細工頭となり、寛永二(一六二五)年九月朱印状を賜る(史料二四)。

屋敷は寛政、文政、天保期には浜町竈河岸にあった。安政三(一八五六)年に襲封した安之丞の拝領屋敷も同所であり、嘉永三(一八五〇)年新刻、安政六(一八五九)年再板「日本橋北内神田両国浜町明細絵図」でも安之丞の屋敷が確認できる。なお、定勝以降の葬地は牛込の幸国寺である。

史料二四  
 矢部七左衛門定勝拝領矢部卯之吉定之書上

下総国千葉郡曾我野村之内四百四拾石之事令扶助之説全可知行者也

寛永二 九月二日 御印

矢部掃部 とのへ

現行市町村名	千葉市中央区	国郡名	上総国千葉郡	村名	曾我野	知行高	四四〇・〇〇〇〇〇石	村高	五九四・〇八八二〇石	相給数	六
知行高合計	四四〇・〇〇〇〇〇石										

# 山崎氏



丸の内上羽蝶

正重(長助 中務少輔)

伊勢国司北畠具教に属し、同国四五百森城に居住。天正四年一月信長のはからいで具教自害の際、殉死。

正勝(庄右衛門)

父の殉死後、ある寺にて喝食となる。織田信雄の招きで彼の家臣となり、山崎を称す。のち処士となる。慶長二年四月没。

正信(権八郎)

幼い頃より秀忠に勤仕し、のち小姓組。大坂の夏の陣で戦功をあげる。のち小納戸。寛永七年二月故あって勘気を蒙り改易。同一二年一月再び召され、同一三年二月書院番。同一五年五月目付。同一九年一月長崎奉行。慶安三年一月長崎にて没五八才。

重政(四郎左衛門)

政豊(主米 求之助 左兵衛 勘右衛門 猪兵衛) 寛永一八年一月一三才で家綱に附属し小姓。慶安三年九月西丸小姓組。のち本丸に勤仕。寛文四年五月小納戸。延宝八年勤を免され寄合。天和二年四月船手。同三年九月没五五才。

正純(求馬 孫四郎 猪兵衛)

延宝五年二月家綱に初拜謁。天和三年二月襲封し小普請。元禄六年五月書院番。宝永元年一月番を辞す。同五年二月没。

正勝(鍋次郎 数馬 猪兵衛)

宝永六年三月一才で襲封。享保七年三月書院番。元文三年九月没四〇才。某(忠五郎) 別家をたてたが、のち知行地収公。

正虎(音次郎 数馬 日根野高信の二男)

元文三年二月襲封。同月吉宗に初拜謁。寛保三年七月書院番。寛政二年三月番を辞す。この時褒美を賜る。同五年三月没七三才。

正明(岩太郎 猪兵衛 帯刀)

安永五年一月家治に初拜謁。同六年西丸小姓組。のち弓術で褒美を賜る。同八年四月本丸に勤仕。天明元年五月西丸に戻り、同六年閏一月本丸に勤仕。寛政五年六月襲封。同八年一月番を辞し、同一〇年一月四三才で致仕。

正通(鎮次郎 酒井貞倚の六男)

寛政一〇年一月二七才で襲封。同一年二月家齊に初拜謁。

(鎮次郎)

天保一二年閏一月小姓組より老免し小普請となり褒美を賜る。

(岩太郎)

(安政) 文久頃

家伝によればもと潮田を称し、正勝の時に外祖父の家号を継いで山崎に改めたという。正信は幼い頃より秀忠に仕え、知行地二〇〇石を賜る。

(一六三〇)年二月に改易されるが、同一二年一月に再び召され甲斐国において知行地二〇〇石を賜る。

(金橋)

(最幕末)

慶長二〇(一六一五)年の大坂夏の陣の戦功で三〇〇石を加増され、その後しばしば加増されて知行高は二〇〇石となった。正信は寛永七

年九月に西丸小姓組となり、蔵米三〇〇俵を賜る。寛文四(一六六四)年五月には小納戸に転じ、同

年一二月蔵米二〇〇俵を加増される。天和二（一六八二）年四月三日  
 船手となり、同月二日には上総国天羽、下野国梁田、足利の三郡にお  
 いて四〇〇石を加増され、四〇〇石と蔵米五〇〇俵を知行する。正純は  
 元禄一〇（一六九七）年七月蔵米を改めて、下総国千葉、埴生、香取の  
 三郡において五〇〇石の知行地を賜り、知行高は九〇〇石となるが、こ  
 の時曾我野村は正純の知行地となっている。正勝は宝永六（一七〇九）  
 年三月に襲封するが、自身は六〇〇石を知行し、弟忠五郎に三〇〇石を  
 分知している。この忠五郎は子がなかったため一代で断絶した。寛政一  
 〇（一七九八）年襲封の正通が書き上げた史料二五をみると、拝領高  
 （政豊が拝領と記されるが、実は正純まで二代にわたり拝領したもの）  
 九〇〇石に込高を加えた一〇九五石余の内訳が判明するが、忠五郎に分  
 知した三〇〇石の村名は不明となっている。また、このうち上総国天羽  
 郡六野、海良両村は、文化八（一八一）年江戸湾防備を命じられた陸  
 奥国白河藩の領地となり、山崎氏は代わりに翌年より下総国匝瑳郡井戸  
 野村を知行した。

屋敷は寛政、文化、文政、天保期は小石川祥雲寺前にあつた。嘉永七  
 （一八五四）年、安政四（一八五七）年改の「小石川絵図」でも岩太郎  
 の屋敷が確認できる。なお、この後駿河台に移っている。また、政豊以

降の葬地は牛込の松源寺である。  
 史料二五

山崎猪兵衛正豊拝領同鎮次郎正通書上

知行所高千九拾五石五斗三升三合三夕

内

百五拾六石七斗

下野国梁田郡窪田村

右天和二戌年月日不知拝領

百拾四石九斗三升九合壹夕

下総国香取郡大久保村

八拾壹石三斗壹升壹合四夕

同国同郡吉田村

三拾七石五斗八升四合八夕

同国千葉郡曾我野村

右三ヶ村旧不知元禄十一年月日不知御引替地ニ被下

百三拾三石壹斗五升

下総国千葉郡実粉村

九拾石五斗三升叁合

上総国天羽郡六野村

四拾八石壹升六合

同国同郡海良村

百三拾三石三斗

下野国足利郡利保村

右四ヶ村拝領年月日不知

三百石

同郡村名不知

右三百石は二代目正純之時奉願次男忠五郎へ分知之処右家断絶

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市中央区	下総国千葉郡	曾我野	三七・五八四七〇石	五九四・〇八八二〇石	六
習志野市	下総国千葉郡	実粉	一三三・一五〇〇〇石	三二二・〇五九〇〇石	二
東庄町	下総国香取郡	大久保	一一四・九三九〇〇石	二二六・二五八八〇石	二
八日市市場	下総国香取郡	吉田	八一・九一七〇〇石	一一六八・三八八〇〇石	七
旭市	下総国匝瑳郡	井戸野	二八八・五五一八〇石	一三八五・八二五〇三石	四
栃木県足利市	下野国梁田郡	久保田	一五六・七〇〇〇〇石	九六二・〇六四〇〇石	七
栃木県足利市	下野国足利郡	利保	一三三・三〇〇〇〇石	七七九・四四三〇〇石	四
知行高合計			九四六・一四二五〇石		

都合高千九拾五石

五斗三升三合三夕

内込高百九拾五

石五斗三升三合

三夕



# 山高氏



割菱

信方（太郎 甲斐守）

一条与次郎義行の長男）

（七代略）——信之（越後守）

武田信虎に仕え、天文九年二月没。

親之（石見守）

武田信虎、信玄に仕え、永祿九年六月没五八才。

信親（宮内）

信玄に仕え、元龜三年一二月三方原で討死四二才。

信直（将監 宮内）

信玄、勝頼、家康に仕える。寛永二年四月没七三才。

親重（孫兵衛）

天正一九年家康に初拜謁。慶長五年秀忠に従う。慶長一三年甲府城番。元和二年徳川忠長に附屬。寛永一九年二月家光に仕え大番。慶安元年八月没七五才。

信保（五郎左衛門 孫兵衛）

元和二年一才で秀忠に初拜謁。この年忠長に附屬。忠長改易後流浪し、寛永二〇年七月家光に召されて拜謁し、同二年六月大番。慶安元年一二月襲封。万治三年富士川、由比川などの川普請を奉行。寛文元年五月石見国代官。同年七月銀山奉行として同国に赴く。同一〇年五月石見国で没六五才。

信澄（源藏 宇右衛門）

正保二年六月家光に初拜謁。同年七月大番。万治二年二月初米手形裏書役。寛文四年一月賄頭。同一〇年一二月襲封。延宝八年一〇月勤を免される。天和二年一二月小普請。元祿六年一二月致仕。宝永二年一〇月没七七才。

信富（多宮 松平定寛の三男）

元祿六年一二月襲封。同一〇年九月没三八才。

信峯（九郎七 松平定冬の二男）

元祿一〇年一二月一六才で襲封。同一五年九月没二二才。

信相（織之助 源藏 左大夫 松平定冬の三男）

元祿一五年一二月一四才で襲封。宝永五年三月西丸書院番。のち本丸に勤仕。享保八年三月精勤を賞され褒美を賜る。同九年一二月進物番。同一三年四月年吉宗の日光社参に供奉。元文四年二月西丸小十人頭。同年一二月布衣を許される。寛延二年六月勤を辞し寄合。同月没六一才。

信芳（孫兵衛 左大夫）

享保一五年一〇月一三才で吉宗に初拜謁。寛延二年九月襲封。同年一〇月小姓組。宝曆九年一二月精勤を賞されて褒美を賜る。明和八年一月没五四才。

信敏（織之助 左大夫）

明和八年四月襲封。同年一二月小姓組。安永四年閏一二月番を辞す。天明二年七月致仕。寛政二年七月没三八才。

信恭（彦八 源藏 孫兵衛 江坂正恭の四男）

天明二年七月襲封。同四年八月書院番。寛政七年四月没三五才。

信敬（力藏）

寛政七年七月一八才で襲封。同八年一月家齊に初拜謁。のち西丸書院番。

(力太郎)

西丸小姓組。

(鑄藏 左太夫)

文久元年八月小普請より書院番。のち陸軍奉行並支配勤仕並製鉄所御用伝習出役。慶応三年二月開成所頭取並。同年五月役を免ぜられ小普請。

山高氏は甲斐武田氏の一族で、信方が甲斐国巨摩郡山高村に居住し山高と称したという。親之は武川一二騎の随一で武田信繁の隊に属し、永禄四(一五六二)年九月川中島の合戦で信繁が討死した際、親之はその敵を討ち取り、首を奪取して信玄に献上した。信直は武田信玄および勝頼に仕えるが、天正一〇(一五八二)年武田家滅亡後家康の庇護下に入って月俸を賜り、その後武川衆を召そうとした北条氏直の使者を討ちとり、家康から本領安堵の朱印状を賜る。同一二年長久手の戦、同一三年上田城攻めに功があり、同一七年には加増されている。信直は同一八年の小田原の陣に供奉した後、知行地を武蔵国鉢形に移され一二〇石余を知行する。同一九年陸奥国九戸一揆の際は鎮圧に岩手沢まで出向き、文禄元年朝鮮出兵の際には兵船の造営のため伊豆山よりの材木切り出しを指揮している。慶長九(一六〇四)年三月に七〇石余を加増され武蔵国男衾郡において二〇〇石を知行する。

親重は信直の長男であるが別家をたて、慶長八年に甲斐国において知

行地を使わずとの命があり、同九年同国巨摩郡山高村において二七〇石余を賜る。元和二年徳川忠長に属し、忠長改易後処士となるが、寛永一九(一六四二)年二月召し出されて家光に仕え、甲斐国の本領を安堵される。信保は寛文元(一六六一)年に甲斐国の知行地を下総国相馬、葛飾の二郡に移され二七〇石余を知行する。信澄は慶安元年二月蔵米二〇〇俵を賜り、寛文四年二月にも蔵米二〇〇俵を加増されるが、同一〇年の襲封時に加増の蔵米は二三〇俵を除いて収公され、二七〇石余と蔵米一三〇俵を知行する。信峯は元禄一〇(一六九七)年の襲封後、同年の地方直しで下総国相馬郡の知行地を同国葛飾、武蔵国葛飾の二郡に移されるが、その際中野村は信峯の知行地になったと考えられる。屋敷は寛政、文政、天保期には小川町裏猿楽町にあった。嘉永二年(一八四九)新刻、文久三(一八六三)年改正の「飯田町駿河台小川町絵図」、でも鑄藏の屋敷が確認できる。また、葬地は親重から信澄は牛込の宗参寺、信富以降は金杉の安楽寺である。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市若葉区	下総国千葉郡	中野	四四・九九二〇〇石	七三・三六〇〇四石	九
埼玉県庄和町	下総国葛飾郡	木崎	一五五・九九九三〇石	四〇九・七七〇一〇石	五
柏市	下総国葛飾郡	酒井根	一九三・六三七〇〇石	二九〇・六六九〇〇石	二
船橋市	下総国葛飾郡	南金杉	三六・三九〇六〇石	二二三・〇五六二〇石	四
埼玉県幸手市	武蔵国葛飾郡	神明内	九八・一八一六〇石	三六五・二九三〇〇石	二
埼玉県幸手市	武蔵国葛飾郡	上吉羽	六五・二五〇〇〇石	五五四・二六四〇〇石	二
知行高合計			五九四・四五〇五〇石		

# 山名氏



丸の内三引

新田義重

山名義範(太郎三郎 右馬助 伊予守 伊豆守)

(九代略)

持豊(小次郎 弾正少弼 左衛門佐 右衛門佐 右衛門督 入道号宗全)

源頼朝に従う。また、義経の平氏追討軍に加わり、戦功で文治元年八月従五位下伊豆守に叙任。

承久元年没。

応永二〇年一月一〇才で足利義持に初拝謁。文明五年三月京にて没七〇才。

豊國(初め元豊 中務大輔)

(四代略)

豊政(平右衛門)

豊義(太郎左衛門 豊國の四男)

初め因幡国岩井城に居住。のち鳥取城に移り因幡国守護。天正六年五月秀吉の城攻めに降伏。同一五年家康に仕え、慶長五年関ヶ原の戦に供奉。同年一〇月但馬国気多郡高田庄の竹田城を受取り国務を沙汰する。のち家康、秀忠の御伽。慶長一九年四月直訴にきた池田重信の態度を不審に思い、御前より見事に退出させ本多正純に賞される。寛永三年四月致仕。同年一〇月没七九才。

寛永三年四月、兄豊政襲封の際、かつて兄が知行していた一〇〇〇石を賜り寄合。同一九年八月没六九才。

豊満(図書)

寛永七年家光に初拝謁。同一九年一二月襲封。寛文五年六月没五八才。

義往(太郎左衛門 図書)

寛文四年八月家綱に初拝謁。同五年一二月襲封。同一三年六月没三八才。

重周(初め義知 彦三郎 図書 豊義五男・豊玄の三男)

寛文一三年七月一三才で襲封。同年九月家綱に初拝謁。享保四年一二月致仕。同一二年五月没六七才。

豊峰(左仲 主膳 福嶋國隆の三男)

正徳三年一二月家継に初拝謁。享保四年一二月襲封。延享五年三月没六七才。

義安(次郎太郎 図書)

延享五年六月襲封。同年(寛延元)一二月家重に初拝謁。宝暦六年七月父の代から行っていた格式に関する愁訴を咎められ出仕を止められる。同年八月赦免。安永九年八月致仕。寛政八年九月没七九才。

豊翔(安次郎 主膳 水野忠齋の二男)

安永八年一二月家治に初拝謁。同九年八月襲封。天明八年二月没三七才。

義矩(小次郎 山名義徳の二男)

天明七年一二月家齊に初拝謁。同八年五月二〇才で襲封。表高家並寄合。

義質(図書助)

表高家並寄合。

(主税助)

表高家並寄合。

(辨丸)

慶応元年六月襲封し、表高家並寄合。

下谷練堀小路ト云

山名

新田義重の長男が義範で、上野国緑野郡山名郷に居住し山名と称する。

時熙の頃室町幕府の四職の家格を確実にし、その子持豊(宗全)は嘉吉元(一四四一)年六月、足利義教が殺された嘉吉の乱に際し、幕府追討軍の主力として赤松満祐を滅ぼす。やがて持豊を初めとする山名一族の守護領国は九か国に及び、管領細川家と権勢を争う。持豊はのちに応仁の乱(一四六七〜七七)で西軍の総帥となるが、陣中において没し、そののち一族も衰退していく。豊國は最後まで残る領国の一つ因幡国の守護となるが、天正六(一五七八)年五月秀吉が因幡国鳥取城を攻めたと き、家臣の変心によって城を奪われ、豊國は城を出て秀吉に降伏し、自ら秀吉に従って鳥取城を攻め落とした。豊國は秀吉から臣下へと誘いがあつたが旧家の故をもつて固辞し、同国村岡に蟄居した。のちに摂津国多田庄にいたり旧臣多田将監のもとに幽居するが、天正一四年家康に拝謁し、その後もしばしば恩遇をこうむる。家康は山名の先祖は徳川と同様新田氏であり、同祖であるゆえ疎意であつてはならないと豊國を召

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市稲毛区	下総国千葉郡	小中台	四七一・八二五〇〇石	四七一・八二五〇〇石	一
千葉市稲毛区	下総国千葉郡	園生	三九三・四五九〇〇石	三九三・四五九〇〇石	一
千葉市若葉区	下総国千葉郡	西寺山	四九・二七五〇〇石	二二一・二〇四〇〇石	三
船橋市	下総国千葉郡	楠ヶ山	七七・九二八〇〇石	八八・〇四七〇〇石	二
知行高合計			九九二・四八七〇〇石		

西寺山村の知行高は、村方では幕末まで56.788石であり、合計1000石となる。

しだし、豊國が慶長五(一六〇〇)年の関ヶ原の役に供奉した翌年、駿府において但馬国七味郡に六七〇〇石の知行地を宛っている。豊政は寛永二(一六二五)年二月下総国葛飾郡小中台、園生、(西)寺山村などにおいて知行地一〇〇〇石を賜り、朱印状(史料二六)を賜る。翌寛永三年四月父の遺跡六七〇〇石を襲封するが、その時先に賜った一〇〇〇石は弟の豊義に譲っている。豊政の系統の本家は譜代大名なみの扱いをうけ、参勤交代を行う交代寄合の格式であつたが、当方も豊峰の代に一時交代寄合に列した。また、義矩以降は旧家の家格である表高家に準ずる、表高家並寄合などを歴任した。

屋敷は文政期までは下谷練堀小路、天保期以降は下谷長者町にあつた。嘉永四年新鑄、文久二(一八六二)年改正の「下谷絵図」でも図書の屋敷が確認できる。また、豊義以降の葬地は駒込の勝林寺である。

史料二六

山名太郎左衛門豊義拝領同小次郎義矩書上 台徳院殿御判物

下総国葛飾郡小中台村四百七拾壹石八斗余園生村三百九拾三石四斗余楠ヶ谷七拾七石九斗余寺山五拾六石余合千石事令扶助訖全可知行者也

寛永二

十二月十一日

御朱印  
山名平右衛門との

# 山本氏



丸の内四石畳

正直(四兵衛)

松平清康、広忠に仕える。天正二年七月没八三才。

正継(丑之助 新太郎 九兵衛)

家康に仕える。天正一八年関東入国は病で供奉せず。元和九年一〇月没八〇才。

正吉(丑之助 四兵衛)

家康に仕え、小十人。大坂の両陣に供奉。元和三年秀忠の上洛に従う。同六年東福門院の入内に従い御壺の召次となる。寛永三年後水尾天皇の二条城行幸の際、儲の御所及び座敷の飾付けを奉行。同四年納戸番。同九年大番。のち番を辞し小普請。明暦元年一〇月致仕。同年一二月没七九才。

正茂(辰之助 又右衛門 四兵衛)

正信(五郎八 七左衛門 七郎左衛門 正吉の二男)

正勝(兵蔵 七郎兵衛 七兵衛)

標正(初め經正 七十郎 七右衛門 弥左衛門 正信の二男)

寛永二年秀忠に仕える。同九年家光に勤仕し大番。慶安元年三月綱吉に附属し抱守となり、布衣を許される。のち用人。寛文七年閏二月没六〇才。

寛文四年八月九才で家綱に初拜謁。同七年七月父の遺跡を分知され小普請。延宝四年四月小姓組。元禄六年一二月進物番。同九年一二月精勤を賞され褒美を賜る。同一年閏二月桐間番。同年四月近習番。同年七月小納戸。同年九月小普請となり出仕を懼り、同年一二月許される。宝永元年六月小姓組。享保四年四月没六四才。

正伸(八十郎 主殿 十右衛門 十兵衛 正信の三男)

宝永六年四月書院番。享保四年七月襲封。同八年三月精勤を賞され褒美を賜る。元文五年七月番を辞し褒美を賜る。宝暦五年八月没九五才。

正高(文五郎 本郷正泰の三男)

宝暦五年一二月襲封。寛政二年四月五五才で致仕。

正忠(鏡之助)

寛政二年四月襲封。同年一〇月没一八才。

正久(鍋之助 内藤榮澄の二男)

寛政二年一二月一五才で襲封。同四年九月家齊に初拜謁。文化六年時点で小普請。

(八十郎)

(天保四年頃)

(元七郎)

小姓組。

(鋭助)

(安政頃)

(千代蔵 鋭助の弟)

万延元年一二月襲封し小普請。文久三年一二月書院番。元治元年八月小納戸。同年一二月布衣を許される。慶応二年一二月勤を免され勤仕並寄合。



山本

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市若葉区 埼玉県庄和町	下総国千葉郡 下総国葛飾郡	中野 柵	二九九・九九七八〇石 一三〇・五〇四〇〇石	七三三・三六〇〇四石 六二二・七五五〇〇石	九 五
知行高合計			四三〇・五〇一八〇石		

当家は清和源氏義光流で、平安時代の近江の武将山本冠者義経の孫義重を祖とする。正吉は家康より慶長一九（一六一四）年、三河国額田郡において知行地二〇〇石を賜る。寛永九年大番となり、同一（一六三三）年二月武蔵国比企郡において二〇〇石を増加される。

正信は秀忠に仕え、寛永四年蔵米一五〇俵を賜り別家をたてる。同九年家光に仕え、同一〇年二月二〇〇石を増加され、先の蔵米を改めて下総国葛飾郡に三五〇石の知行地を賜った。慶安元（一六四八）年三月綱吉に附属し抱守となり、のち美濃国方県、上野国邑楽、山田の三郡において一五〇〇石を増加され一八五〇石を知行する。

標正は寛文七（一六六七）年七月父の遺跡より下総国葛飾郡において三五〇石を賜り別家をたてる。元禄一一（一六九八）年六月知行地を同国千葉郡に移されるが、この時中野村は標正の知行地になった。江戸時代最後の当主千代蔵は、知行高は五〇〇石、その内一五〇俵は足高ではなくに役料が三〇〇俵あったが、この足高と役料は元治元（一八六四）年小納戸となったことによると思われる。

屋敷は正久の代には南本所三目橋一丁西方にあったが、実際は浜町の実家内藤家に同居していた。文久期には牛込御門内に移り、嘉永二（一八四九）年新刻、文久三（一八六三）年改正の「飯田町駿河台小川町絵図」でも元七郎の屋敷が確認できる。また、正直から正信までは三河国平地の光顔寺、標正以降は築地本願寺の善久寺が葬地である。

# 吉田氏



三扇地の内酸漿

光治（与三郎 与左衛門）  
医業を好まず家を継がず。山城国嵯峨に閑居。

周三（真珠院）  
僧となり、のち医術を学び豊臣家の侍医となる。寛永八年二月没八一才。

宗活（機庵 法橋）

幼年より施薬院宗伯らについて医術を学び、のち京都妙心寺に赴き庸山禪師に小児の医術を学ぶ。のち疳痢を患った松平光長を治療し光長の家臣となる。また、土井利勝の子利隆の痼病を治療。寛永二年秀忠に初拝謁。同三年高松宮好仁親王の病氣を治療し法橋に叙任。同一年三月家光の娘千代姫の誕生に際し薬を献上。同一年八月家綱の誕生に際し薬を献上。同年九月家綱に附属。同年二月没五一才。

宗以（策庵 法眼）

寛永一八年襲封。同一年家綱の侍医。正保四年綱吉に附属。寛文元年二月家を宗周に譲り自身は綱吉の神田の館に勤仕。同六年二月法眼に叙任。延宝八年綱吉の子徳松が西丸に移る際従う。のち綱吉親筆の連雀の画を賜る。天和三年二月致仕。元禄七年九月没七九才。

宗周（喜太郎 喜庵）  
宗知（甚太郎 周竹 宗以の三男）

天和三年二月父の扶持を継ぎ寄合医。貞享二年一月奥医となり、鶴姫に附属。宝永元年五月鶴姫逝去につき寄合。享保九年七月致仕。同一年一月没七七才。

宗仲（策庵 法眼 宗活孫宗貞の二男）

正徳二年七月家宣に初拝謁。享保九年七月襲封し寄合。同一年二月番医。同一年三月精勤を賞され寄合医。元文二年五月家治に附属。同一年二月法眼に叙任。同四年五月御匙。寛保二年五月没六七才。

宗之（周悦 策庵）

享保二〇年二月吉宗に初拝謁。  
寛保二年八月襲封。明和三年四月致仕。安永八年一月没六三才。

宗翼（群次郎 周伯）

明和二年五月家治に初拝謁。同三年四月襲封し寄合。同六年六月没二四才。

宗允（千次郎 策庵 村田致和の二男）

明和六年九月襲封し寄合。同年二月家治に初拝謁。天明四年四月三三才で致仕。

宗思（幸五郎 俊宅 吉田高賢の長男）

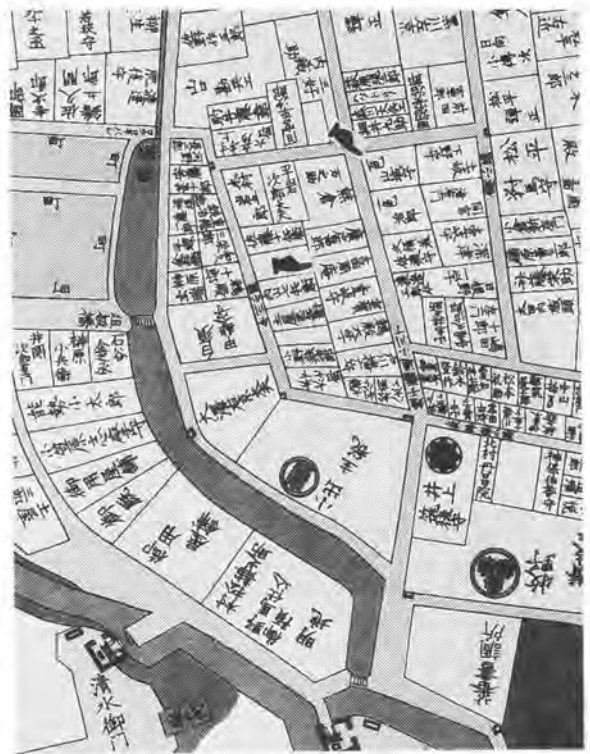
安永九年一月家治に初拝謁。天明四年四月襲封し小普請。同六年一月寄合医。寛政七年四月没三四才。

宗豊（千次郎 周悦 策庵 宗允の二男）

寛政七年七月二三才で襲封し小普請。同年八月家齊に初拝謁。のち小石川療養所出役。

（快庵 収庵）

文政八年七月襲封し小普請。同一年二月寄合。安政五年一〇月奥請。同一年二月襲封。元治元年九月大人科へ転業、但し小児科兼帯。



吉田、一色

平安時代の武将佐々木三郎秀義の六男厳秀は、幼年より比叡山で僧となり、近江国蒲生郡狭々城大神宮の別当職に補任される。頼朝天下統一のち兄佐々木定綱が本国近江へ帰住した時、兄の所領より吉田庄を分知される。このときはじめて吉田を家号とし、徳春の代までその地に居住した。厳秀から八代後の徳春は故あって本国を去り、京都に登って足利義満に拝謁し、義持に仕えて山城国紀伊、綴喜の二郡において知行地

を賜る。晩年に医术を嗜み、山城国嵯峨の角倉に居をかまえ、応仁二（一四六八）年八月八五才で没する。その子宗林は義政に仕える。さらに次の宗忠は義植の侍医となる。その長男光治は医業を好まず家を継がずに別家をたて、家は弟の宗桂が継いだ。

光治は山城国嵯峨に閉居し、その子周三は豊臣家の侍医となる。宗活は寛永一八（一六四一）年九月家綱付きとなり、武蔵国幡羅郡忍領において知行地五〇〇石を賜る。その年三男の宗以が襲封し、同一九年に家綱の侍医となる。寛文元（一六六一）年二月旧領五〇〇石は長男宗周に継がせ、宗以は七〇人扶持で綱吉の神田の館に勤仕した。

宗以の三男宗知は天和三（一六八三）年二月父が致仕するとき、七〇人扶持を継いで奇合医となる。貞享二（一六八五）年一月奥医に就き、綱吉娘の鶴姫に附属した際、先の扶持に代わり蔵米三〇〇俵と二〇人扶持を賜る。元禄一四（一七〇一）年一月二〇〇石を増加されるとともに、蔵米を知行地に改められ、下総国千葉郡において五〇〇石を知行する。

榎橋、検見川両村はこの時吉田氏の知行地になったとみられる。なお、二〇人扶持はもとのとおりであった。

屋敷は寛政（文政期）には鶴町三丁目横町に、安政期は雉子橋通にあった。嘉永二（一八四九）年新刻、文久三（一八六三）年改正の「飯田町駿河台小川町絵図」でも周（収）庵の屋敷が確認できる。また、宗活以降の葬地は赤坂の松泉寺である。

現行市町村名	国郡名	村名	知行高	村高	相給数
千葉市花見川区	下総国千葉郡	榎橋	四四七・二八七〇〇石	七四一・七六三〇〇石	四
千葉市花見川区	下総国千葉郡	検見川	一八・四六九〇〇石	六一六・一四七〇〇石	五
習志野市	下総国千葉郡	藤崎	一九六・五四九〇〇石	一九六・五四九〇〇石	一
知行高合計			七七一・三〇五〇〇石		



## 編集後記

平成五年度は多忙を極め、本誌の原稿依頼もできませんでした。やむを得ず事務局で執筆、編集作業に取り掛かったのは一二月の中旬です。遅れを取り戻すべく編集スタッフの丸となった努力の結果、ここに上梓の運びとなりました。本誌をまとめた意義は、地域の旗本四五氏と、御家人一氏を一人あたり一〜三ページという限られたスペースに、可能な限りデータを載せてコンパクトにまとめたことだと思います。原直史氏を中心に寛政期以降の系図も可能な限り事実に基づくよう努力し、知行地一覧も群馬・滋賀県下の各市町村史などを用い、正確さを期すためできるだけのことをいたしました。地域の旗本を調べる時、本書を手にとればとりあえず必要な情報は得られると考えておりますがいかがでしょうか。ただし、短時間で編集したため、疎漏、過誤などが皆無とはもとより考えておりません。読者の皆様のご意見、ご叱正をお待ち申し上げます。

なお、本書の役割分担は次のとおりです。芦田伸一…企画・執筆。麻生秀仁…企画・執筆・校正。今井公子…史料筆写。大崎和子…校正。大澤トク…校正。小代渉…校正。佐藤文智…校正。田邑真奈美…校正。西川英子…校正。長谷川幸二…校正。林博子…校正。原直史…執筆・校正・史料筆写。

また、平成五年四月一日付の移動で担当者が替わり、佐藤八重子が地域振興課に転出し、麻生秀仁が北部図書館より転任いたしました。(a)

### 〔監修〕

千葉市史編纂委員会

川村 優・井上準之助

千葉いまむかし第七号

平成六年三月三十一日発行

編集 千葉市史編纂委員会

発行 千葉市教育委員会

(千葉市立郷土博物館  
市史編纂担当)

印刷 (株)エイワ・コピーサービス